

## 第二部

神戸市における土地の管理並びに利用の状況について

## 目 次

### 第二部 神戸市における土地の管理並びに利用の状況について

I. 公有土地について.....	1
1. 公有土地の概要.....	1
(1) 土地の定義と区分.....	1
(2) 市の土地の管理事務.....	6
(3) 公有土地の保有状況.....	14
2. 監査の着眼点及び実施した手続.....	34
3. 包括外部監査の結果.....	36
(1) 「六甲シンフォニーホール」関連用地の取得について.....	36
(2) 「藤原台事業用地」の売却について.....	42
(3) 未利用地の取得経緯について.....	44
(4) 土地台帳、公有財産表による公有土地の管理について.....	46
(5) 普通財産の一元管理について.....	52
4. 包括外部監査の意見.....	53
(1) 「六甲シンフォニーホール」関連用地の取得について.....	53
(2) 公有土地の管理と将来の複式簿記の導入に向けての検討課題.....	53
(3) 未利用地の管理と有効活用について.....	57
(4) 合筆による土地管理の簡素化について.....	97
II. 基金土地について.....	98
1. 基金土地の概要.....	98
(1) 基金の定義.....	98
(2) 市が設置する基金.....	98
(3) 基金土地の年次推移.....	100
(4) 基金土地を保有する基金の根拠条例.....	101
2. 監査の着眼点及び実施した手続.....	102
3. 包括外部監査の結果.....	103
(1) 総括的監査結果.....	118
(2) 基金土地に対する監査結果.....	123
4. 包括外部監査の意見.....	124
(1) 総括的意見.....	124
(2) 基金土地に対する意見.....	124

III. 外郭団体土地について.....	131
1. 外郭団体土地の概要.....	131
2. 開発公社土地について.....	134
(1) 神戸市土地開発公社の概要.....	134
(2) 開発公社土地の概要.....	137
(3) 監査の着眼点及び実施した手続.....	140
(4) 包括外部監査の結果.....	141
(5) 包括外部監査の意見.....	148
3. その他外郭団体土地について.....	152
(1) 監査の着眼点及び実施した手續.....	152
(2) 包括外部監査の結果.....	152
(3) 包括外部監査の意見.....	155

## 第二部 神戸市における土地の管理並びに利用の状況について

### I. 公有土地について

#### 1. 公有土地の概要

##### (1) 土地の定義と区分

###### ① 地方公共団体における「財産」の区分

地方公共団体が保有する土地は、地方自治法上、「財産」に含まれる。「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう（地方自治法第237条）。

「財産」における土地の位置付けは、下表の通りである。

財産	公有財産	物	不動産	土地
				土地の定着物
			特定動産	船舶等
				航空機
			不動産・特定動産の従物	
			財産権	用益物権等
				無体財産権
				有価証券
				出資による権利
				財産の信託の受益権
			物品	
			債権	
			基金	

また、「財産」のうち「公有財産」は、下表の通りにも分類される。

財産	公有財産	行政財産 <sup>(注1)</sup>	公用財産 <sup>(注3)</sup>
			公共用財産 <sup>(注4)</sup>
			公用又は公共用に供することを決定した財産 <sup>(注5)</sup>
		普通財産 <sup>(注2)</sup>	

- (注 1) 「行政財産」とは、市が行政執行の物的手段として行政目的の効果達成のために供されるものであり、公用財産、公共用財産及び公用又は公共用に供することを決定した財産をいう。
- (注 2) 「普通財産」とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。
- (注 3) 「公用財産」とは、市が事務又は事業を執行するために直接使用することを目的としている財産をいい、庁舎、消防施設等がこれに当たる。
- (注 4) 「公共用財産」とは、住民のためにその一般的利用に居することを目的とした財産をいい、学校、図書館、公園等がこれに当たる。
- (注 5) 「公用又は公共用に供することを決定した財産」とは、現在使われていないが将来公用又は公共の用に供することを決定した財産をいい、予定公物ともいわれる。学校や道路の建設予定地などがこれに当たる。

## ② 公有財産の記録について

### ア. 公有財産の記録管理事務制度

財産の現状を常に正確に帳簿組織を通じて記録し、把握しておくこと（記録管理）は、適正かつ効率的現物管理の前提条件であり、現物管理と同様重要である。土地を記録管理するための基礎帳簿としては、土地台帳がある。

また、公有財産台帳は、公有財産管理主任により、適正に記録管理することとされている（公有財産規則第 22 条、第 23 条第 1 項第 3 号、第 4 号）。

公有財産のうち、不動産（市長及び教育委員会の所管に属するものをいい、道路等及び都市計画事業用地を除く。）については、その取得、管理、処分等財産の増減異動や運用状況を、より迅速かつ正確に記録し、把握するため、昭和 44 年 4 月から行財政局管財課に事務を一元化し、コンピュータを利用するなど、記録管理事務の効率化及び近代化を図っている。

### イ. コンピュータ処理による不動産記録管理

コンピュータ処理による不動産記録管理事務の主な資料は、入力帳票である記録調書及び財産引渡書並びに出力帳票である土地台帳である。

【土地台帳等の作成時期等（神戸市公有財産規則第62条関係）】

作成時期	作成基準時点	資料の名称	作成部数	配布先	
毎月	前月末現在	土地台帳（異動分のみ） 土地異動修正表 土地増減異動明細表	各2部	所管課 管財課	
4月	3月末現在	土地台帳	2部	所管課 管財課	
		不動産現在高表	4部	所管課 会計室 監査事務局 管財課	
		年度間土地増減異動明細表	3部	所管課 監査事務局 管財課	
		公有財産表	土地（局別）	2部	会計室 管財課
			土地及び建物総括表（利用別） 土地及び建物総括表（局別） 土地及び建物総括表（地域別）	各1部	管財課

土地の異動（買収、売却など）が生じた場合、所管課において異動通知（記録調書又は財産引渡書）を記載し、行財政局管財課に提出し、管財課台帳管理システム担当は、異動通知に基づき、月締めで土地台帳の登録・修正処理を行い、異動結果帳票及び更新後台帳を作成する。異動結果帳票は管財課にて1部保管すると共に、更新後台帳と共に所管課へ送付し、所管課において当該台帳等を保管する業務フローとなっている。また、年度末には、行財政局管財課は土地台帳の記載をもとに公有財産表を作成することになっているが、実際には、適時に異動通知が作成送付されていないなどの理由により、「3. 包括外部監査の結果」（4）に記載のとおり、土地台帳及び公有財産表が、実際の公有土地の増減及び残高を表していない事例が散見された。

### ③ 「行政財産」と「普通財産」の相違点

上記の通り、「公有財産」は「行政財産」と「普通財産」に区分されるが、その具体的な違いは以下の通りである。

	行政財産	普通財産
貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することの可否	一定の場合を除き、原則としてできない（地方自治法第238条の4第1項）。 <sup>(注)</sup>	可能（地方自治法第238条の5第1項及び第2項）。
理由	上記行為を認めることが行政執行の物的手段としての行政財産の役割を阻害し、その結果、行政目的を達成することができなくなる可能性があるため。	直接、特定の行政目的のために供されるものではなく、主として経済的価値を保全・発揮させることにより生じた収益をもって地方公共団体の財源に充てることを目的とする財産であるため。
具体的対応	私法上の関係において運用することを禁止する。 実効性担保のため、禁止規定に違反する行為を無効としている。	特になし。

(注)「地方自治法の一部を改正する法律」(平成18年法律第53号)による、行政財産である土地の貸付等に関する規制緩和

行政財産である不動産については、従来、行政内部における一定の手続きを経て普通財産に変更しない限り、原則として他人への貸付ができないとされていた。このため、例えば「駅前で立地条件の優れた市有地に庁舎を建てたいが、容積率に余裕があつても、民間事業者に商業床を持たせて地代収入を得ることができない」といった課題があり、地方自治体による不動産の有効活用に制約が生じていた。

上記の法改正により、行政財産である不動産の貸付等に関しては、例えば以下のような点が緩和されている。

- ・市有地と民有地が混在する市街地再開発事業において、民間の開発事業者が自己所有地の容積率を超える床を保有しようとする場合、市がその一部を行政財産のまま開発事業者に貸し付けることが可能。
- ・市有地において庁舎を建て替えるにあたり、商業施設との一体化により土地の有効活用や市街地の活性化が見込まれる場合、余剰容積部分に相当する敷地あるいは床を民間事業者に貸し付けることが可能。

これにより、今まで立地条件のよい市街地にありながら十分な高度利用が図られていなかった公有地について、民間事業者や他の地方自治体などとの連携による高度利用の実現を期待できる。

(出典：日本総合研究所ホームページ：[コラム] 地方自治体における不動産の有効活用の可能性～地方自治法改正のポイント～)

## (2) 市の土地の管理事務

### ① 公有財産の管理体制

#### ア、公有財産の管理権

財産を取得、管理、及び処分する権限は、地方公共団体の長に属すると規定されており、公有財産の管理権は市長に専属している（地方自治法第149条第1項第6号）。

教育委員会に属する教育財産の管理については教育委員会、地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分については、管理者の権限とされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第2号、地方公営企業法第9条第7号・第33条第1項）。

#### イ、管理体制

行政財産は、当該財産を所管する部局の長が管理する（神戸市公有財産規則（以下、「規則」という。）第17条）。

普通財産は、原則として行財政局長が管理する（規則第18条）。

実務上は、部局における実質的な財産管理に携わる職員を「公有財産管理主任及び副主任」として設置し、適正な管理を義務づけ、管理体制の明確化を図っている（規則第22条、第22条の2）。

#### ウ、記録管理事務

公有財産の取得、管理及び処分を適正に行い、現況を的確に把握するため、公有財産を記録管理するための基礎帳簿として公有財産台帳（土地台帳）を置いている（規則第56条）。

### ② 土地の管理に関する手続

#### ア、取得

公有財産の「取得」とは、買入れ、交換受け、寄付受入れ、収用、換地、埋立てその他の方法により市有財産の絶対的増加をもたらす行為をいう。

なお、所管換又は所属替による取得は、同一地方公共団体の内部における財産の異動であるので、地方公共団体としての公有財産の取得には含まれない。

取得の形式は、以下の通り分類される。

公有財産の取得	私法の規定	契約によるもの	買入れ（注1）
			交換受け（注2）
			寄付受入れ（注3）
	公法の規定	換地（土地区画整理法等）（注4）	埋立て（注5）

(注1)「買入れ」とは、民法第555条に規定する売買のことであり、市が、市以外の者から売買によって不動産等を取得することをいう。

(注2)「交換受け」とは、民法第586条第1項に規定する金銭以外の財産の所有権を相互に移転することをいい、公有財産の処分であると同時に他の財産の新たな取得を意味する。

(注3)「寄付受入れ」とは、民法549条に規定する「贈与」に当たり、市が市以外のものから無償で財産を取得することをいう。

(注4)「換地」とは、土地区画整理法等の規定による換地処分によって、市が土地等を取得することをいう。

(注5)「埋立て」とは、公有水面埋立法の規定に基づき、河川、海、湖沼等の国の所有に属する水面の埋立てにより、土地を造成し、取得することをいう。

### a. 買入れの手続

市では、用地取得権限を有する部局は限定されている。以下には、用地取得権限を有しない部局における「買入れ」手続を記載する。

1	調査	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業実施計画に基づき、用地取得計画を作成し、現地において、当該地及び周囲の地域性等について調査を行う。</li><li>・次に登記所（所管法務局）において、土地登記事項証明書及び建物登記事項証明書を入手し、不動産の所在、面積、権利者を調査する。</li></ul>
2	予算措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・用地取得計画を作成した後、予算措置を行う。予算要求する際には、用地取得権限を有する課と相談し、あらかじめ価格の目安をつけておく。</li><li>・予算措置されていない場合で、早急に取得を要するときには、神戸市土地開発公社又は神戸市都市整備等基金を利用し、先行取得ができる。この場合には、行財政局財政部管財課に事前に協議する必要がある。</li></ul>
3	事業概要説明	<ul style="list-style-type: none"><li>・依頼課は、地元の住民、権利者、隣接地所有者等関係者に事業概要の説明会を開催する等により地元の理解が得られるように努める。</li></ul>
4	用地取得	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係者の理解が得られた場合、取得課へ用地取得依頼書等を提出する。依頼した後も取得交渉等は依頼課が行う。</li></ul>

### b. 寄付受入れの手続

寄付をしようとする者から寄付申込書を受け付け、申し込み物件の寄付受入れの適否を判断する。受け入れる場合には、寄付申込書へ実印の押印を依頼し、受入れに必要な書類を添付のうえ、あらためて申込書を受理する。

## イ. 処分

公有財産の「処分」とは、売払い、交換（渡し）などにより、私有財産の絶対的減となる行為をいい、公有財産のうち処分することができるものは、普通財産に限られる。

処分の形式は、以下の通り分類される。

公有財産の処分	売払い <sup>(注1)</sup>	一般競争入札 <sup>(注2)</sup>	
		指名競争入札 <sup>(注3)</sup>	
		随意契約 <sup>(注4)</sup>	代替地処分
		隣接者処分	
		公募売却	
		その他	
交換			

(注1)「売払い」とは、民法555条に規定する売買のことであり、市有財産の所有権を相手方に移転する代わりに売買代金を得る最も一般的な方法である。

(注2)「一般競争入札」とは、市有地の売払いの原則的な方法である。契約に関して公告を行い、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、予定価格以上の価格のうち最高の価格をもって入札したものを落札者として契約を締結する契約方式をいう。

(注3)「指名競争入札」とは、資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。

(注4)「随意契約」とは、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方式をいう。

a. 一般競争入札の手続

1	事前調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課において以下のような物件の事前調査等を行う。</li> </ul> <p>不動産登記簿や公図等の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 土壌汚染の調査</li> <li>② 埋蔵文化財の調査</li> <li>③ 残存地下基礎等調査</li> <li>④ 土地の測量、境界の確定</li> <li>⑤ 地元調整 等</li> </ul>
2	管財課との調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札物件については、所管課が管財課と事前相談の上、管財課において決定。</li> <li>・所管課は、必要書類を作成し、管財課に提出。</li> <li>・管財課は、書類をとりまとめ、内容の確認を行う。</li> </ul>
3	不動産運用委員会での協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内部で当該土地の有効活用が出来ないかを協議する。</li> </ul>
4	入札の公告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管財課において入札実施の決裁書を作成し、決裁後、入札の公告を行う。</li> </ul>
5	不動産評価審議会での審議を経て予定価格を決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管財課が、不動産評価審議会へ必要図書を提出して評定を受け、入札予定価格が決定される。なお、郵送型入札の場合は、予定価格を事前に公示するため、価格決定を経てから4の入札の公告を行う。</li> </ul>
6	入札の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札を実施し、落札者を決定。</li> </ul>
7	契約締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課が落札者と契約の締結を行う。</li> <li>・なお、予定価格が8,000万円以上、かつ、1件10,000m<sup>2</sup>以上については、議会の議決を要するため、仮契約を結んでおき、議決後に本契約を結ぶ。</li> </ul>
8	所有権移転登記及び物件引渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権は、売買代金完納と同時に市から買主に移転する。</li> <li>・代金完納と登録免許税の納付を確認した後、所有権移転登記を行う。</li> <li>・登記完了後に現地立会のうえ、現状有姿で物件の引渡しを行う。</li> </ul>

b. 一般競争入札と郵送型入札の比較

入札には、一般競争入札と郵送型入札があるが、その内容の比較は以下の通りである。

項目	一般競争入札	郵送型入札
根拠規定	地方自治法第234条「一般競争入札」	
対象物件	概ね300m <sup>2</sup> 以上の大規模事業用地 <sup>(※)</sup>	概ね300m <sup>2</sup> 以下の中・小規模事業用地 <sup>(※)</sup>
※面積による区分は目安とし、立地や価格水準、想定される利用用途等により判断するものとする。		
実施方法	売却価格	最低売却価格は非公表
	申込方法 (入札方法)	事前に来庁し入札参加申込み 指定日時に入札会場で一同に 会して入札
	購入者決定方法	最低売却価格以上で最高価格をもって入札した者
用途制限		公序良俗に反する利用の禁止 風俗営業等の禁止

c. 隨意契約の手続

1	事前調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課において以下のような物件の事前調査等を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①不動産登記簿や公図等の調査</li> <li>②土壤汚染の調査</li> <li>③埋蔵文化財の調査</li> <li>④残存地下基礎等調査</li> <li>⑤土地の測量、境界の確定</li> <li>⑥地元調整 等</li> </ul> </li> </ul>
2	不動産評価審議会の評定及び売却価格の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約を行う部局が、不動産評価審議会へ必要図書を提出して評定を受け、売却価格が決定される。</li> </ul>
3	売却に関する決裁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局が売却に関する決裁書を作成し、決裁を受ける。その際に管財課に合議が行われる。</li> </ul>
4	契約締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課において売却に関する契約の締結を行う。</li> </ul>
5	所有権移転登記及び物件引渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権は、売買代金完納と同時に市から買主に移転する。</li> <li>・代金完納と登録免許税の納付を確認した後、所有権移転登記を行う。</li> <li>・登記完了後に現地立会のうえ、現状有姿で物件の引渡しを行う。</li> </ul>

d. 全市の公募・入札売却実績

【公募売却】

年度	募集区画	成約区画	成約率 (%)	売却面積 (m <sup>2</sup> )	売却価格 (億円)
7	11	10	90.9	2,349	3.3
8	8	8	100.0	1,879	3.9
9	31	17	54.8	3,677	6.5
10	49	23	46.9	4,353	7.4
11	57	42	73.7	7,168	12.8
12	98	45	45.9	6,779	12.3
13	100	45	45.0	7,814	11.6
14	138	114	82.6	15,233	24.1
15	93	72	77.4	7,986	12.3
16	59	50	84.7	7,059	8.2
17	22	22	100.0	3,314	3.7
18	14	14	100.0	1,827	2.0
19	13	11	84.6	1,564	1.9
20	14	13	92.9	1,178	2.6
合計	707	486	68.7	72,180	112.7

※21年度 実施未定

【郵送型入札】

年度	募集区画	成約区画	成約率 (%)	売却面積 (m <sup>2</sup> )	売却価格 (億円)
17	67	59	88.1	11,127	15.2
18	50	44	88.0	4,934	8.3
19	52	41	78.8	3,917	10.7
20	38	26	68.4	3,401	7.6
合計	207	170	82.1	23,379	41.9

※平成 20 年度第 2 回 隨意契約期間（～8月 31 日）

※平成 21 年度第 1 回 区画数：28 区画、入札申込み：26 区画  
入札（8月 3 日～7 日）

【一般競争入札】

年度	募集区画	成約区画	成約率 (%)	売却面積 (m <sup>2</sup> )	売却価格 (億円)
11	14	5	35.7	5,812	14.2
12	27	13	48.1	15,730	33.1
13	32	10	31.2	7,416	16.1
14	47	33	70.2	37,239	72.8
15	41	35	85.4	58,194	84.3
16	53	42	79.2	54,394	108.7
17	58	53	91.4	101,186	101.8
18	29	26	89.7	41,284	40.7
19	24	16	66.7	34,414	43.5
20	18	6	33.3	7,432	7.5
11～20 合計	343	239	69.7	363,101	522.8
21	9	5	55.6	2,702	6.6

※平成 21 年度は、第 1 回実施分まで計上（7月 31 日現在）

※平成 21 年度第 1 回随意契約期間（～9月 18 日）

## ウ. 用途廃止

「用途廃止」とは、ある行政目的を達成するための用途に供していた行政財産を、その用途及び他の行政用途に供しないとすること、つまり、行政財産を普通財産にすることをいう。

### a. 用途廃止に伴う移管

部局の長は、所管する行政財産の用途を廃止した場合には、用途の廃止によって生じた普通財産を財産引渡書その他引渡書により、速やかに行財政局長に無償で引継がなければならない（規則第8条）。

但し、次に掲げるものを除く（規則第18条但書）。

- (a) 不動産及びその従物以外のもの
- (b) 取り壊しのため用途を廃止したもの
- (c) 特別会計に属するもの
- (d) 各部局が事務又は事業を遂行するのに必要なものその他過去の経緯、形態、利用又は係争の状況、転活用の可能性等を考慮して、行財政局長が各部局の長において管理することが適当であると認めるもの

### b. 用途廃止に伴う手続

用途廃止に伴う手続の概略は以下の通りである。

1	行財政局長との合議	・所管課において用途廃止及び移管にかかる起案文を作成し、行財政局長に合議する（規則第7条第2項第5号、第7号）。
2	公有財産台帳の修正	・速やかに公有財産台帳の修正を行う。

## エ. 所管換及び所属替

「所管換」とは、部局間において、公有財産の所管を移すことをいう（規則第2条第1項第1号）。

「所属替」とは、同一部局内の1つの課から他の課へ所属を移すことをいう（規則第2条第1項第2号）。

「所管換」及び「所属替」については、異なる会計間においては、原則有償により行う。但し、行財政局長が特別の理由があると認めるときは、無償により行うことができる（規則第9条）。

#### a. 所管換及び所属替の手続

所管換及び所属替を行う場合、起案は所管課で行い、財産引渡書を添付して管財課長経由で行財政局長に合議する。

### (3) 公有土地の保有状況

#### ① 利用区分別の公有土地

(図表-1) は、1頁の「(1) 土地の定義と区分」に記載する地方自治法における財産区分別、さらには利用区分別の公有土地の明細である。公有土地 91,891 千m<sup>2</sup>のうち、行政財産は 56,405 千m<sup>2</sup> (61%)、普通財産は 35,485 千m<sup>2</sup> (39%) であり、政令指定都市の中でも市の普通財産比率は高い部類に入る。市の地形の特徴として山林、溜池等が多く存在することが大きな要因であるが、普通財産の中には、土地の効率的運用の観点から問題となる未利用土地 482 千m<sup>2</sup>が含まれていることから(61 頁以降の未利用地一覧表参照)、公有土地の残高の監査を実施する上では、35 頁の監査の着眼点(3)に記載のとおり、未利用地の管理について特に留意することとした。

#### ② 部局別の公有土地

(図表-2) は、局別公有土地の明細である。公有土地 91,891 千m<sup>2</sup>のうち、建設局が 36,511 千m<sup>2</sup> (40%)、みなど総局が 19,320 千m<sup>2</sup> (21%) を所管しており、この 2 局で過半の土地を所管していることになる。建設局は公園や道路を所管しており、みなど総局は港湾埋立事業施設等を所管している。

監査を実施する上では、序章1 頁の「III. 1. 監査対象部局」に記載のとおり、(図表-2) に記載の部局を監査対象部局として選定することとした。

#### ③ 公有土地の異動原因

(図表-3) (図表-4) は、公有土地の異動原因別の増減明細である。公有土地の異動原因については、買収 539 千m<sup>2</sup>、売却 76 千m<sup>2</sup>、寄付 39 千m<sup>2</sup>、交換 (増加 14 千m<sup>2</sup>、減少 3 千m<sup>2</sup>) のような市以外の第3者との取引の他に、局間の所管換、財産区分 (行政財産と普通財産) 間の異動を含む用途変更・用途廃止、公有土地に含まれない基金より繰入、公有財産台帳の記載誤りの訂正を含む面積訂正・登載漏れ・錯誤・法上の抹消等がある。

今回の包括外部監査で、公有土地の異動について監査を実施するに当たっては、公有土地の事務を一元的に管理している行財政局 ((図表-3) (図表-4) の網掛部分) の土地の異動を中心に監査を実施することとした。(図表-5) は、行財政局の土地の異動原因別の増減明細であり、21 頁～33 頁

にて、さらにその詳細を記載している。

また、建設局の買収・登載漏れなど、質的・量的に重要な項目については、包括外部監査人の判断によりサンプル的に物件を抽出し、監査を実施することとし、その結果を、46 頁以下の「3. 包括外部監査の結果」(4) 及び 53 頁以下の「4. 包括外部監査の意見」(2) に記載している。

(図表一) 利用区分別の公有土地明細(平成21年3月末現在)

地方自治法上の財産の区分		具体例	施設数	筆数	土地面積 (千m <sup>2</sup> )
公用財産	1 庁舎	本庁舎、区庁舎、出張所、事務所、消防署等	118	195	152
	2 その他公用施設	研究所、研修所、作業所、運搬路、その他公用施設等	532	503	141
	公用財産 計		650	698	294
行政財産	1 校園教育施設	小学校、中学校、高等学校、専門学校、幼稚園、各種学校等	339	1,234	4,231
	2 社会教育施設	教育植物園、その他社会教育施設等	36	50	35
	3 公衆衛生施設	ごみ処理施設、斎場、墓地、下水道施設、食肉センター、その他公衆衛生施設等	328	1,173	8,240
	4 医療施設	医療関連施設	4	9	42
	5 社会福祉施設	児童福祉施設、心身障害者援助施設、老人福祉施設、その他社会福祉施設等	444	571	730
	6 市民福祉施設	公園、体育施設、市場、公営住宅、その他市民福祉施設等	2,058	5,369	23,193
	7 港湾埋立事業施設	旅客施設、外郭施設、繫留施設、臨港交通施設、その他港湾埋立事業施設等	140	559	6,157
	8 空港関連事業施設	空港施設及び空港関連施設	1	5	1,438
	9 その他公用施設	道路、漁港施設、その他雑種財産	849	14,798	5,315
	公用財産 計		4,199	23,768	49,380
企業用財産	1 自動車事業施設	當業所・車庫、作業所、駐車場及び操車場等	65	48	114
	2 高速鉄道事業施設	事務所、線路・停車場、車庫・工場等	63	202	301
	3 水道事業施設	取水・貯水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、その他水道事業施設等	288	3,265	6,211
	4 工業用水道事業施設	導水施設、浄水施設、電気・機械施設等	9	352	106
	企業用財産 計		425	3,867	6,732
行政財産 計			5,274	28,333	56,406
普通財産	1 普通財産	山林、溜池、貸地・貸家その他雑種財産、宅地造成地、事業用地等	1,553	8,629	35,388
	普通財産 計		1,553	8,629	35,388
普通財産	1 自動車事業会計	貸地・貸家その他雑種財産等	7	9	18
	2 高速鉄道事業会計	貸地・貸家その他雑種財産等	23	22	21
	3 水道事業会計	貸地・貸家その他雑種財産等	26	73	58
	4 工業用水道事業会計	貸地・貸家その他雑種財産等	2	4	1
	企業用財産 計		58	108	98
普通財産 計			1,611	8,737	35,486
公有財産 合計			6,885	37,070	91,891

(図表-2) 所管部局別の公有土地明細（平成21年3月末現在）

所管部局	行政財産						普通財産						合計											
	公用財産		公共用財産		企業用財産		公用財産		企業用財産		施設数		筆数	面積(千m <sup>2</sup> )	筆数	面積(千m <sup>2</sup> )								
	施設数	筆数	面積(千m <sup>2</sup> )	施設数	筆数	面積(千m <sup>2</sup> )	施設数	筆数	面積(千m <sup>2</sup> )	施設数	筆数	面積(千m <sup>2</sup> )	筆数	面積(千m <sup>2</sup> )	筆数	面積(千m <sup>2</sup> )								
行政財政局	3	7	—	—	—	—	14	281	1,449	9,100	—	—	281	1,449	9,100	281	1,456	9,114						
保健福祉局	13	10	4	483	866	7,765	—	—	496	876	7,769	152	318	577	—	152	318	577	648	1,194	8,347			
環境整備局	28	48	61	22	25	144	—	—	50	78	206	8	432	1,595	—	—	8	432	1,595	58	505	1,801		
産業振興局	4	1	14	56	303	806	—	—	60	304	821	48	155	517	—	—	48	155	517	108	459	1,339		
建設局	57	100	33	2,572	18,650	25,054	—	—	2,629	18,750	25,088	164	562	11,423	—	—	164	562	11,423	2,793	19,312	36,511		
都市計画総局	2	2	0	378	1,368	3,026	—	—	380	1,370	3,026	647	2,114	607	—	—	647	2,114	607	1,027	3,484	3,634		
みなし総局	59	38	31	262	1,172	8,130	—	—	321	1,210	8,162	212	3,417	11,158	—	—	212	3,417	11,158	533	4,627	19,320		
水道局	—	—	—	—	—	297	3,617	6,317	297	3,617	6,317	—	—	28	77	58	28	77	58	325	3,694	6,375		
交通局	—	—	—	—	—	128	250	414	128	250	414	—	—	30	31	39	30	31	39	158	281	453		
教育委員会事務局	16	15	5	393	1,343	4,370	—	—	409	1,358	4,376	24	132	192	—	—	24	132	192	433	1,490	4,569		
その他	468	477	125	33	41	79	—	—	501	518	206	17	50	212	—	—	17	50	212	518	568	420		
合計	650	698	294	4,199	23,768	49,380	425	3,867	6,732	5,274	28,333	56,406	1,553	8,629	35,388	58	108	98	1,611	8,737	35,486	6,885	37,070	91,891

(図表-3) 異動原因別増減面積明細表(平成20年度)

(単位:千m<sup>2</sup>)

所管部局	年次 当初 所有 施 保 存	増加面積												減少面積												年度末												
		01	02	03	05	06	07	08	09	10	12	13	14	15	17	18	19	31	33	99	計	06	08	09	10	15	16	17	18	31	32	33	41	45	47	計		
行政局	9,103	1				0	5	20		11	15		0	0	0	0	0	0	0	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44					
保健福祉局	8,342	0	0	0	1	196	31	0	1	6	1	2	1	15	257	2	1	1	6	36	2	1	197	3	252	8,347												
環境局	1,802				1				2					5	9	2					6										9	1,801						
産業振興局	1,337	0							1							2															0	0	0					
建設局	95,733	0	4	485	14	6	37	0	59	5	987	56	30	181	11	1,230	3	111	0	1	0	30	292	3	6	2	451	36,511	1,339									
都市計画局	3,600		26	4	3	0	0	17	21	0	1	1	1		82	8	1	0	1	1	6	1	17	12	2	48	3,634											
みなし総務局	19,416		0	0	0	430	49	0	0	181	5	174			842	0	461	49		6	183		192	46	937	19,320												
水道局	6,376		0	0											0	0			0											0	6,375							
交通局	429		25						7						33					7			0	0	0	8	453											
教育委員会	4,566	0	4	0		4,215	2		37	83	26			4,368			0	37	83	28		4,219	2		4,365	4,569												
その他	369			0	22			28							50												0	0	0	0	0	0	0					
合計	91,978	0	1	4	539	14	39	478	55	0	4,545	8	623	70	91	91	395	2	19	15	6,933	3	581	55	0	3	0	91	91	563	0	2	6	4,636	76	2	6,120	91,91

(図表 - 4) 主な異動原因別増減件数明細表(平成20年度)

(単位: 件数)

部局	主な増加件数										計
	02	05	07	13	14	15	17	18	19	70	
	承継	買収	寄付	基金より繰入	登載漏れ	面積訂正	用途変更	用途廃止	錯誤	価格更新	
行財政局	1					6	12		3		22
保健福祉局		2	1		1	6	4	18	3	18	53
環境局						3				2	5
産業振興局		1			1						2
建設局		6	20	1	166	39	130		87	101	550
都市計画総局		26	4		105	12	8	8	5	17	185
みなと総局			10		123	5	2		15		155
教育委員会事務局		1	2	1			4	118	17	7	150
その他			18		1						19
合計	1	36	55	2	397	71	160	144	130	145	1,141

部局	主な減少件数							計
	15	17	18	19	45	47	70	
	面積訂正	用途変更	用途廃止	錯誤	売却	法上の抹消	価格更新	
行財政局	6	12		3	13			34
保健福祉局	6	4	18	3	3			34
環境局				1			2	3
産業振興局								0
建設局	39	130		87	10		101	367
都市計画総局	12	8	8	5	88	5	17	143
みなと総局		2		15	18			35
教育委員会事務局	1	4	118	17	1			141
その他				1				1
合計	64	160	144	132	133	5	120	758

(図表-5)異動原因別増減明細表（土地）

〔所管部局：行財政局〕

自 平成 20年 4月 1日

至 平成 21年 3月 31日

異動事由		件数	年度当初	増加分	減少分	決算時	施設数	
			公簿面積 (m <sup>2</sup> )	増面積 (m <sup>2</sup> )	減面積 (m <sup>2</sup> )	公簿面積 (m <sup>2</sup> )		
			評価相当額 (万円)	増相当額 (万円)	減相当額 (万円)	評価相当額 (万円)		
02	承継	1		1,345.00				
				2				
08	分筆	7		415.11	△415.11			
				12,420	△504			
09	合筆	11		5,653.82	△5,653.82			
				122,544	△124,432			
12	所管換（引受け）	6		20,308.19				
				44,258				
15	面積訂正	6		11,778.13	△239.54			
				758	△1,161			
17	用途変更	12		15,550.53	△15,550.53			
				232,761	△232,761			
19	錯誤	3		190.73	△11,891.47			
				1,017	△1,897			
31	仮換地指定	4			△363.00			
					△647			
33	換地指定	1		363.00				
				646				
41	所管換（引越し）	6			△698.22			
					△10,599			
45	売却	13			△9,272.21			
					△108,412			
70	価格更新	3						
				222,875	△1,901			
(局 計)		73	9,103,348.81	55,604.51	△44,083.90	9,114,869.42	278	
			6,175,134	637,280	△482,315	6,330,099		

(異動事由 : ② 承継)

(単位 : m<sup>2</sup>、万円)

No	異動年月日	所在地	増加		地目	増減内容	備考
			面積	評価 相当額			
1	平成 21 年 1 月 27 日	北区淡河 町南僧尾 字新賀	1,345.00	2	山林	昭和 33 年 2 月 1 日に承継し た土地 (2,690 m <sup>2</sup> × 1/2 = 1,345 m <sup>2</sup> ) が、上淡河村北畠の持分 として登記されたままにな っていたのが判明し、訂正し たものである。	〔指摘事項 - 9〕 (51 頁参照)
合計 (1 件)			1,345.00	2			

## (異動事由 : ⑧ 分筆)

(単位 : m<sup>2</sup>、万円)

No	異動年月日	所在地 施設名称	増 加		減 少		分筆の 目的	増減内容	備 考
			面積	評 価 相当額	面積	評 価 相当額			
1	平成 20 年 8 月 7 日	兵庫区会 下山町 1 丁目 貸地元 湊西区有 地	—	9,189	△ 183.43	—		平成 19 年度 に錯誤とし て地積更正 をした際に 評価相当額 の計算が正 しく行われ なかつたの で、平成 20 年に価格を 訂正したも のである。	〔指摘事項 - 9 〕 (51 頁参照)  (改善要望) 分筆による価額増加 の計算誤りが原因で あり、市の公有財産 管理システムに問題 があると考えられる ので、システムの改 修を検討するよう に担当者に申し入れを した。
2			171.57	1,599	—	—	売却		
3			11.86	111	—	—			
4	平成 20 年 8 月 1 日	須磨区天 神町 5 丁目 元西須磨 公設市場	40.95	504	—	—	売却	元西須磨公 設市場跡地 の北側約 1m 幅の部分で あるが、山陽 電気鉄道より 鉄道運行 の安全確保 のため取得 したい旨の 申し出があ つたので、売 却目的で分 筆をしたも のである。	—
5			—	—	△ 40.95	△ 504			
6	平成 20 年 4 月 11 日	北区有馬 町中ノ烟 元有馬警 察署跡地	190.73	1,017	—	—	移管	建設局北建 設事務所か ら地域の安 全性の向上 のため、道路 拡幅事業用 地とし無 償移管の協 力要請があ つたので分 筆をして、こ れに応じた ものである。	—
7			—	—	△ 190.73	—			
合計 (7 件)			415.11	12,420	△ 415.11	△ 504			

## (異動事由 : ⑯ 合筆)

(単位 : m<sup>2</sup>、万円)

No	異動年月日	所在地 施設名称	増加		減少		合筆の目的	増減内容	備考
			面積	評価相当額	面積	評価相当額			
1	平成20年 8月1日	須磨区天 神町5丁目 元西須磨 公設市場	651.00	8,007	—	—	売却予定	合筆したことにより、正面路線価が146,000円/m <sup>2</sup> から123,000円/m <sup>2</sup> に変わったため、評価相当額が変更されたものである。	—
2			—	—	△ 651.00	△ 9,551			
3	平成20年 10月1日	東灘区住 吉東町2丁 目 元東灘区 総合庁舎	4,979.68	114,537	—	—	売却予定	6筆を合筆して土地台帳上では4,979.68m <sup>2</sup> の1筆になつたが、正しい地積は4,960.68m <sup>2</sup> である。差額の19m <sup>2</sup> については地積更正をしたが、土地台帳を訂正しなかつたものである。 <sup>⑮</sup> のNo.5で訂正済。 〔指摘事項-9〕 (51頁参照) 〔意見-12〕 (97頁参照) (改善要望) 一つの施設が6筆に分かれているのは、管理しづらい。結果的には登記簿で地積更正をしたにも拘わらず、土地台帳が訂正されなかつた。もっと早い段階で合筆して管理するべきであった。	—
4			—	—	△ 165.85	△ 4,022			
5			—	—	△ 270.77	△ 6,228			
6			—	—	△ 4,246.57	△ 97,671			
7			—	—	△ 46.94	△ 1,097			
8			—	—	△ 1.11	△ 26			
9			—	—	△ 248.44	△ 5,714			
小計			4,979.68	114,537	△ 4,979.68	△ 114,758			—
10	平成20年 4月11日	北区有馬 町中ノ烟 元有馬警察 署跡地	23.14	—	—	—		両筆は隣接地であり、元有馬警察署敷地と一体利用経緯がある。所在・地積は判明していたが、辺長が不明のため、一般競争入札による売却に付す際の画地形状の確定等に際して合筆を行つた。	—
11			—	—	△ 23.14	△ 123			
合計(11件)			5,653.82	122,544	△ 5,653.82	△ 124,432			

## (異動事由：(12) 所管換（引受け))

(単位：m<sup>2</sup>、万円)

No	異動年月日	所在地 施設名称	増加		異動理由 (増減内容)	備考
			面積	評価 相当額		
1	平成 21 年 3 月 23 日	灘区高羽町3丁目 高羽児童館用地	550.00	8,965	教育委員会から管財課へ無償移管後、 保健福祉局へ有償移管。	—
2	平成 20 年 6 月 17 日	中央区港島中町 元看護短期大学敷地	14,758.69	—	財団法人順心会関西看護医療大学設立 準備財団・医療法人社団順心会との不 動産売買契約の契約条項に基づき買戻 し（未利用地一覧表登載）。	—
3	平成 21 年 1 月 29 日	須磨区行平町1丁目 須磨ふれあいサロン	181.58	1,594	保健福祉局より引受け、売却した。	—
4	平成 20 年 7 月 14 日	須磨区天神町5 (公) 丁目 元西須磨公設 市場 (実)	651.00  (654.21)	9,551  (—)	産業振興局商業課よりの移管。 用途廃止し、普通財産となつたため（一 般競争入札にて売却予定）。	—
5	平成 21 年 3 月 13 日	東灘区山手中央工区12 街区 元東灘消防署長公舎 ☆平成5年3月に新築 した鉄筋コンクリート 造合金メッキ鋼板葺 3 階建延 119.7 m <sup>2</sup> 取得 額 3,044 万円の公舎付	81.92.	1,516	用途廃止後の利用予定がないため、消 防局総務部施設課より移管（未利用地 一覧表登載）。	—
6	平成 20 年 9 月 30 日	西区玉津町出合字持子 旧玉津第一小学校売却 地	4,085.00	22,632	教育委員会事務局よりの移管。 玉津第一小学校の移転改築に伴い不要 になった跡地の一部である（一般競争 入札により売却のため）。	—
合計 (6 件)			20,308.19	44,258		

## (異動事由：⑯ 面積訂正による増減)

(単位：m<sup>2</sup>、万円)

No	異動年月日	所在地 施設名称	増 加		減 少		増減内容	備考
			面 積	評 価 相 当額	面 積	評 価 相 当額		
1	平成 20 年 11 月 7 日	灘区六甲山町中 一里山 奥摩耶山林	11,700.74	—	—	—	同一地番を分割して別 施設として登載してい たため、「事業用地 六 甲山町」を「奥摩耶山 林」へ統合したもの。	—
2	平成 20 年 8 月 7 日	兵庫区会下山町 1 丁目 元湊西区有地(貸 地)	—	—	△ 0.01	△ 1	私道部分売却準備のた めの分筆に伴う減少。	—
3	平成 20 年 11 月 5 日	兵庫区会下山町 2 丁目 元湊西区有地	74.18	719	—	—	売却のための地積確定 に伴う増加。	—
4	平成 20 年 8 月 1 日	須磨区天神町 5 丁目 元西須磨公設市 場	3.21	39	—	—	地積更正による面積訂 正のため。 公簿面積は 651.0 m <sup>2</sup> 。	—
5	平成 20 年 11 月 18 日	東灘区住吉東町 2 丁目 元東灘区総合庁 舎	—	—	△ 50.45	△ 1,160	合筆した後の土地台帳 上の面積は 4,979.68 m <sup>2</sup> であったが、公簿上は 5,011.13 m <sup>2</sup> であったた め、実測による正しい 地積である 4,960.68 m <sup>2</sup> に面積訂正をした(平 成 21 年度に住吉学園 に売却)。	—
6	平成 20 年 4 月 11 日	北区有馬町中ノ 烟 元有馬警察署跡 地	—	—	△ 189.08	—	現在の周辺市道を含む 土地を昭和 40 年に個人 から寄付受けした。 当該部分については、 当時の実測図には、「公 共の用に供する私道」 として 58.97 坪(約 195 m <sup>2</sup> ) の標記があり、現 状は市道部分に含まれ ている。 そのため、当該部分の 実測面積 189.08 m <sup>2</sup> を 管財課所管部分から除 いたものである。約 195 m <sup>2</sup> との差は、寄付 受け当時の実測図との 測量精度の差によるも のである。	—
合計 (6 件)			11,778.13	758	△ 239.54	△ 1,161		

## (異動事由 : (17) 用途変更)

(単位 : m<sup>2</sup>、万円)

No	異動年月日	所在地 (用途変更内容)	増加(受入)		減少(引渡)		増減内容	備考
			面積	評価相当額	面積	評価相当額		
1	平成 20 年 4 月 1 日	灘区灘南通 4 丁目 (鉄道用地→事業用地)	46.00	610	△ 46.00	△ 610	雨水幹線閲連用地として建設局下水道河川部へ移管するための用途変更である。	—
2			46.00	615	△ 46.00	△ 615		
3			1.36	18	△ 1.36	△ 18	観音寺川支流閲連用地として建設局下水道河川部を移管するための用途変更である。	—
4			72.00	956	△ 72.00	△ 956		
小計			165.36	2,199	△ 165.36	△ 2,199		—
5	平成 20 年 6 月 17 日	中央区港島中町 4 丁目 (元看護短大敷地→宅地)	14,758.69	222,856	△ 14,758.69	△ 222,856	売却予定のための用途変更である。	—
6	平成 20 年 4 月 1 日	須磨区天神町 5 丁目 (元西須磨公設市場→宅地)	626.48	7,706	△ 626.48	△ 7,706		
合計 (12 件)			15,550.53	232,761	△ 15,550.53	△ 232,761		

## (異動事由 : ⑯ 錯誤)

(単位 : m<sup>2</sup>、万円)

No	異動年月日	所在地	増加		減少		増減内容	備考
			面積	評価相当額	面積	評価相当額		
1	平成 20 年 11 月 7 日	灘区六甲山町 中一里山 事業用地 六 甲山町	—	—	△ 11,700.74	△ 880	同一地番を 分割して別 施設として 登載してい たので、「事 業用地 六甲 山町」を「奥 庭耶山林」へ 統合したも のである。	—
2	平成 20 年 4 月 11 日	北区有馬町中 ノ畑	—	—	△ 190.73	△ 1,017	建設局北建 設事務所か ら地域の安 全性の向上 のため、道路 拡幅事業用 地として無 償移管の協 力要請があ り、移管部分 を分筆した ものである が、その際、 登載地番を 誤ったもの である。  〔指摘事項 - 9〕 (51 頁参照)	〔指摘事項 - 9〕 (51 頁参照)
3	平成 20 年 4 月 11 日	北区有馬町中 ノ畑	190.73	1,017	—	—		
合計 (3 件)			190.73	1,017	△ 11,891.47	△ 1,897		

## (異動事由 : ⑰ 仮換地指定 ・ ⑲ 換地指定)

(単位 : m<sup>2</sup>、万円)

No	異動年月日	所在地 施設名称	増加 (換地指定)		減少 (仮換地指定)		増減内容	備考
			面積	評価 相当額	面積	評価 相当額		
1	平成 20 年 6 月 26 日	北区大沢町 中大沢字平 味ノ上	—	—	△ 133.00	△ 238	土地改良事業の一環として 4 筆の土地 363 m <sup>2</sup> を 1 筆とし て、同一地、同面積で換地指 定をしたものである。	—
2			—	—	△ 31.00	△ 55		
3			—	—	△ 140.00	△ 249		
4			—	—	△ 59.00	△ 105		
5			363.00	646	—	—		
合計 31 (4 件) 33 (1 件)			363.00	646	△ 363.00	△ 647		

## (異動事由：④① 所管換（引渡し）)

(単位：m<sup>2</sup>、万円)

No	異動年月日	所在地 施設名称	減 少		増減内容	備 考
			面 積	評 価 相当額		
1	平成 21 年 3 月 31 日	灘区高羽町 3 丁目 高羽児童館用地	△ 550.00	△ 8,965	⑫ 所管換（引受け）に記載されている取引である。	—
2	平成 20 年 5 月 1 日	中央区港島 3 丁目 元水上消防署長公舎	△ 33.98	△ 404	平成 19 年 11 月に用途廃止し、移管受けた。神戸震災復興記念公園事業に係る移転代替物として、平成 20 年 5 月 1 日に建設局に移管。	—
3	平成 20 年 8 月 7 日	垂水区多聞町字小東山 公衆用道路	△ 8.03	△ 57	平成 20 年 8 月 7 日に締結された土地の移管協定書に基づき、行財政局から建設局に無償移管されたものである。元若葉学園の道路部分の移管である。	—
4			△ 3.56	△ 25		
5			△ 0.35	△ 2		
小計			△ 11.94	△ 84		
6	平成 20 年 4 月 1 日	長田区新長田駅北地区 元細田老人いこいの家	△ 102.30	△ 1,146	元細田老人いこいの家の敷地 102.30 m <sup>2</sup> を保健福祉局に無償移管するものであり、知的障害者通所授産施設である神戸市立社会事業授産施設を、旧細田授産所に移転するとともに、運営主体を社会福祉法人へ移管するあたり、障害者の生活・職業の訓練活動で生産した製品などの車両搬出入の便に資するために解体した元細田老人いこいの家の跡地を併せて利用する必要があるためである。	—
合計 (6 件)			△ 698.22	△ 10,599		

(異動事由 : ④ 売却土地の内訳)

(単位 : m<sup>2</sup>、万円)

No	異動年月日	売却施設	減少		売却価額	相手先	売却方法	増減内容	備考
			面積	評価相当額					
1	平成 20 年 12 月 25 日	元神戸区 有地	△ 370.57	△ 5,003	-3,203	個人 (借地人)	随意契約	元神戸区有地は戦前に財産区が貸し付けたものを市が承継し、現在、当該物件を除いて、40 件、7,905.66 m <sup>2</sup> を貸し付け、年間賃料（平成 21 年度契約）16,466 千円となっている。市はこれらの貸付地につき、借地人から売却願が出された場合に、借地人の借地権を 60% と認定して処分価格を決定している。 借地人との契約更新（20 年で更新）手続や、名義書換手続等は適法に行われていることを確認した。 当該物件は名義書換後の借地人よりの市有不動産売却願いが提出されたので、売却手続がなされたものである。処分価格の決定の際には 60% の借地権が認められている。売却手続は適法に行われている。	—
2	平成 20 年 12 月 18 日	元湊西区 有地	△ 383.43	△ 3,715	1,710	個人 (借地人)	随意契約	元湊西区有地は戦前に財産区が貸付けたものを市が承継し、現在当該物件を除いて、19 件、4,897.20 m <sup>2</sup> を貸付け、年間賃料（平成 22 年度契約）6,582 千円となっている。 当該物件の売却手続は適法に行われている。	—
3	平成 21 年 3 月 26 日	元湊西区 有地	△ 54.12	△ 671	329	個人 (借地人)	随意契約		
4	平成 21 年 2 月 16 日	須磨ふれ あいサロ ン	△ 181.58	△ 1,594	3,600	個人 (落札者)	平成 20 年 度第 2 回郵 送型入札	平成 21 年 1 月に実施された平成 20 年度第 2 回「郵送型入札」の落札者との取引である。売却手続は適法に行われている。なお、本件は土地と建物の一括売却取引である。	—
5	平成 20 年 8 月 29 日	元西須磨 公設市場	△ 40.95	△ 504	896	山陽電気 鉄道	随意契約	西須磨公設市場跡地に関して、公設市場跡地北側と山陽電鉄本線の線路敷が接する部分について、鉄道運行の安全確保のため、売却をしたものであり、売却手続は適法に行われている（なお、残りの部分については、一般競争入札にて売却する予定）。	—

(単位 : m<sup>2</sup>、万円)

No	異動年月日	売却施設	減少		売却価額	相手先	売却方法	増減内容	備考
			面積	評価相当額					
6	平成 20 年 10月 27 日	事業用地 (公益)	△ 166.44	△ 1,760	1,300	個人	平成 20 年度第 1 回郵送型入札で不調になっていた物件につき、予定価格（最低売却価額）で、市有不動産売却額が提出されたので、随意契約により売却することになった。売却手続は適法である。	—	
7	平成 20 年 10月 31 日	事業用地 ②号地 (東灘信号所)	△ 2,948.00	△ 38,925	97,500	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業西日本支社	随意契約	(注 1) 参照。	—
8	平成 20 年 10月 31 日	事業用地 ②号地 (東灘信号所)	△ 35.00	△ 463					
9	平成 20 年 10月 31 日	事業用地 ②号地 (東灘信号所)	△ 10.00	△ 141					
10	平成 20 年 10月 31 日	事業用地 ②号地 (東灘信号所)	△ 1,924.00	△ 25,404					
11	平成 20 年 5月 20 日	神の谷管理地 (保健福祉局)	△ 998.49 (△2,424.77)	△ 9,665	9,240 (22,440)	社会福祉法人 友朋会	随意契約	(注 2) 参照。	—
12	平成 20 年 4月 23 日	神の谷管理地 (保健福祉局)	△ 2,000.01	△ 19,360	24,500	近畿豪重 興産㈱ (落札者)	土地利用 条件一般 競争入札	(注 3) 参照。	—
13	平成 21 年 2月 23 日	区画整理事業用地 (松本)	△ 159.62	△ 1,207	1,720	個人 (落札者)	平成 20 年度第 2 回郵送型入札	(注 4) 参照。	—
合計 (13 件)			△ 9,272.21	△ 108,412					

## (注 1) 売却 - (7)~(10) :

- ・本件土地の取得から売却までの経緯

昭和 61 年 3 月 15 日

土地区画整理法の換地処分により、日本国有鉄道（昭和 62 年 4 月 1 日に日本国有鉄道清算事業団に名称変更）が所有  
国鉄は「東灘信号所」用地としていた。（実際は未利用地であった）

平成 6 年 3 月	神戸市が 1 部 ( $2,748 \text{ m}^2$ ) を売買により取得
平成 7 年 3 月～9 年 3 月	神戸市が残余部分 ( $10,551 \text{ m}^2$ ) を含めて、震災に伴う仮設住宅用地として利用していた。
平成 9 年 3 月 3 日	神戸市灘区灘南通 4 丁目外 実測 $10,551 \text{ m}^2$ のうち、平成 8 年度に東側用地 ( $5,998.83 \text{ m}^2$ 1 号地～3 号地) を取得し、平成 9 年度に西側用地 ( $4,552.62 \text{ m}^2$ 4 号地) を国鉄清算事業団が平成 9 年度末で解散予定であるので、9 年度内処分（取得を確約する協定を締結した。東側用地の取得金額は 110,385 万円 ( $\text{m}^2$ 単価 @184 千円) である。
平成 12 年 4 月～17 年 12 月 平成 18 年 4 月 5 日	王子動物園臨時駐車場として建設局に賃貸 1 筆の土地 (公簿 $948 \text{ m}^2$ 、実測 $947.76 \text{ m}^2$ ) を社会福祉法人尚紫会が経営する保育園めばえの園に 14,500 万円 ( $\text{m}^2$ 単価 @152,992 円) で売却した。
平成 20 年 10 月 31 日	4 筆 (公簿 $4,917 \text{ m}^2$ 、実測 $4,916 \text{ m}^2$ ) を独立行政法人鉄道運輸・施設整備支援機構へ総額 97,500 万円で売却した。独立行政法人は梅田貨物駅機能の移転のために必要な代替用地としての取得である。

・処分価格について

$\text{m}^2$  単価 @198,300 円は、不動産鑑定士の評価を得るとともに、不動産評価審議会の評定を経て市が定めたものである。

(注 2) 売却 - (11) :

・処分価格について

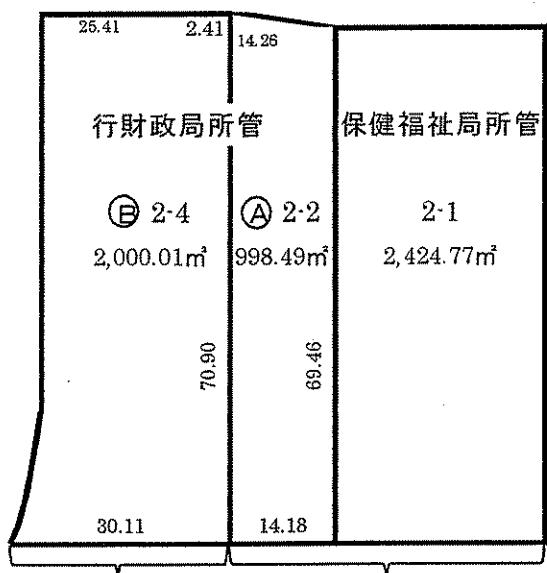
$\text{m}^2$  単価 @92,543 円は、不動産鑑定士の評価を得るとともに、不動産評価審議会の評定を経て市が定めたものである。

売買代金  $3,423.26 \text{ m}^2$  (実測)  $\times @92,543 \text{ 円} = 316,798,750 \text{ 円} \approx 316,800,000 \text{ 円}$

・保健福祉局所管の土地との一括売買契約について

当該物件は、保健福祉局所管の土地（公簿 2,423.72 m<sup>2</sup>、実測 2,424.77 m<sup>2</sup>）と行財政局所管の土地（公簿、実測ともに 998.49 m<sup>2</sup>）の 2 筆を一括して売却したものである。  
手続的には保健福祉局の土地を所管換して行財政局で引受処理をしてから処分すべきであった。

売却 - (11)と売却 - (12)の関連



売却 - (12)近畿菱重興産 売却 - (11)イト友朋会  
 24,500百万円 2,000.01m<sup>2</sup> 31,680万円 3,423.26m<sup>2</sup>  
 (m<sup>2</sup>単価@ 122,499円) (m<sup>2</sup>単価@ 92,543円)  
 保健福祉局 224,396千円 2,424.77m<sup>2</sup>  
 行財政局 92,404千円 998.49m<sup>2</sup>

(注3) 売却 - (12)

・処分価格について

m<sup>2</sup>単価@92,550円は、不動産鑑定士の評価を得るとともに、不動産評価審議会の評定を経て市が定めたものである。

売買代金の計算 2,000.01 m<sup>2</sup> × @92,550 円 = 185,100,925 円 ≈ 185,100,000 円

(注4) 売却 - (13)

・平成 20 年度第 2 回郵送型入札により、個人が落札した。

## (異動事由：⑦〇 価格更新による増減)

(単位：m<sup>2</sup>、万円)

No	異動年月日	所在地 施設名称	増 加		減 少		増減内容	備考
			面積	評価 相当額	面積	評価 相当額		
1	平成 20 年 11 月 7 日	灘区六甲山町中一里山 奥摩耶山林	—	19	—	—	⑩面積訂正に連動して、価格 更新となった。	
2	平成 20 年 6 月 17 日	中央区港島中町 4 丁目 元看護短期大学敷地	—	222,856	—	—	病院会計所属当時は、評価相 当額なしであったが、買戻し (財産復活)により、一般会 計に編入され、評価相当額が ついた。	
3	平成 20 年 4 月 11 日	北区有馬町中ノ畠 元有馬警察署跡地	—	—	—	△ 1,901	地積更正並びに分筆等の経 過により面積減少が生じ、評 価相当額に反映された。	
合計 (3 件)			—	222,875	—	△ 1,901		

## 2. 監査の着眼点及び実施した手続

着 眼 点 (1)	土地の受払残高を示す帳簿は整備されているか、土地の増減要因、残高及び財産の分類で誤っているものはないか。
監 査 手 続	<p>(1) 土地管理台帳（公有財産台帳、土地台帳、年度間土地増減明細表、土地現在高表）相互間の整合性を確認する。</p> <p>(2) 土地台帳と登記簿謄本、地積図・測量図、評価額に関する基礎資料を突合するとともに、関係者への質問、説明聴取を行い、記載内容の正確性を確認する。</p> <p>(3) 土地台帳と物件写真を突合するとともに、関係者への質問、説明聴取を行い、台帳に記載されている土地の実在性を確認する。</p>

着 眼 点 (2)	平成20年度の土地の増減要因、すなわち、土地の買入れ（基金土地及び開発公社土地の買戻しを含む。）、売却、寄付受け入れ等が適法になされているか。
監 査 手 続	<p>(1) 神戸市公有財産規則等取得及び処分に関する規則、業務フロー入手し、買入れ、売却等の手続を把握する。</p> <p>(2) 土地の買入れについては、土地台帳、事業計画、不動産売買契約書、土地調書・物件調書、用地調書、土地記録調書、土地引渡書、支払調書等の決裁文書、契約書入手し、適法性を確かめる。</p> <p>(3) 土地の売却については、入札または随意契約関係資料、不動産売買契約書等の資料入手し、適法性を確かめる。</p> <p>(4) 土地の寄付受入れについては、寄付申込書等の資料入手し、適法性を確かめる。</p> <p>(5) 土地のその他の異動原因については、異動原因の発生経緯及び理由がわかる資料入手し、適法性を確かめる。</p>

着眼点 (3)	土地は効率的に運用されているか、未利用土地は適切に管理されているか、また活用・転用あるいは売却が図られているか。
監査手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 未利用地について、土地台帳、登記簿謄本、地積図、測量図、不動産売買契約書等を入手し、土地の実在性及び管理状況を確かめる。</li> <li>(2) 未利用地の取得経緯、現在の利用状況、過年度における現地調査の有無、将来の予定、賃貸している場合の相手先・賃料・賃貸期間及び賃料の根拠に関して証憑書類を査閲し、関係者へヒアリングを行い、有効活用の検討が十分行われているかどうかを確認する。</li> <li>(3) 未利用地について行政財産と普通財産の区別の妥当性を検討する。</li> <li>(4) 土地台帳を基に、その管理状況を確認する</li> </ul>

着眼点 (4)	普通財産の土地の貸与には合理性があり、かつ、適法になされているか。
監査手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 貸付財産について契約書と照合し、貸付行為の妥当性、貸付料算定の妥当性を確かめる。</li> <li>(2) 無断使用の有無及び防止の措置方法が取られているかを確認する。</li> </ul>

着眼点 (5)	神戸市の公有財産管理システムは、将来的に複式簿記の導入ができるような体制となっているか。
監査手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公有財産管理システムについて、関係者へヒアリングを行い、総務省が平成18年8月31日に公表した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に対応して、将来的に複式簿記を導入するにあたり、問題となる事項の有無を確認する。</li> </ul>

着眼点 (6)	土地取得及び売却の際、「神戸市不動産運用委員会」「神戸市不動産評価審議会」はどのような審議を行っているか。
監査手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「神戸市不動産運用委員会」「神戸市不動産評価審議会」に関する規則、内規等を入手し、会の目的、構成メンバー、具体的審議内容等を確認する。</li> <li>(2) 「神戸市不動産運用委員会」「神戸市不動産評価審議会」の議事録等を閲覧し、会の開催状況、決定事項等の議事の内容を確認する。</li> </ul>

### 3. 包括外部監査の結果

包括外部監査の結果、指摘する事項は以下のとおりである。

#### (1) 「六甲シンフォニーホール」関連用地の取得について

所管部局	所在 地	財産区分	用途	面積(m <sup>2</sup> )	評価相当額
行財政局	中央区北野町 1 丁目	普通財産	貸地貸家 その他雜種財產	4,831.02	94,687 万円
行財政局	中央区北野町 1 丁目			877.77	20,365 万円

##### [ 取得経緯 ]

「六甲山の地中を利用してオーケストラ演奏に最適なコンサートホールを建設する」という基本コンセプトのもとに、「六甲シンフォニーホール」計画に着手したのは、平成 3 年 1 月頃からと推察される。

市は、平成 3 年 2 月 21 日付で、K 社との間に土地売買契約を締結することを約束する確認書を取り交わした。それは、(物件 1) 神戸市中央区北野町 1 丁目 5 番 2 外 1 筆(宅地)2,318.02 m<sup>2</sup>及び(山林)2,513 m<sup>2</sup>計 4,831.02 m<sup>2</sup> (実測) を 10,773,174 千円 (m<sup>2</sup>当たり平均単価 : 2,230 千円) で K 社が市に売り渡し、(物件 2) 神戸市須磨区西落合 1 丁目 2 番(宅地) 4,973.44 m<sup>2</sup> (実測) を 4,973,440 千円 (m<sup>2</sup>当たり単価 : 1,000 千円) で K 社が市より買い受けるという内容のものであった。

同日付で土木局庶務課から、(仮称) 北野町公園整備事業用地の先行取得依頼について(同)が提出され、翌 2 月 22 日に市長決裁を受けている。内容は上記確認書と全く同じであった。神戸市土地開発公社と K 社は、平成 3 年 4 月 10 日に売買契約を締結した。

さらに、平成 3 年 5 月 24 日に理財局用地課は、「新神戸駅」周辺事業用地の先行取得依頼について(同)を提出した。それは、(物件 3) 神戸市中央区北野町 1 丁目 5 番 5 外 7 筆(宅地) 877.77 m<sup>2</sup> (実測) を 5,310,508 千円 (m<sup>2</sup>当たり単価 : 6,050 千円) で E 社から買収するというもので、別途、媒介報酬 53,105 千円を銀行支配人に支払うことが記載されている。

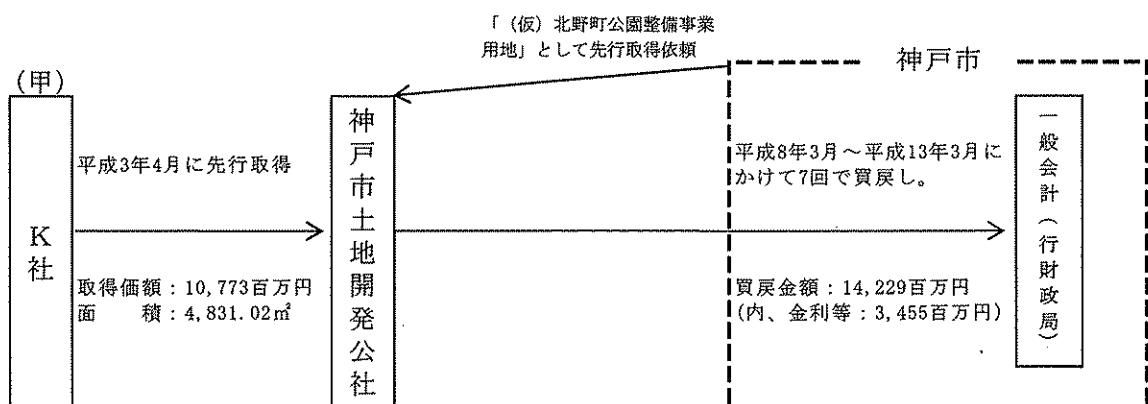
(物件 1) は、平成 8 年 3 月より平成 13 年 3 月までの間、7 回にわたり一般会計により、総額 14,229,119 千円で買い戻された。金利等の金額は 3,455,944 千円である。

(物件 3) は、平成 3 年 6 月と 8 月に 2 回に分けて、神戸市都市整備等基金(当時の西北神地域等開発基金)が総額 5,448,330 千円(うち、金利等は 137,822 千円)で買い戻した。その後、平成 15 年 3 月から平成 18 年 3 月まで 4 回にわたり、総額 7,782,681 千円(うち、金利等は 2,334,350

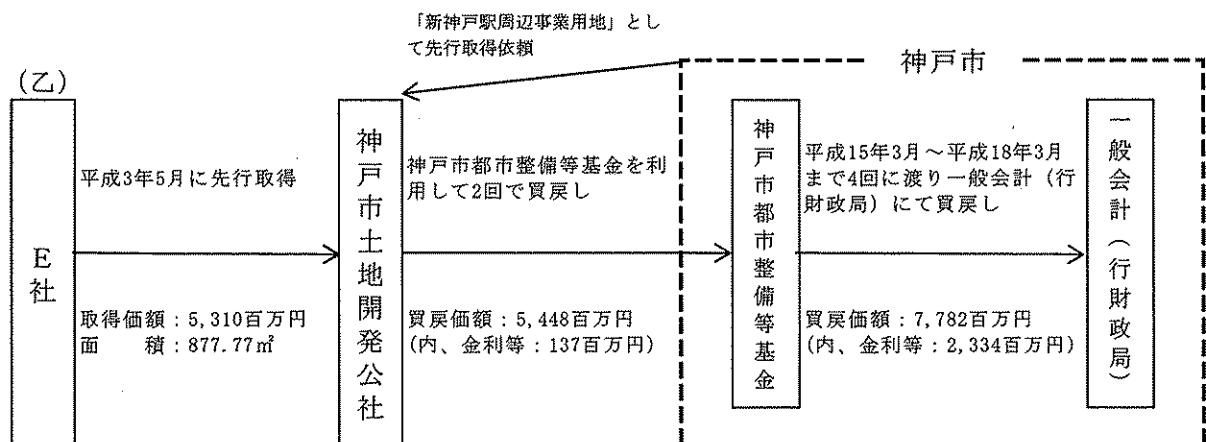
千円)で一般会計により買い戻した。

- ◆ 「六甲シンフォニーホール」計画は平成10年12月の決算特別委員会で当時の山下助役が「この計画は、現在、凍結。」(市会議事録)と答弁して、今日に至っている。
- ◆ (物件1)と(物件3)は行財政局の未利用地一覧表に登載されており、評価相当額は(物件1)が946,879千円で、(物件3)が203,651千円である。
- ◆ 両物件は現在、一括して民間駐車場会社に転貸されており、年間の賃料収入は8,601千円である。

(物件1:中央区北野町1丁目5番2外1筆)



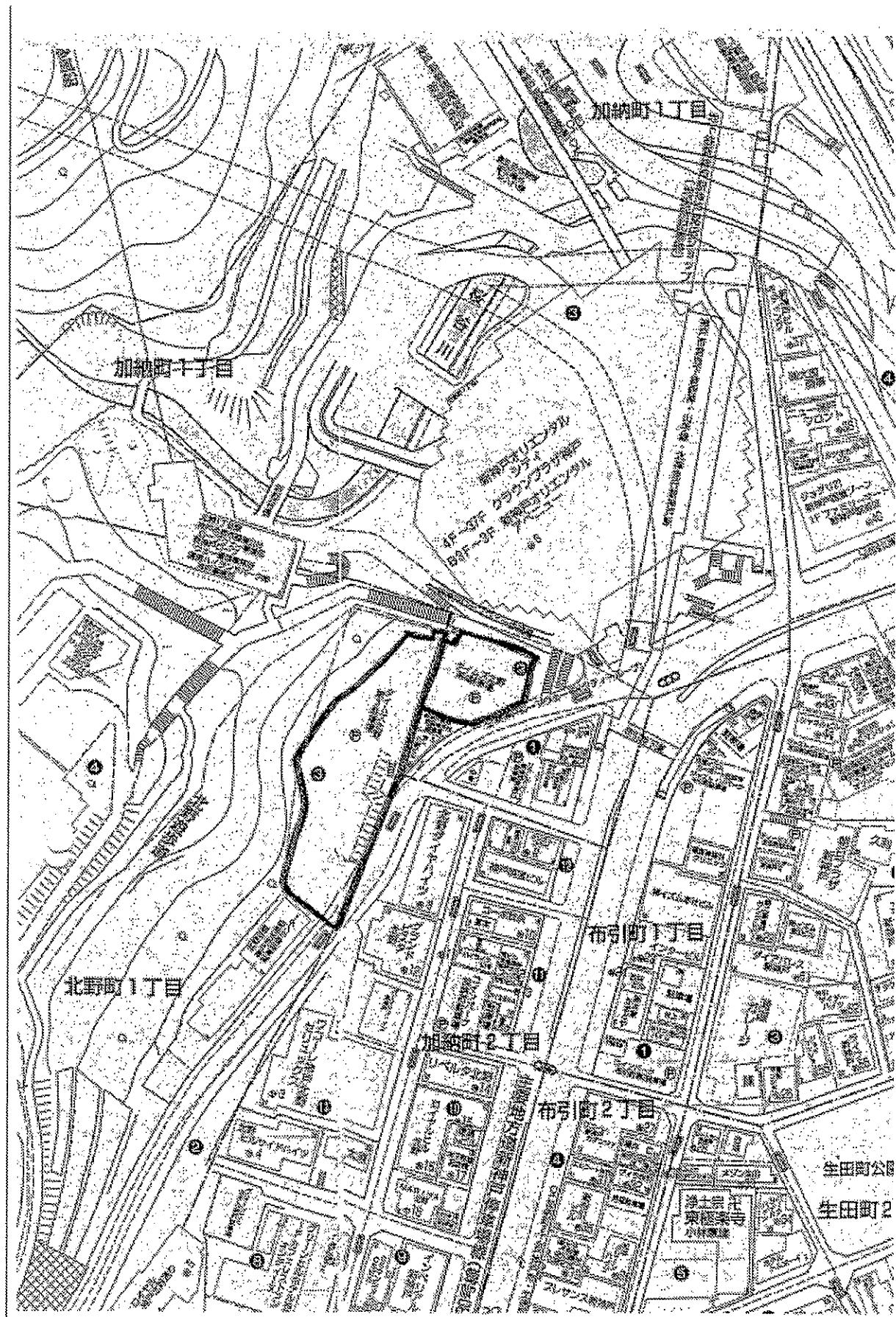
(物件3:中央区北野町1丁目5番5外7筆)

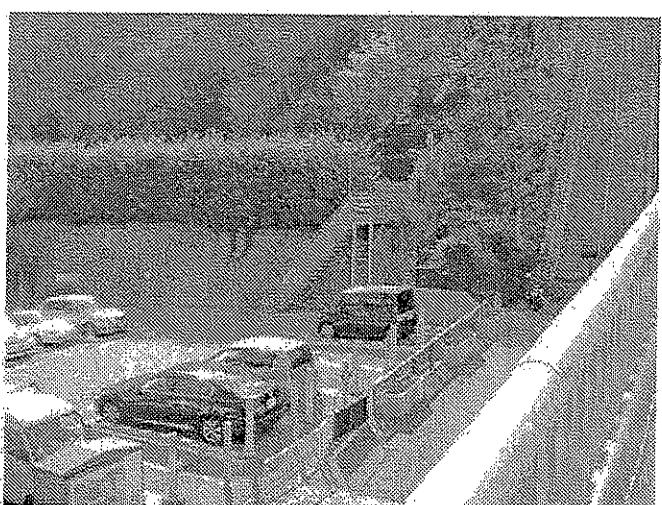
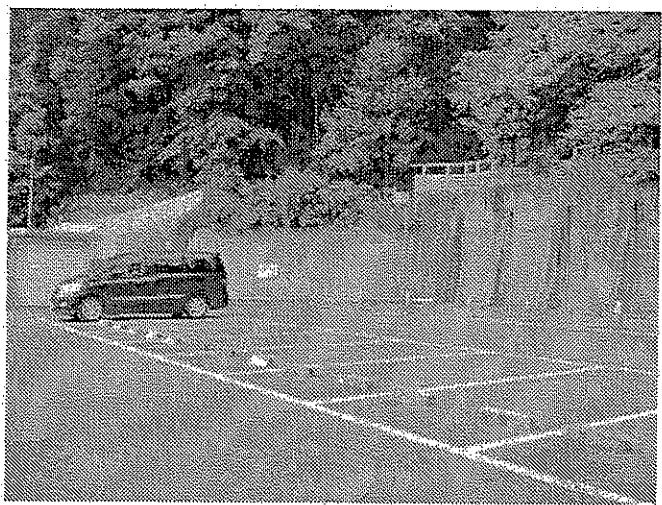


〔指摘事項－1〕 「六甲シンフォニーホール」関連用地は、適切な事業計画に基づき取得されたのか、さらに、土地の先行取得の時期について、十分な検討がなされたのかどうかは疑問である。

- ① 高額な土地の取得並びに事業計画（六甲シンフォニーホール、北野駐車場）であるにも拘わらず、市の内部だけで審議、決裁されて、神戸市土地開発公社に 160 億円もの先行取得依頼をしている。
- ② （物件 1）と（物件 3）は「六甲シンフォニーホール」計画と関連して、駐車場用地として先行取得したのであるが、当初の内部決裁書面では、（物件 1）が（仮称）北野町公園整備事業用地の先行取得依頼について（伺）となっており、（物件 3）については、「新神戸駅」周辺事業用地の先行取得依頼について（伺）となっている。「駐車場の計画用地」を「公園整備事業用地」とか「駅周辺事業用地」として先行取得依頼することは許容されるのか。事業の「計画」とはどのような段階を云うのか。
- ③ 先行取得したのが平成 3 年 4 月と 5 月、「懸案事項等のヒアリング」のため、企画調整局、市民局、土木局、住宅局が連名で六甲シンフォニーホールに関する検討資料を作成したのが平成 6 年 6 月である。  
いかにも土地の取得時期が早過ぎるのではないか。
- ④ 北野駐車場予定地は、昭和 54 年 10 月 30 日に「北野町山本通都市景観形成地域」に指定され、厳しい建築物等の基準が定められている。上記の事業計画は神戸市都市景観条例に反しないものとして計画されたのか。
- ⑤ 本物件が「六甲シンフォニーホール」計画を勘案して先行取得されたのだとしたら、市が平成 6 年 12 月に公表した「六甲シンフォニーホールの基本的な考え方」（素案）の中で示された建設費約 350 億円に、駐車場整備計画の 224 億円を加えると約 580 億円の事業となり、さらに完成後の収支計

画は、シナリオ 0～シナリオ 3 まで 4 案が検討されているが、年間 7 億円から最大で 24 億円位の赤字が予想されている。本当に神戸市民にとって必要な施設として、計画立案されたのかどうかという観点からして疑問が残る。





(2) 「藤原台事業用地」の売却について

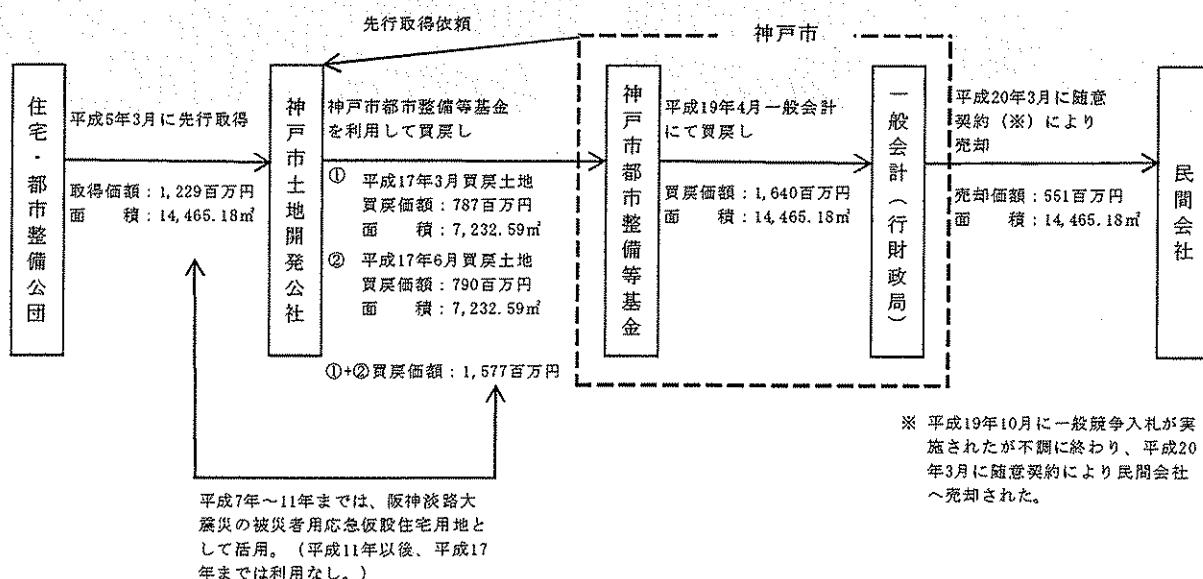
所管部局	所在 地	財産区分	用途	面積(m <sup>2</sup> )	評価相当額
行財政局	北区藤原台中町5丁目	普通財産	事業用地	14,465.18	53,232 万円

[取得経緯]

市は、北区における団地成熟及び団地計画の策定に伴い、市バス路線の増便、営業所の増設を行う計画を立案し、それに伴い必要となる市バス車庫及び営業所の事業用地として、当該土地(14,465.18 m<sup>2</sup>)の先行取得を開発公社に依頼し、平成5年3月に開発公社は住宅・都市整備公団より取得した(1,229,540千円)。

市は当該土地の買戻時期を平成7年3月に予定していたが、同年1月に発生した阪神・淡路大震災の影響で、被災者用応急仮設住宅用地として当該土地を活用した後、平成11年以後は利用されていなかった。開発公社による当該土地の先行取得後、上述の阪神・淡路大震災の発生や規制緩和、民間バス事業者との路線調整等、市を取り巻く環境は大きく変化したこともあり、市は「当該土地を当面利用する計画はない。」との判断から、平成17年3月及び6月に、神戸市都市整備等基金を利用して当該土地を開発公社より買戻した(1,578,500千円)。その後、市では抜本的な経営改革が求められ、民間業者へ市バス事業の管理を委託する等の経営改善を図ってきたが、より一層の効率化を図る上で、当該土地を市バス車庫及び営業所として利用する計画を断念することとなった。

そして、平成19年4月に、当該土地は一般会計によって神戸市都市整備等基金から買戻され(1,640,909千円)、同年10月に一般競争入札が実施されたが不調に終わったため、平成20年4月に随意契約により民間会社に551,800千円で売却された。



**[指摘事項－2]** 当該土地に係る一連の取引は、甘い人口予測に基づく土地先行取得の結果、一般会計による買戻価額よりも低い価額で売却した事例である。

市では計画団地における下表の予想のもと、市バス路線の増便、営業所の増設を行う計画を立案した。それに伴い必要となる市バス車庫及び営業所の事業用地として、開発公社が平成5年3月に当該土地を先行取得している。バブル経済の崩壊直後にも拘わらず、市はこのような計画を立案したことで、最終的に、市が神戸市都市整備等基金から一般会計で買戻した価額(1,640,909千円)より1,089,109千円低い551,800千円で売却することとなった。当該土地を先行取得するに至った事業計画の吟味に問題があったと言わざるを得ない。当該土地に係る一連の取引は、甘い人口予測に基づく土地先行取得の結果、市にとって目的の定まっていない土地を実勢価額と大幅に乖離した価額で買戻し、最終的には買戻価額よりも低い価額で売却することになってしまった事例である。

交通局が予定していた計画団地の人数増加推移

団地名	計画		平成4年度末		平成17年度末	
	戸数(戸)	人数(人)	戸数(戸)	人数(人)	戸数(戸)	人数(人)
計画団地	藤原台南	6,950	26,600	1,370	5,000	5,370
	北神星和台	2,000	8,000	800	3,000	2,200
	北神第1団地	3,400	12,400	250	900	3,370
	北神第2団地	3,300	12,000	—	—	650
	北神第3団地	平成6年度操業予定 400人/日を見込む			—	—
計		14,750	59,000	2,420	8,900	11,590
		35,200				

※戸数は一の位、人数は十の位を四捨五入。

※北神第3団地にバスは運行していない。(平成17年度末)

### (3) 未利用地の取得経緯について

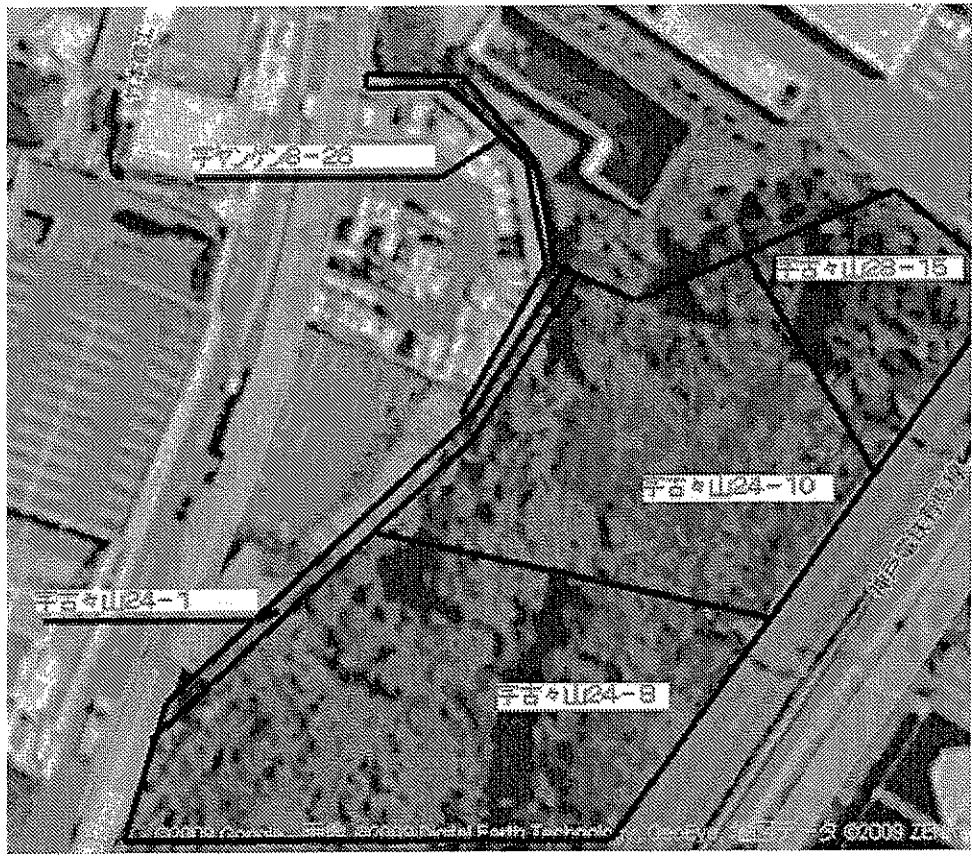
所管部局	所在地	財産区分	用途	面積(m <sup>2</sup> )	評価相当額
都市計画 総局	北区山田町上谷上字ヤ ンゲン 8番 26外 4筆	普通財産	事業用地	7,410.63	47,502万円

### 〔指摘事項－3〕 土地の取得に当たって、相手先との交渉や将来見通しの検討が十分に実施されたかどうかにつき、疑問がある。

下記の土地については、都市計画道路神戸三田線の予定地・代替地として、市が平成7年7月13日に民間会社から等価交換により取得しているが、取得時から現在まで、未利用となっている。

当該土地を交換により取得した際の決裁書によると、交換理由は、「地元に、路線沿道サービス業等が多く、将来、事業用地の買収を行う際に、まとまった面積の代替地を要求されることが予想され、事業促進には、代替地の確保が不可欠の条件となっているため」であり、また、「当該土地のうち約400m<sup>2</sup>が神戸三田線に抵触しており、交換相手先の民間会社からは、市有の土地との等価交換を条件に買収を受け入れる旨の意思表示があり、交換交渉を進めてきた。近傍地で他に代替地として確保できる物件がない現状では、当該土地は代替地として不可欠の物件であり、事業促進に大きな効果が望まれる。」と説明されている。

しかし、当該土地は交換により取得してから、13年以上経過しているが、その間、未利用であった事実を考えると、土地の取得に当たって、相手先との交渉や将来見通しの検討が十分に実施されたかどうかにつき、疑問がある。



#### (4) 土地台帳、公有財産表による公有土地の管理について

3頁にも記載のとおり、土地の異動（買収、売却など）が生じた場合、所管課において異動通知（記録調書又は財産引渡書）を記載し、行財政局管財課に提出し、管財課台帳管理システム担当は、異動通知に基づき、月締めで土地台帳の登録・修正処理を行い、異動結果帳票及び更新後台帳を作成する業務フローとなっている。また、年度末には、行財政局管財課は土地台帳の記載をもとに公有財産表を作成することとなっている。

しかし、監査を実施した結果、以下の通り、土地台帳及び公有財産表が、実際の公有土地の増減及び残高を表していない事例が散見され、中には、10年以上もの間、誤りに気付いていないものもあった。

神戸市公有財産規則第56条では、公有財産の取得、管理及び処分を適正に行い、現況を的確に把握するため、公有財産を記録管理するための基礎帳簿として公有財産台帳（土地の場合は「土地台帳」）を置くこととされているが、上記の事案は、土地台帳による公有土地の適正管理を予定している同規則の趣旨に照らし、問題があるものと考える。

#### 〔指摘事項－4〕 売却した土地が土地台帳、神戸市公有財産表に在高として掲載されていた。

下表の土地については、平成20年度中に売却したにもかかわらず、土地台帳上の売却処理が漏れており、平成21年3月末現在の土地台帳、公有財産表に在高として掲載されていた。

（単位：m<sup>2</sup>、千円）

所管部局	施設名	所在地	面積	売却金額	売却年月
行財政局	若松交番跡	長田区若松町 10丁目	35	7,500	平成20年4月
行財政局	藤原台事業用地	北区藤原台中5 丁目	14,465	551,800	平成20年4月

また、下表の土地は、平成 19 年度中に売却したにもかかわらず、平成 20 年 3 月末現在の土地台帳、公有財産表に在高として掲載されており、平成 20 年度に土地台帳上の売却処理が行われていた。実際の土地売却年度に土地台帳上の売却処理が行われていない点で問題である。

(単位 : m<sup>2</sup>、千円)

所管部局	施設名	所在地	面積	売却金額	売却年月
みなと総局	ポートアイランド (第 2 期)事業用地	中央区港島南町 7 丁目	10,000	963,002	平成 20 年 1 月
みなと総局	西神ニュータウン (公益的施設用地)	西区春日台 4 丁目	2,718	355,061	平成 20 年 3 月

#### [指摘事項－5] 取得した土地が土地台帳、神戸市公有財産表に在高として掲載されていなかった。

下表の土地については、3 年分割で取得し、それぞれの年度で所有権移転登記をしているが、土地台帳上は平成 20 年度に一括して掲載されたため、平成 19 年度以前の土地台帳、平成 20 年 3 月末以前の公有財産表に在高として掲載されていなかった。実際の土地取得年度に土地台帳上の取得処理が行われていない点で問題である。

(単位 : m<sup>2</sup>、千円)

所管部局	施設名	所在地	実際の土地台帳上の計上年度	実際の取得年月	本来の土地台帳上年度	面積	取得価額
都市計画総局	都市計画道路須磨多聞線土地（代替地）	垂水区名谷町字小川 2569	平成 20 年度	平成 18 年 12 月	平成 18 年度	9,650	256,705
				平成 19 年 12 月	平成 19 年度	8,669	260,108
				平成 20 年 11 月	平成 20 年度	7,833	211,503
合 計						26,152	728,317

**【指摘事項－6】 基金土地に計上されている土地が、土地台帳、神戸市公有財産表に普通財産として誤って二重に計上されていた。**

下表に記載のとおり、基金土地に計上されている土地が、土地台帳、公有財産表に普通財産として誤って二重に計上されている。地方自治法第238条第1項において、「この法律において『公有財産』とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう」とされていることから、同項と異なる取扱いとなっている点で問題である。

【神戸市公有財産表に重複して計上されている基金土地一覧】

基金土地としての計上内容			神戸市公有財産表における記載内容			
基金名称	所在地	面積	所管部局	施設名称	所在地	面積
神戸市都市整備等基金	須磨区白川台4丁目他1筆	9,429.43 m <sup>2</sup> のうち、800.2 m <sup>2</sup>	都市計画総局	都市計画事業用地（代替地）	須磨区白川台4丁目	8,882.68 m <sup>2</sup> のうち、800.2 m <sup>2</sup>
神戸市まちづくり等基金	中央区東川崎町1丁目他2筆	4,189.66 m <sup>2</sup>	都市計画総局	ハーバーランド煉瓦倉庫駐車場用地	中央区東川崎町1丁目	4,189.66 m <sup>2</sup>
神戸市下水道事業基金	北区有馬町字長尾佐	168 m <sup>2</sup>	建設局	事業用地	神戸市北区有馬町字長尾佐	5,915.05 m <sup>2</sup> のうち、168 m <sup>2</sup>
神戸市新都市整備事業基金	北区有野台9丁目外4件	1,161.72 m <sup>2</sup>	みなと総局	有野台住宅団地	北区有野台8丁目	24,640.90 m <sup>2</sup> のうち、1,161.72 m <sup>2</sup>
神戸市新都市整備事業基金	須磨区横尾3丁目外1件 <sup>*1</sup>	983.46 m <sup>2</sup>	みなと総局	横尾団地	須磨区多井畑字池ノ奥上	289,052.50 m <sup>2</sup> のうち、983.46 m <sup>2</sup>
神戸市新都市整備事業基金	東灘区向洋町西5丁目	8,754.14 m <sup>2</sup> <sup>*2</sup>	みなと総局	六甲アイランド	東灘区向洋町中4丁目	219,872.48 m <sup>2</sup> のうち、9,754.12 m <sup>2</sup> <sup>*2</sup>
神戸市新都市整備事業基金	中央区港島中町8丁目	14,003.92 m <sup>2</sup>	みなと総局	ポートアイランド事業用地	中央区港島2丁目	106,369.99 m <sup>2</sup> のうち、14,003.92 m <sup>2</sup>

※1 【基金土地一覧表】上は、「その他」に含まれている。

※2 市の基金保有土地明細においては、化粧品製造・販売事業を営む会社への賃貸時に権利金相当分

(999.99 m<sup>2</sup>) を控除しているため、神戸市公有財産表とは面積が相違している。

**[指摘事項－7] 市が長期にわたって保有する土地が、長期にわたり土地台帳、神戸市公有財産表に在高として掲載されていなかった。**

下表の土地については、市が10年以上の長期にわたって保有していたが、平成20年3月末以前の土地台帳、公有財産表に在高として掲載されていなかった。平成20年度に市のチェックで土地の登載漏れが判明し、土地台帳上の「登載漏れ」処理により、平成21年3月末現在の土地台帳、公有財産表に在高として掲載されたが、長期にわたって誤りに気付かないまま、土地台帳、公有財産表に在高として掲載されていなかった点で問題である。

(単位: m<sup>2</sup>、万円)

所管部局	施設名	所在地	面積	評価相当額	土地台帳への登載漏れ期間
都市計画総局	市営番町住宅土地	長田区五番町3丁目	1,955	23,464	12年1か月
みなと総局	ポートアイランド市民広場	中央区港島中町6丁目	10,441	200,477	28年1か月

## 〔指摘事項－8〕 市が保有する土地が、土地台帳、神戸市公有財産表より抹消処理され、在高として掲載されていなかった。

市ではピフレ新長田（店舗付き分譲マンション）の中にピフレホールと駐車場を所有しており、全体の敷地面積 3,869.90 m<sup>2</sup>の土地に建物全体の面積に対する占有部分の面積割合（3,059／10,000）を乗じた面積 1,183.80 m<sup>2</sup>に相当する敷地利用権を有している。

新築の際、平成 10 年 10 月に上記敷地利用権の割合に関する登記が行われたが、市の土地台帳上は、管理処分時に全体の敷地面積のうち 2 割が市の敷地利用権になるとの見込みのもと、面積 773.98 m<sup>2</sup>（=3,869.90 m<sup>2</sup>×20%）、評価相当額 23,528 万円で計上していた。

しかし、平成 20 年度に、この計上は都市再開発法の規定<sup>(注)</sup>により、通常の公有財産の管理規定は適用されず、土地台帳に登載する必要がなかったものと判断し、「法上の抹消」処理を行い、土地台帳より当該土地を消去したとの説明を都市計画総局より受けた。その判断の根拠は、当該土地を公有土地とすると、価格決定や売却手続等が公有財産規則の適用を受けるため、都市再開発法が適用除外していることを踏まえたものとのことである。

確かに都市計画事業中の土地は、土地台帳、公有財産表による記録の対象外となっているが、事業が完了した当該土地の敷地利用権はそれには当てはまらず、敷地利用権を有している以上、本来、「法上の抹消」処理をすべきでなかつたか疑問がある。

（注）都市再開発法第 108 条（施行者が取得した施設建築物の一部等の管理処分）

- 2 施行者が地方公共団体であるときは、施行者が第一種市街地再開発事業により取得した施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等の管理処分については、当該地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は、適用しない。

＜抹消前の土地台帳＞

（単位：m<sup>2</sup>、万円）

所管部局	施設名	所在地	面積	評価相当額
都市計画総局	ピフレ新長田土地	長田区若松町 10 丁目	773.98	23,528

## 〔指摘事項－9〕 土地台帳上、面積等の錯誤処理による訂正が散見された。

平成20年度に市のチェックで面積等の誤りが判明し、土地台帳上「錯誤」処理により、面積等を訂正している事例が散見された。チェック体制に問題があると考えられる。

<事例>

(単位: m<sup>2</sup>)

所管部局	施設名	所在地	土地台帳の 訂正前の面積	土地台帳の 訂正後の面積
環境局	灘事業所	灘区琵琶町2丁目	5,049	6,201

## (5) 普通財産の一元管理について

**〔指摘事項-10〕 用途廃止によって生じた普通財産の所管部局から行財政局管財課への所管換が速やかに行われ、一元管理による土地の有効活用を図ることができる体制を構築すべきである。**

神戸市公有財産規則第18条によると、普通財産の管理に関する事務は、行財政局長が掌理するものとされており、また同規則第8条によると、部局の長は、その所管に属する行政財産の用途を廃止した場合には、当該用途の廃止によって生じた普通財産を速やかに行財政局長に無償で引き継がなければならないとされているため、行政財産が用途廃止され普通財産となった場合には、所管部局は、一元管理による土地の有効活用を図るために、原則として当該普通財産を行財政局管財課に所管換する必要がある。しかし、実際には行財政局管財課への所管換が行われず、61頁以降の〔未利用地一覧表〕のとおり、普通財産に含まれる未利用地の多くが、所管部局の土地台帳に登載されたままとなっている例が多く見受けられた。

行財政局管財課の回答によると、所管部局で普通財産土地を管理した方がより有効活用できると見込まれる場合には、所管部局が管理をすることにしているとのことであり、例えば、都市計画総局が保有する市営住宅跡地のように、同局の市住マネジメント計画に基づき、専門知識を生かした有効活用策が練られている事例も確認することができた。しかし、行財政局管財課へ所管換した方が、土地の有効活用を図れる場合にも、上述の通り所管部局から行財政局に無償移管する必要があるため、行財政局管財課に所管換しなければ所管部局の収入となっていた土地売却収入が、所管換により行財政局の収入となるため、所管部局では、無償移管により自局での収入の機会を失うよりも、自局で保有することを選択することが考えられる。この場合、全市的観点からの土地の有効活用が阻害される要因となる恐れがある。

神戸市公有財産規則第18条に基づき、用途廃止によって生じた普通財産の所管部局から行財政局管財課への所管換が速やかに行われ、一元管理による土地の有効活用を図ることができるよう、行財政局管財課と所管部局の連絡を密にし、行財政局管財課の人員を増強するなどにより、体制を構築すべきである。

#### 4. 包括外部監査の意見

##### (1) 「六甲シンフォニーホール」関連用地の取得について

**〔意見一〔5〕〕 「六甲シンフォニーホール」関連用地取得の失敗を教訓として、自治体が土地を先行取得してから事業展開を考えるというやり方には、何らかの歯止めをかけるべきである。**

「六甲シンフォニーホール」のような大型の事業計画に関連して、土地を先行取得することは、もしその計画が撤回、或いは大幅変更又は中止ということになった場合、土地の取得という後戻りが出来ない既成事実だけが残ることになり、今日のように地価の下落が止まらないような時代には、実勢価格とケタ外れの金額の土地、換言すれば、膨大な含み損を抱えた土地を保有することになる。今回の本件土地取得の失敗を教訓として、自治体が土地を先行取得してから事業展開を考えるというやり方には、何らかの歯止めをかけるべきである。

##### (2) 公有土地の管理と将来の複式簿記の導入に向けての検討課題

**〔意見一〔6〕〕 現在の市の土地台帳につき、①実際の公有土地の増減及び残高を表していない、②記載されている評価相当額が公会計で求められる土地の公正価値を示していない、③取得価額が明示されていない等の問題があり、見直しに向けた検討を行うべきである。**

###### ① 地方公会計改革に関する動き

地方公共団体の公会計整備に関する取組みとして、総務省（旧自治省）は平成12年3月に「調査研究報告書」を公表し、その後、多くの地方公共団体において決算統計データを活用したバランスシートや行政コスト計算書が作成・公表されてきた。また、平成18年に「新地方公会計制度研究会報告書」（以下、「制度報告書」という。）を、さらに、平成19年度には「新地方公会計制度実務研究会報告書」（以下、「実務報告書」という。）を公表し、複式簿

記の導入を前提とした貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書の財務書類4表を、「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」<sup>(注)</sup>により整備することが地方公共団体に求められることとなった。

「制度報告書」では、当市のように人口3万人以上の都市は平成21年度までに、財務書類4表を作成することを求めていた。しかし、その後の地方公共団体財政健全化法の成立等により、一定の資産評価を行った上で財務諸表を整備することが重要であるとされ、地方公共団体に対して早期の取組みとして平成20年度中の財務書類4表の試作が求められているところである。

(注)「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」

「基準モデル」は、民間企業会計の考え方と会計実務を基に、資産、税収や移転収支など地方公共団体の特殊性を加味し、資産負債管理や予算編成への活用等、公会計に期待される機能を果たすことを目的としている。財務書類の作成に当たっては、開始貸借対照表を固定資産台帳等に基づき作成し、現金取引情報に止まらず、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により発生の都度又は期末に一括して複式記帳して作成することを前提としたものである。したがって、財務書類作成の基礎となりうる固定資産台帳の整備や、個々の取引情報を発生主義により複式記帳することが必要となる。

一方、「総務省方式改訂モデル」もその目指す方向性は同様であるが、各団体のこれまでの取組や作成事務の負荷を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することを認めている。

## ② 市の財務書類4表作成の取組み状況

市では、平成13年度決算より、「総務省方式改訂モデル」に基づき、各年度の決算に関し「普通会計バランスシート」と「普通会計行政コスト計算書」を作成している。

また、平成16年度決算より、「普通会計バランスシート」及び「普通会計行政コスト計算書」に加えて、市のすべての会計及び市と連携協力して行政サービスを実施している外郭団体を対象として「市連結バランスシート（試案）」を作成しており、平成20年度決算より、財務書類4表を作成する予定である。

「普通会計バランスシート」と「市連結バランスシート（試案）」の土地残高は、「総務省方式改訂モデル」に準拠して作成しており、昭和44年度からの「地方財政状況調査」（決算統計）を基礎データとしている旨、「バランスシート作成の考え方」として記述されている。バランスシートの土地残

高（普通会計平成19年度末バランスシートでは1兆8,672億円）の具体的算出方法は、昭和44年度以降の「地方財政状況調査」（決算統計）より土地買入時の取得価額の積み上げによる残高とのことであり、昭和43年以前に買入れした土地、寄付により受け入れた土地、無償譲渡された」土地は残高ゼロとなっている。

### ③ 今後の検討課題

実務報告書130段では、「現行制度における財産台帳等は、その目的や構造等においてかかる固定資産台帳とは大きく異なることから、既存の財産台帳等から可能な限りデータを取得したうえ、原則として新たな財務会計目的の固定資産台帳として整備することが適当と考えられる。」とされており、土地台帳が固定資産台帳（公会計管理台帳）の基礎となることが予定されている。

現在の市の土地台帳は、固定資産台帳（公会計管理台帳）の基礎とする上で、以下の点を見直すべきである。

#### a. 土地台帳が、実際の公有土地の増減及び残高を表していない。

46頁以下の「3. 包括外部監査の結果」（4）で指摘した土地台帳及び公有財産表が、実際の公有土地の増減及び残高を表していない事例が発生した根本的原因は、土地の所管部局から適時に異動通知（記録調書又は財産引渡書）が作成送付されていないことにあると考えられる。土地の所管部局において職務が全うされていないと共に、行財政局管財課の管理が不十分と言わざるを得ない。

また、市の説明によれば、土地台帳は3年に一度内容の見直しを行っているとのことであったが、これらの事例を見ると、実際の市の見直し手続が十分なものであったかについては疑問が残るところである。路線価の見直しが3年毎に行われる所以あるから、その際に土地台帳と登記簿の記載内容を照合するなどして、これら台帳の見直しの手続を行う行財政局管財課から、実効性のあるかたちで土地の所管部局に明確に通知し、少なくとも10年間で全ての土地の検証ができる体制を構築すべきである。

さらに、市では定期的に人事異動が行われるが、その際に、土地台帳の管理についての十分な引き継ぎが行われていない、或いは、土地台帳の管理マニュアルが事実上存在しないため、土地の所管部局の担当者の主觀に頼った土地台帳の管理が行われているようにも見受けられる。

前述のとおり、財務書類4表の作成の際には、土地台帳が固定資産台帳（公会計管理台帳）の基礎となることが予定されており、土地台帳管

理の重要性は今後更に高まるものと思われる。これに対応できるような土地管理の組織・体制を構築すべきである。

b. 評価相当額の算定方法

市の土地台帳の評価相当額欄には、原則として、固定資産税評価額の算定基礎となる正面路線価に基づく評価額が記載されているが、不整形地等についても一律の取り扱いであり、評価相当額の算定方法が不合理な場合もあると考えられる。また、路線価のない土地については、評価相当額欄が空欄となっており、全ての土地について評価額が付されているわけではない。

総務省両モデルでは、原則として土地は公正価値で評価するものとされているが（実務報告書29段（2））、現時点の土地台帳では、上述のとおり、公正価値を必ずしも示していないものもあり、評価相当額の算定方法の見直しが必要と考える。例えば、宅地においては、路線番号及び路線価（正面、側方、二方）、地目、地積、土地の補正に係る事項（間口・奥行・形状等）等の土地情報を入手し、課税地と同様の評価を行うことでより精度の高い評価を行い、それを評価相当額とすることも検討すべきである。

c. 取得価額の明示

市の土地台帳には取得価額欄が設けられていないため、固定資産台帳（公会計管理台帳）との整合性を検証できない、土地を売却する際の売却損益の把握ができない、評価相当額との比較による含み損益を把握できないといった問題もある。

確かに過去に取得した土地の取得価額については不明な場合も多いが、少なくとも今後取得する土地については土地台帳上、取得価額を明示し、管理レベルの向上を図るべきである。

### (3) 未利用地の管理と有効活用について

#### ① 未利用地の概要

市の行財政局管財課では、所管局より入手した資料に基づき全市横断的な「未利用地一覧表」を作成しているが、その際、行財政局管財課の内規で基準（目安）が示されている。

#### 未利用地とする基準（目安）

1. 市として利用見込みがあつて取得した土地で未利用状態のものや、施設の用途廃止後土地建物が未利用状態のもの。

〔利用計画のない代替地、単独利用できる事業残地、統廃合後の学校跡地 等。〕  
外郭団体等に貸し付け、駐車場等として暫定利用している土地等も含む。〕
2. 次のいずれかに該当する土地は、この場合の未利用地から除くものとする。
  - ① 単独利用困難な土地

【例】ほとんどが山林や法面の土地。  
無道路地。  
建物の一部を用途廃止した物件。
  - ② 土地利用の上で支障となる物件や権利関係等が長期的（概ね5年以上）に存在する土地（すなわち、その状態が概ね5年未満で解消されると推定されるものは未利用地に含める）。

【例】不法占拠物件がある。  
自治会・NPO等に事実上長期的に貸し付けている。  
市民公園として利用している。  
通路として利用している。  
学校の校庭として利用している。  
※ なお、これらの物件については、貸付け等を継続することの妥当性を検討し、必要な見直しを行うこと。
  - ③ 埋立地・造成地で計画的な処分・定期借地推進中の土地

（ただし、有野台団地等開発事業終了後の未処分宅地や利用計画のなくなった公益用地等は未利用地に含める）
  - ④ 区画整理・街路事業の終了していない区域内にある土地

（ただし、換地処分後の残地等は未利用地に含める）

## 〔未利用地一覧表〕〔未利用地の将来売却に関する判定表〕の見方について

(図表-1) は、上記基準で市が作成した未利用地一覧表に、包括外部監査人が評価相当額等を追加で記載したものであり、(図表-2) は市が作成した未利用地一覧表を入手の上、質的・量的に重要性の高い未利用地につき、包括外部監査人が取得経過、売却予定等を質問等の手続により確認し取りまとめたものである。

61 頁以降に(図表-1)〔未利用地一覧表〕及び(図表-2)〔未利用地の将来売却に関する判定表〕を掲載しているが、未利用地に対する「指摘事項」・「意見」については、〔未利用地の将来売却に関する判定表〕の「備考」欄に指摘事項番号、意見番号を付した上で、「指摘事項」については 36 頁以下の「3. 包括外部監査の結果」、「意見」については「未利用地に対する意見」として、87 頁以下に記載している。

以下では、〔未利用地一覧表〕、〔未利用地の将来売却に関する判定表〕の見方について説明する。

### 〔未利用地一覧表〕

#### (1) 対象となった部局

[1]	行 財 政 局
[2]	保 健 福 祉 局
[3]	環 境 局
[4]	産 業 振 興 局
[5]	建 設 局
[6]	都 市 計 画 総 局
[7]	み な と 総 局
[8]	水 道 局
[9]	交 通 局
[10]	教 育 委 員 会 事 務 局

#### (2) 面積（注 1）

面積については、土地台帳において実測面積が把握されているものは実測面積により、実測されていないものは公簿面積によっている。

#### (3) 評価相当額（注 2）

評価相当額とは、土地台帳において当該土地の正面路線価（3 年毎に見直しされる）に（注 1）の面積を乗じた結果として記載されているものである。地目によって、正面路線価が設定されていない土地は、標準地等によって評価される。

[未利用地の将来売却に関する判定表]

(1) 対象となった部局

- [1] 行 財 政 局
- [2] 保 健 福 祉 局
- [3] 環 境 局
- [4] 産 業 振 興 局
- [5] 建 設 局
- [6] 都 市 計 画 総 局
- [7] み な と 総 局
- [8] 水 道 局
- [9] 交 通 局
- [10] 教 育 委 員 会 事 務 局

(2) 面積（注1）

面積については、土地台帳において実測面積が把握されているものは実測面積により、実測されていないものは公簿面積によっている。

(3) 取得年月日及び取得価額（注2）

取得年月並びに取得価額の（ ）内は先行取得物件の買戻し年月及び買戻し価額である。

(4) 評価相当額（注3）

評価相当額とは、土地台帳において当該土地の正面路線価（3年毎に見直しがされる）に（注1）の面積を乗じた結果として記載されているものである。地目によって、正面路線価が設定されていない土地は、標準地等によって評価される。

(5) 移管日（注4）

移管日とは、各部局から行財政局へ移管された日である。

(6) 累計所有期間（内、未利用地となってからの期間）（注5）

累計所有期間とは、部局が当該土地を取得した日、あるいは、他の部局から移管を受けた日から平成21年3月31日までの期間である。（ ）内は、57頁の「未利用地とする基準（目安）」にのっとり、未利用地となった日から、平成21年3月31日までの期間である。

### (7) 判定欄（注6）

判定欄は、下記判断基準を一応の目安として、包括外部監査人が独断的に付したものであって、絶対的なものではない。

#### 判定区分

- A : 直ちに売却可能
- B : 売却可能であるが売れない（過去に入札不調）
- C : 条件整備が必要（追加投資など）
- D : 地元との調整が必要
- E : 売却不能または当分売却を見送る方針

[図表-1 未利用地一覧表]

[1] 行 財 政 局	… 61頁～62頁
[2] 保 健 福 祉 局	… 62頁～63頁
[3] 環 境 局	… 63頁
[4] 産 業 振 興 局	… 63頁
[5] 建 設 局	… 63頁
[6] 都 市 計 画 総 局	… 63頁～67頁
[7] み な と 総 局	… 68頁
[8] 水 道 局	… 69頁
[9] 交 通 局	… 69頁
[10] 教 育 委 員 会 事 務 局	… 69頁

(図表 - 1) 未利用地一覧表

平成21年3月31日現在

所管部局	所在地	地目	用途地域	(注1)	(注2)
				面積 (m <sup>2</sup> )	評価相当額 (万円)
行財政局	東灘区青木4丁目	役場敷地	準住居	991	14,181
行財政局	東灘区住吉東町2丁目	宅地	近商・1住居	4,960	115,477
行財政局	東灘区住吉町字古寺	宅地	2中高・1低専	81	1,515
行財政局	東灘区住吉町九郎左衛門新田	宅地	2中高	410	9,937
行財政局	中央区港島中町4丁目	宅地	商業	14,758	222,856
行財政局	中央区北野町1丁目	宅地	2住居	4,831	94,687
行財政局	中央区北野町1丁目	宅地	商業	877	20,365
行財政局	中央区山本通4丁目	宅地	2住居	428	7,409
行財政局	中央区下山手通7丁目	学校用地	2住居・商業	2,987	57,060
行財政局	中央区熊内橋通7丁目	宅地	商業	629	7,748
行財政局	北区緑町7丁目	宅地	1低専	848	4,521
行財政局	北区有野町有野字上向山	山林・宅地	調整区域(一部1低専)	24,341	75,944
行財政局	北区有馬町字中ノ畠	宅地	2住居	1,009	5,379
行財政局	北区有馬町字石倉	山林・宅地	2住居	663	2,609
行財政局	北区有馬町字峠堂	宅地	2住居	92	412
行財政局	兵庫区会下山町1丁目	宅地	1中高	619	5,777
行財政局	長田区浜添通5丁目	宅地	工業	806	6,095
行財政局	長田区高取山町1丁目	宅地	1中高	207	1,168
行財政局	須磨区高尾台3丁目	宅地	1中高	1,177	8,356
行財政局	須磨区離宮西町2丁目	宅地	2中高	1,001	13,623
行財政局	須磨区多井畑東町	宅地	1住居	887	7,544
行財政局	須磨区多井畑東町	宅地	1住居	183	1,472
行財政局	須磨区多井畑東町	宅地	1住居	184	1,482
行財政局	須磨区多井畑東町	宅地	1住居	181	1,454
行財政局	須磨区多井畑東町	宅地	1住居	220	1,870
行財政局	須磨区高倉台7丁目	宅地	1低専	329	2,879
行財政局	須磨区高倉台7丁目	宅地	1低専	237	2,077
行財政局	須磨区天神町5丁目	宅地	近商	626	7,705
行財政局	垂水区松風台1丁目	宅地	1低専	197	1,462
行財政局	垂水区松風台1丁目	宅地	1低専	196	1,455
行財政局	垂水区松風台1丁目	宅地	1低専	196	1,454
行財政局	垂水区松風台1丁目	宅地	1低専	191	1,418
行財政局	垂水区名谷町猿倉	山林	1中高	2,522	14,377
行財政局	垂水区本多聞4丁目	宅地	近商	660	6,237

所管部局	所在地	地目	用途地域	(注1)	(注2)
				面積 (m <sup>2</sup> )	評価相当額 (万円)
行財政局	西区長畑町	宅地	準住居・2住居	488	2,386
行財政局	西区天が岡	宅地	1低専	154	851
行財政局	西区天が岡	宅地	1低専	154	850
行財政局	西区天が岡	宅地	1低専	155	853
行財政局	西区天が岡	宅地	1低専	214	1,180
行財政局	西区天が岡	宅地	1低専	171	923
行財政局	西区天が岡	宅地	1低専	201	1,088
行財政局	西区天が岡	宅地	1低専	200	1,080
行財政局	西区天が岡	宅地	1低専	303	1,634
行財政局	西区天が岡	宅地	1低専	266	1,465
行財政局	西区水谷3丁目	宅地	1低専	176	934
行財政局	西区水谷3丁目	宅地	1低専	176	934
行財政局	西区水谷3丁目	宅地	1低専	176	934
行財政局	西区水谷3丁目	宅地	1低専	176	934
行財政局	西区水谷3丁目	宅地	1低専	176	934
行財政局	西区水谷3丁目	宅地	1低専	176	934
行財政局	西区水谷3丁目	宅地	1低専	176	934
行財政局	西区玉津町今津字土手ノ下	雑種地	1低専	552	1,680
行財政局	西区玉津町高津橋字岸山	宅地	1住居・1低専	3,115	16,822
行財政局	西区美穂が丘5丁目	宅地	1中高	2,038	10,190
行財政局	西区富士見が丘2丁目	宅地	1低専	181	856
行財政局	西区富士見が丘4丁目	宅地	1低専	427	2,052
行財政局	西区富士見が丘4丁目	宅地	1低専	319	1,535
行財政局	西区富士見が丘4丁目	宅地	1低専	424	2,036
行財政局	西区伊川谷町有瀬字池林	宅地	準住居・1中高	1,102	11,247
行財政局	西区前開南町2丁目	宅地	1中高	1,175	9,711
				1,849	15,423
行財政局	西区今寺	宅地	1中高	938	7,789
行財政局	西区竜が岡3丁目	宅地	1低専	9,601	52,426
				12,250	68,969
〔1〕行財政局 合計				106,239	948,557
保健福祉局	北区中里町2丁目	宅地	1低専	445	2,243
保健福祉局	北区日の峰1丁目	宅地	1低専	1,036	6,469
保健福祉局	西区中野1丁目	宅地	1低専	400	2,796

所管部局	所在地	地目	用途地域	(注1)	(注2)
				面積 (m <sup>2</sup> )	評価相当額 (万円)
保健福祉局	北区山田町中字長尾サ	宅地	調整区域	1,303	3,192
保健福祉局	垂水区王居殿3丁目	宅地	1中高	272	2,030
保健福祉局	垂水区東垂水2丁目	宅地	1中高	94	735
保健福祉局	西区月が丘1丁目	雑種地	1住居	3,983	16,730
保健福祉局	北区藤原台中町2丁目	宅地	1低専	1,999	10,374
保健福祉局	須磨区稻葉町2丁目	宅地	1住居	586	7,857
保健福祉局	須磨区中落合1丁目	宅地	1中高	1,242	14,782
保健福祉局	長田区大日丘町3丁目	山林	1中高	30,666	156,704
〔2〕保健福祉局 合計				42,029	223,917
環境局	垂水区名谷町字猿倉	田・ため池・山林	1中高	4,183	41,830
〔3〕環境局 合計				4,183	41,830
産業振興局	垂水区海岸通	雑種地	2住居	13,600	105,672
〔4〕産業振興局 合計				13,600	105,672
建設局	東灘区魚崎南町1丁目	宅地	準工	3,513	34,183
建設局	東灘区住吉山手4丁目	宅地	1低専	389	5,106
建設局	長田区雲雀が丘1丁目	宅地	1中高	613	3,024
建設局	長田区雲雀が丘1丁目	宅地	調整区域	346	1,775
建設局	長田区西丸山町2丁目	宅地	1中高	204	1,280
建設局	長田区梅ヶ香町1丁目	宅地	準工	214	1,468
建設局	須磨区北落合4丁目	宅地	1低専	607	5,633
建設局	垂水区潮見が丘1丁目	宅地	1中高	144	1,105
建設局	北区山田町上谷上字古々山	宅地	1低専	62	400
建設局	北区山田町上谷上字見山口	雑種地	2住居	468	0
建設局	北区道場町塩田字王子の宮	宅地	調整区域	270	1,066
建設局	北区道場町塩田字上川西	雑種地	調整区域	7,413	21,202
建設局	北区道場町平田字西川原	宅地	調整区域	1,306	4,560
建設局	北区道場町平田字向イ	雑種地	調整区域	1,388	2,387
建設局	北区長尾町宅原字大下	雑種地	調整区域	802	3,171
建設局	西区神出町東字山の端	溜池	調整区域	2,865	5,328
建設局	西区神出町宝勢字上場中筋	宅地	調整区域	494	905
建設局	西区平野町印路字湯町	宅地・雑種地他	調整区域	162	311
建設局	北区有野台1丁目	宅地	1低専	25,749	109,949
建設局	北区有馬町字孫七	宅地	2住居	258	1,017
〔5〕建設局 合計				47,276	203,879
都市計画総局	灘区赤松町3丁目	宅地	1低専	63	1,334

所管部局	所在地	地目	用途地域	(注1)	(注2)
				面積 (m <sup>2</sup> )	評価相当額 (万円)
都市計画総局	灘区篠原伯母野山町3丁目	山林	1低専	1,154	10,670
都市計画総局	灘区寺口町	教会敷地内	1低専	169	2,082
都市計画総局	灘区寺口町	山林	1低専	1,361	15,107
都市計画総局	灘区灘北通4丁目	宅地	1住居	135	1,669
都市計画総局	灘区灘北通4丁目	宅地	1住居	34	426
都市計画総局	灘区六甲町2丁目	宅地	1住居	98	1,353
都市計画総局	灘区六甲町4丁目	宅地	1住居	63	839
都市計画総局	灘区六甲町3丁目	宅地	1住居	67	903
都市計画総局	灘区永手町5丁目	宅地	近商	58	1,126
都市計画総局	灘区神前町3丁目	宅地	近商	54	367
都市計画総局	灘区都通3丁目	宅地	1住居	150	1,945
都市計画総局	中央区中島通4丁目	宅地	1中高	67	902
都市計画総局	中央区宮本通4丁目	宅地	2中高	54	632
都市計画総局	中央区八雲通2丁目	宅地	近商	75	842
都市計画総局	中央区熊内町8丁目	宅地	1低専	330	4,794
都市計画総局	中央区旭通3丁目	宅地	近商	88	1,180
都市計画総局	中央区山本通5丁目	宅地	2住居	249	4,268
都市計画総局	中央区東川崎町6丁目	宅地	近商・2住居	150	1,915
都市計画総局	中央区楠町8丁目	宅地	1中高	65	759
都市計画総局	中央区楠町8丁目	宅地	1中高	71	831
都市計画総局	兵庫区楠谷町	宅地	1住居	130	1,866
都市計画総局	兵庫区会下山町1丁目	宅地	1中高	396	2,638
都市計画総局	兵庫区下沢通2丁目	宅地	近商	364	6,344
都市計画総局	兵庫区荒田町3丁目	宅地	1住居	257	3,326
都市計画総局	兵庫区入江通2丁目	宅地	2住居	388	5,017
都市計画総局	兵庫区下三条町	宅地	1住居	460	5,161
都市計画総局	兵庫区新開地4丁目	宅地	商業	131	2,847
都市計画総局	兵庫区東出町2丁目	宅地	2住居	171	2,206
都市計画総局	兵庫区東出町2丁目	宅地	2住居	137	1,776
都市計画総局	兵庫区東出町2丁目	宅地	2住居	74	430
都市計画総局	兵庫区西出町1丁目	宅地	工業	84	695
都市計画総局	兵庫区七宮町1丁目	宅地	準工	287	2,850
都市計画総局	兵庫区浜山通4丁目	宅地	2住居	1,044	12,013
都市計画総局	北区谷上南町	宅地	1住居	1,151	5,561
都市計画総局	北区谷上東町	宅地	近商	1,216	10,341

所管部局	所在地	地目	用途地域	(注1)	(注2)
				面積 (m <sup>2</sup> )	評価相当額 (万円)
都市計画総局	北区谷上西町	宅地	近商	1,158	9,849
都市計画総局	北区谷上西町	雑種地	1住居	85	429
都市計画総局	北区星和台1丁目	宅地	1低専	268	1,681
都市計画総局	北区大池見山台	宅地	1低専	476	1,723
都市計画総局	北区大池見山台	宅地	1低専	685	2,480
都市計画総局	長田区前原町1丁目	宅地	1中高	1,254	7,963
都市計画総局	長田区片山町1丁目	宅地	1中高	165	1,742
都市計画総局	長田区片山町1丁目	宅地	1中高	185	1,871
都市計画総局	長田区片山町1丁目	宅地	1中高	145	1,472
都市計画総局	長田区御蔵通4丁目	宅地	近商	81	1,391
都市計画総局	長田区五位ノ池町4丁目	宅地	1中高	716	4,992
都市計画総局	長田区三番町2丁目	宅地	2住居	505	2,730
都市計画総局	長田区四番町3丁目	宅地	2住居	60	274
都市計画総局	長田区五番町2丁目	宅地	1住居	269	1,263
都市計画総局	長田区五番町2丁目	宅地	近商	57	271
都市計画総局	長田区五番町2丁目	宅地	1住居	227	1,428
都市計画総局	長田区五番町2丁目	宅地	1住居	839	5,619
都市計画総局	長田区六番町2丁目	宅地	1住居	318	1,983
都市計画総局	長田区六番町2丁目	宅地	1住居	84	402
都市計画総局	長田区六番町2丁目	宅地	1住居	328	2,044
都市計画総局	長田区六番町2丁目	宅地	1住居	333	2,072
都市計画総局	長田区萩乃町3丁目	宅地・山林	1中高	1,208	6,780
都市計画総局	長田区明泉寺町3丁目	宅地	1中高	1,283	8,698
都市計画総局	長田区長者町	宅地	1低専	2,862	15,883
都市計画総局	長田区高取山町2丁目	宅地	1中高	1,544	12,558
都市計画総局	長田区高取山町2丁目	宅地	1中高	120	915
都市計画総局	長田区高取山町2丁目	宅地	1中高	119	910
都市計画総局	長田区上池田5丁目	宅地	1中高	165	1,610
都市計画総局	長田区西代通4丁目	宅地	近商・1住居	114	1,315
都市計画総局	須磨区寺田町2丁目	宅地	1住居	105	983
都市計画総局	須磨区寺田町2丁目	宅地	2住居	188	1,753
都市計画総局	須磨区寺田町2丁目	宅地	2住居	153	2,600
都市計画総局	須磨区大池町1丁目	宅地	1住居	53	423
都市計画総局	須磨区大池町2丁目	宅地	1住居	145	1,221
都市計画総局	須磨区千歳町1丁目	宅地	準工	95	747

所管部局	所在地	地目	用途地域	(注1)	(注2)
				面積 (m <sup>2</sup> )	評価相当額 (万円)
都市計画総局	須磨区千歳町2丁目	宅地	準工	320	4,204
都市計画総局	須磨区千歳町3丁目	宅地	準工	107	1,406
都市計画総局	須磨区千歳町3丁目	宅地	準工	302	3,415
都市計画総局	須磨区大田町1丁目	宅地	近商	250	3,677
都市計画総局	須磨区菅の台7丁目	宅地	1低専	214	1,527
都市計画総局	須磨区菅の台7丁目	宅地	1低専	203	1,452
都市計画総局	須磨区菅の台7丁目	宅地	1低専	263	1,877
都市計画総局	須磨区白川台4丁目	宅地	1低専	417	3,765
都市計画総局	須磨区白川台7丁目	宅地	1中高	689	6,016
都市計画総局	須磨区離宮前町1丁目	宅地	1低専	176	2,208
都市計画総局	須磨区離宮前町2丁目	宅地	1低専	170	2,228
都市計画総局	須磨区月見山町3丁目	宅地	1中高	93	1,247
都市計画総局	垂水区王居殿3丁目	宅地	1住居	87	741
都市計画総局	垂水区名谷町大谷	宅地	1住居	346	2,208
都市計画総局	垂水区名谷町字堂面	宅地	1住居	709	4,029
都市計画総局	垂水区千鳥が丘2丁目	宅地	1低専	148	1,347
都市計画総局	垂水区高丸4丁目	山林	1住居	297	3,034
都市計画総局	垂水区大町3丁目	宅地	2住居	133	1,478
都市計画総局	垂水区大町5丁目	宅地	2住居	165	1,735
都市計画総局	垂水区宮本町	宅地	近商	95	1,422
都市計画総局	垂水区星陵台4丁目	山林	1住居	485	4,829
都市計画総局	垂水区星が丘1丁目	山林	1中高	753	5,907
都市計画総局	垂水区霞ヶ丘7丁目	宅地	1低専	308	3,182
都市計画総局	垂水区五色山1丁目	宅地	1低専	483	5,612
都市計画総局	垂水区仲田2丁目	宅地	1住居	129	1,368
都市計画総局	垂水区日向2丁目	宅地	1住居	1,100	10,382
都市計画総局	西区天が岡	宅地	1低専	201	1,120
都市計画総局	西区伊川谷町潤和字一の坪	宅地	工業	741	3,410
都市計画総局	西区伊川谷町前開字猿ヶ谷	雑種地	調整区域	169	312
都市計画総局	西区伊川谷町有瀬土橋	宅地	2住居	639	3,657
都市計画総局	西区伊川谷町有瀬字池林	原野	準工	1,051	6,729
都市計画総局	西区玉津町新方字東方	雑種地	1中高	69	362
都市計画総局	西区岩岡町岩岡字前場	雑種地	調整区域	2,909	5,324
都市計画総局	西区水谷1丁目	宅地	1低専	45	198
都市計画総局	東灘区深江本町3丁目	宅地	近商	164	2,606

所管部局	所在地	地目	用途地域	(注1)	(注2)
				面積 (m <sup>2</sup> )	評価相当額 (万円)
都市計画総局	東灘区魚崎中町4丁目	宅地	1中高	189	2,991
都市計画総局	東灘区御影山手1丁目	宅地	1中高	42	838
都市計画総局	灘区神前町3丁目	宅地	近商	88	577
都市計画総局	北区山田町上谷上字ヤンゲン	山林	2住居	7,410	47,502
都市計画総局	長田区重池町2丁目	宅地	1住居	225	1,762
都市計画総局	西区玉津町上池字京殿	宅地	1住居	80	292
都市計画総局	西区玉津町新方字大東	雑種地	1住居	1,243	8,841
都市計画総局	長田区苅藻通6丁目	宅地	工業	1,272	14,002
都市計画総局	須磨区外浜町4丁目	宅地	工業	1,024	7,983
都市計画総局	東灘区魚崎南町6丁目	宅地	準住居	63	1,039
都市計画総局	灘区六甲町2丁目	宅地	1住居	105	2,203
都市計画総局	灘区六甲町2丁目	宅地	1住居	87	1,305
都市計画総局	中央区雲井通3丁目	宅地	近商	296	4,233
都市計画総局	中央区北野町1丁目	宅地	2住居	219	4,298
都市計画総局	兵庫区南仲町	宅地	準工	153	2,186
都市計画総局	中央区大日通6丁目	宅地	近商	176	3,118
都市計画総局	中央区大日通6丁目	宅地	近商	105	1,161
都市計画総局	長田区駒ヶ林町1丁目	宅地	1住居	221	1,674
都市計画総局	東灘区魚崎南町2丁目	宅地	1住居	1,225	14,420
都市計画総局	灘区大内通4丁目	宅地	1住居	333	3,571
都市計画総局	中央区坂口通6丁目	宅地	2住居	139	1,493
都市計画総局	兵庫区芦原通4丁目	宅地	工業	127	795
都市計画総局	北区西大池2丁目	宅地	1中高	8,081	35,640
都市計画総局	北区西大池2丁目	宅地	1中高	20,104	89,465
都市計画総局	北区西大池2丁目	宅地	1中高	2,748	12,122
都市計画総局	長田区鷺町4丁目	宅地	1中高	133	687
都市計画総局	長田区源平町	宅地	1低専	235	1,176
都市計画総局	長田区長田天神町2丁目	宅地	1中高	85	841
都市計画総局	長田区宮丘町2丁目	宅地	1中高	1,873	14,559
都市計画総局	須磨区大田町7丁目	宅地	2中高	287	3,569
都市計画総局	垂水区旭が丘3丁目	宅地	1住居	167	1,780
都市計画総局	西区小山1丁目	宅地	1中高	877	4,990
都市計画総局	西区伊川谷町有瀬字栗林	宅地	準工	5,681	35,280
都市計画総局	西区伊川谷町有瀬字石塚	宅地	1中高	1,265	8,656
〔6〕都市計画総局 合計				98,085	666,218

所管部局	所在地	地目	用途地域	(注1)	(注2)
				面積 (m <sup>2</sup> )	評価相当額 (万円)
みなと総局	東灘区渦森台4丁目	宅地	1低専	826	9,179
みなと総局	北区有野台1丁目	宅地	1低専	1,535	—
みなと総局	北区有野台8丁目	宅地	1低専	261	—
みなと総局	北区有野台8丁目	宅地	1低専	276	—
みなと総局	北区有野台8丁目	宅地	1低専	211	—
みなと総局	北区有野台8丁目	宅地	1低専	220	—
みなと総局	北区東有野台1丁目	宅地	1中高	529	1,926
みなと総局	北区東有野台4丁目	宅地	1低専	256	—
みなと総局	長田区雲雀が丘1丁目	宅地	1中高	110	521
みなと総局	須磨区竜が台7丁目	宅地	1低専	211	—
みなと総局	須磨区高倉台1丁目	宅地	1低専	644	5,584
みなと総局	須磨区西落合5丁目	宅地	1中高	14,072	—
みなと総局	垂水区多聞台3丁目	宅地	1低専	279	—
みなと総局	垂水区名谷町字向井畑	雑種地	2住居	1,314	—
みなと総局	西区月が丘1丁目	宅地	1住居	1,588	—
〔7〕 みなと総局 合計				22,340	17,211
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	207	634
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	188	576
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	188	576
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	188	576
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	183	559
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	188	576
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	188	575
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	188	576
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	188	575
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	188	575
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	188	575
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	207	632
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	204	624
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	180	549
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	180	549
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	201	614
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	201	616

所管部局	所在地	地目	用途地域	(注1)	(注2)
				面積 (m <sup>2</sup> )	評価相当額 (万円)
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	222	679
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	192	587
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	212	650
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	184	563
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	184	563
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	184	563
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	184	564
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	179	547
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	184	564
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	184	564
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	194	595
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	184	563
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	184	563
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	184	563
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	184	563
水道局	北区京地4丁目	宅地	1低専	184	563
水道局	長田区雲雀ヶ丘3丁目	水道用地	1中高	74	42
水道局	長田区大日丘町1丁目	水道用地	1中高	799	28
水道局	西区岩岡町印路字上四ツ塚	水道用地	調整区域	101,223	61,227
〔8〕水道局 合計				108,954	82,242
交通局	兵庫区三石通3丁目	宅地	準工	74	—
交通局	長田区房王寺町6丁目	宅地	1住居	635	—
交通局	長田区雲雀が丘1丁目	宅地	1低専	527	—
交通局	長田区四番町2丁目	宅地	2住居	680	—
交通局	須磨区高倉台1丁目	宅地	1低専	583	—
交通局	垂水区塩屋北町2丁目	公衆用道路	1住居	738	—
〔9〕交通局 合計				3,239	—
教育委員会事務局	北区惣山町2丁目	宅地	1中高	22,097	139,874
教育委員会事務局	北区中里町2丁目	宅地	1低専	11,862	59,195
教育委員会事務局	長田区三番町3丁目	宅地	2住居	2,198	11,169
教育委員会事務局	垂水区名谷町字猿倉	山林	1中高	10	57
教育委員会事務局	垂水区名谷町字猿倉	山林	1中高	128	729
〔10〕教育委員会事務局 合計				36,295	211,024
総合計				482,240	2,500,550

[図表－2 未利用地の将来売却に関する判定表]

[1] 行 財 政 局	・・・ 71 頁～73 頁
[2] 保 健 福 祉 局	・・・ 74 頁～75 頁
[3] 環 境 局	・・・ 76 頁
[4] 産 業 振 興 局	・・・ 77 頁
[5] 建 設 局	・・・ 78 頁
[6] 都 市 計 画 総 局	・・・ 79 頁～81 頁
[7] み な と 総 局	・・・ 82 頁～83 頁
[8] 水 道 局	・・・ 84 頁
[9] 交 通 局	・・・ 85 頁
[10] 教 育 委 員 会 事 務 局	・・・ 86 頁

(図表－2) 未利用地の将来売却に関する判定表

## 〔1〕 行財政局

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 地域	(注1)		(注2)		(注3) 相当単価 評価額 (万円)	取 得 経 過	移管日 (注4)	売却予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	(注6)	備 考	平成21年3月31日現在
				面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取 得 额 (万円)	元青木出張所として取得。							
1	東灘区青木4丁目 (元本庄独身寮)	役場 敷地	準住居	991.73	不明	不明	14,181	143,000	平成3年4月、六甲シンフオニーホー ル・北野駐車場構想用地として107 億7300万円で取得。	平成13年3月	暫定利用として、駐車場用地として神 戸高速鉄道に賃貸中。	E	[指摘事項一1] [意見一5]	
2	中央区北野町1丁目	宅地	2 住居	4,831.02	平成3年4月 (平成13年3月)	1,077,300 (1,422,911)	94,687	196,000	平成3年5月、六甲シンフオニーホー ル・北野駐車場構想用地として107 億7300万円で取得。	平成18年3月	暫定利用として、駐車場用地として神 戸高速鉄道に賃貸中。	E		
3	中央区北野町1丁目	宅地	商業	877.77	平成3年5月 (平成18年3月)	531,050 (778,268)	20,365	232,000	昭和22年1月、旧神戸区財産を承 継。	平成18年3月	平成16年用金溝止後教育委員会から 廻船道路課防山管の予定地であるため、 処分予定はない。	E		
4	中央区山本通4丁目	宅地	2 住居	428.30	昭和22年1月	不明	7,409	173,000	明治43年7月、旧神戸区が学校用地 として取得。その後神戸市に無償譲 渡。	平成17年9月	現在、消防署用地として板便用中。平成22 年度に同敷地内に消防署本設予定で、 消防署移転後は残地を売却する予 定。	E		
5	中央区下山手通7丁 目 (元下山手小学校)	学校 用地	2 住居 商業	2,985.10	(大正8年4月～ 昭和28年12月)	不明	57,060	191,000	明治43年7月、旧神戸区が学校用地 として取得。その後神戸市に無償譲 渡。	平成6年4月	平成22年6月まで隣接する水道局大容 量送水管工事用地として貯留場。返還 後は売却予定。	A		
6	中央区熊内橋通7丁 目 (元交通布引車庫)	宅地	商業	629.94	不明	不明	7,748	123,000	大正時代に市電車庫用地として取 得。	平成13年4月	平成22年度に道路拡幅及びそれに伴う 敷地の隣壁築造工事を行い、その後に 売却予定。(敷地内にある地元のりせき 屋は移設予定)	A		
7	北区馬町字中/烟 (元有馬警察署)	宅地	2 住居	1,009.23	昭和30年3月	不明 (交換)	5,379	53,300	昭和30年3月、警察署用地として交 換により取得。	平成8年8月	平成22年度に道路拡幅及びそれに伴う 敷地の隣壁築造工事を行い、その後に 売却予定。(敷地内にある地元のりせき 屋は移設予定)	D		
8	長田区浜添通5丁目 (元有馬警察署)	宅地	工業	806.25	昭和48年7月	不明	6,095	75,600	昭和48年7月、保育所用地として取 得。	平成14年9月	平成22年度に道路拡幅及びそれに伴う 敷地の隣壁築造工事を行い、その後に 売却予定。(敷地内にある地元のりせき 屋は移設予定)	D		
9	須磨区高尾台3丁目 (元高尾山城身寮)	宅地	1 中高	1,177.00	昭和36年3月	不明	8,356	71,000	昭和36年3月、消防待機倉庫として 取得。	平成14年9月	平成20年度第1回一般競争入札不調。 (申込者無)	B		
10	須磨区峰宮西町2丁 目 (元須磨独身寮)	宅地	2 中高	1,001.75	昭和21年2月	不明	13,623	136,000	昭和21年2月、国から市へ下賜。 (武庫離宮跡)	平成10年4月	過去に3回(平成16年度第2回、17年 度第2回、19年度第1回)の一般競争入 札にかけられるが不調、車の進入及び進入 路確保有、風致地区による建築の規 制。	B		
11	須磨区多井畠東町外 6番	宅地	1 住居	1,656.80	平成4年8月 (平成18年4月)	1,952 (2,699)	13,824	83,440	平成18年4月 都市整備等基金より2,699万円で買 取し。	平成18年4月	過去に3回(平成13年度第2回、19年 度第1回、19年度第4回)の一一般競争入 札にかけられるが不調、今後の不動産市況 の動向を見て売却予定。	B		

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 地域	(注1)		(注2)		(注3)		移管日 (注4)	売却予定等(過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	(注6) 判定	備考
				面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取得価額 (万円)	評価 相当額 (万円)	取 得 経 過					
12	垂水区松風台1丁目 外7號	宅地	1 低専	782.57	昭和60年9月 (平成18年4月)	551 (994)	5,791	74,000	平成18年4月、公益施設用地として都市整備等基金より1,197.60m <sup>2</sup> を984万円で買戻し。 昭和25年2月、警察署用地として奉付受け。	平成18年4月	大阪府岸道路の代替地として活用予定 があるため、売却してない。 地下に本四公団のトンネルが通っている。	E	
13	西区長姫町 (元玉津警察署)	宅地	準住居 2住居	488.07	昭和42年2月	不明	2,386	48,900	平成18年4月、公益施設用地として都市整備等基金より1,196.46m <sup>2</sup> を1,929万円で売却済。 昭和25年2月、警察署用地として奉付受け。	不明	元より顧問専用設備の要望があり、地元調整が必要なため、売却してない。 地主として年数回使用許可している。今後は、売却に向けて地元調整も含め検討が必要。	D	
14	西区天が岡外13番	宅地	1 低専	1,840.57	昭和61年5月 (平成18年4月)	2,501 (4,394)	9,927	53,937	平成18年4月、公益施設用地として都市整備等基金より4,394万円で買戻し。	平成18年4月	一部の土地を公募売却にかけるも売却できなかつた。今後にについては、不動産市況をにらみながら売却を図っていきたい。	B	
15	西区水谷3丁目外7番	宅地	1 低専	1,411.03	平成6年6月 (平成18年3月)	22,364 (28,801)	7,478	53,000	平成18年3月、普通財産として下水道事業基金より1,411.03m <sup>2</sup> を28,801万円で買戻し。	平成18年3月	今後の不動産市況の動向を見て売却予定。	A	
16	西区玉津町高津橋字 岸山 (元西土木事務所)	宅地	1住居 1低専	3,115.25 (3,329.25)	昭和55年4月 (平成2年3月)	10,273 (15,674)	16,822	54,000	平成2年3月、普通財産として西北神地域等開発基金より3,555.99m <sup>2</sup> (公団面積3,342.02m <sup>2</sup> )を16,674万円で買戻し。 昭和46年7月に180.67m <sup>2</sup> については道路移管(管轄)。	平成2年3月	現状において購入希望、問い合わせもあるが、将来的に土地の価値が上がる可能性もあることから、早急に売却する必要はない」と判断している。	C	
17	西区伊川谷町有瀬字 池林外1番	宅地	準住居 1中高	1,102.71	昭和37年	不明	11,247	102,000	昭和37年、市営住宅用地として取得。	平成15年3月	平成21年度第2回一般競争入札に出したが不調。	A	
18	西区造が瀬3丁目	宅地	1 低専	9,601.87	昭和48年5月	26,719	52,426	54,600	昭和48年5月、財産区より26,719万円で取戻。	平成4年8月	昭和62年から地元に使用許認。(グランドとして使用)	(B)	
19	東灘区住吉町九郎左 衛門新田	宅地	2 中高	12,250.31	昭和62年3月 (平成10年3月)	83,914 (136,585)	68,969	56,300	平成10年3月、土地開発公社より136,585万円で販戻し。	平成4年8月	面積が広大なこともあり、時期・売却方法について検討が必要。	C	
20	北区緑町7丁目外1番	宅地	1 低専	410.64	平成5年3月	31,620	9,937	242,000	平成18年3月、普通財産として下水道事業基金より42,686万円で買戻し。	平成18年3月	区画整理事業施行中につき換地処分後、不動産市況の動向を見て売却予定。	B	
21	北区有野町有野字上 向山外3番 (元北部指導農場)	宅地	調整 区域 (一部 1 低 専)	848.52	昭和57年3月 (平成18年3月)	424 (879)	4,521	53,300	平成18年3月、公益施設用地として都市整備等基金より879万円で買戻し。	平成18年3月	平成20年第1回一般競争入札にかけたが不調、今後の不動産市況の動向を見て売却予定。評価相当額が高い。	B	
				その他8,353.35 その他10,585.82 山林5,402	昭和32年7月 昭和32年7月	不明	75,944	31,200	昭和32年7月、農業用地として北都指導農場運営協議会より寄附受け。	平成2年3月	北学校給食食料センターとして賃貸付中。J Aに水稲育苗セメントとして賃貸付中。平坦地以外は傾斜地が多く活用困難。	E	

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 地域	(注1)		(注2)		(注3) m <sup>2</sup> 当り単価 (円)	取 得 経 過	移管日 (注4)	売却予定等（過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など）	(注 6) 備 考
				面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取得額 (万円)	評価 相当額 (万円)					
22	北区有馬町字石倉	山林 宅地	2 住居	663.92	昭和44年10月	不明	2,609	39,300	昭和44年10月、都市整備公社より取 得。	昭和44年10月	平成21年第1回一般競争入札にかけ るが不調。随意契約期間終了(平成21年9 月18日)後も取扱希望者の状況、景気回復状況等を 総合的に考慮して、再度、入札による 売却の予定。	B
23	北区有馬町字峰堂 (元有馬警察次長公 舎)	宅地	2 住居	92.59	昭和22年3月	不明	412	44,600	昭和22年3月、市町村合併により旧 有馬村から承継。	昭和44年10月	地圖混乱地域のため、境界確定のため の隣接地所有者の特定が困難な状況で あり、売却困難。	E
24	長田区高取山町1丁 目 (元高取台中学校残 地)	宅地	1 中高	207.15	昭和29年10月	不明	1,168	56,400	昭和29年10月、学校用地として取 得。平成13年2月、教育委員会より 移管受け。	平成13年2月	中学校建設の廃止。平成17年第2回郵 便型入札にかけたが不調。 さらに、平成22年11月の郵便型入札の 結果、入札不調となり、平成22年3月 までの間、随意契約期間に移行する。	A (B)
25	須磨区高倉台7丁目 外1紙	宅地	1 低専	566.54	平成5年3月	14,846	2,879	87,500	平成5年3月、下水道事業用地の代替 地として、土地開発公社より14,846 万円で取得。平成16年3月、建設局 より移管受け。	平成16年3月	近隣にみなと総局所管の溜池があり、 その売却に合わせて売却予定。	A
26	垂水区本多町4丁目 (元駐車場貸地)	宅地	近漸	660.00	昭和60年5月 (平成12年3月)	330 (621)	6,237	94,500	平成12年3月、公益施設用地とし て、土地開発公社より621万円で取 得。	平成12年3月	平成21年度第3回一般競争入札で売却 予定。	A
27	西区美穂が丘5丁目 (元美穂が丘幼稚園)	宅地	1 中高	2,038.06	昭和50年5月	7,200	10,190	50,000	昭和50年5月、幼稚園用地として、 都市整備公社より7,200万円で取 得。平成16年9月、教育委員会より 移管受け。	平成16年9月	過去に2回（平成13年度第3回、20年 度第1回）の一般競争入札にかけたが 不調、今後の不動産市況の動向を見て 売却予定。	B
28	西区富士見が丘4丁 目外3紙	宅地	1 低専	1,171.90	昭和49年7月 (平成18年3月)	641 (1,732)	5,625	48,000	平成18年3月、公益施設用地とし て、都市整備公社より1,732万円 で賃戻し。	平成18年3月	平成19年第2回郵便型入札にかけたが 不調、今後の不動産市況の動向を見て 売却予定。	B
29	西区前明南町2丁目 外1紙	宅地	1 中高	3,025.10	平成9年12月	55,964	25,135	83,090	平成9年12月、松本地区震災復興区 画整理事業代管地として、 559,643,500円で取得。平成16年、 都市計画課より移管受け。	平成16年11月	平成14年第3回一般競争入札にかけたが 不調。随意契約期間も参加なし。 今後の不動産市況の動向を見て売却予 定。	B
	その他				25,227.10			383,006				
	計				115,239.96			948,657				

[2] 保健福祉局

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 地域 面積 (m <sup>2</sup> )	(注1)		(注2)		(注3)		(注5)		(注6)	備考
				取得年月	取得額 (万円)	m <sup>2</sup> 当たり単価 (円)	評価 相当額 (万円)	取 得 経 過	累計所持 期間(内 未利用地と なつてから の期間)	売却予定等(過去の売却状況: 今後の予定・売却困難理由など)	判定		
1	須磨区福井町2丁目 (元保育所用地)	宅地	1住居 586.39	不明	不明	7,857	134,000	不明	不明 (5年、更地 は1年1か月)	現在、空地となり、周囲にフェンスを設置して管理している。当初、保育所として利用していたが、平成16年4月に保育所が廃止され以降、未利用地となっている。	A		
2	北区藤原台中町2丁 目(保育所用地)	宅地	1低専 1,990.03	平成4年3月 (平成15年3月)	1,999 (2,583)	10,374	51,900	「神戸市開発指導要綱」に基づき、住宅・都市整備公団「神戸国際港都建設事業原特定期間付賃貸借契約」の施行に伴う公益施設用地(保育所用地)として、都市整備等基金で先行取得したものである。	17年 (17年)	現在、空地となり、周囲で保育所用地として取得したものの、近隣の保育所にて保育需要は満たされているため、未利用地となっている。	C		
3	須磨区中落合1丁目 (保育所用地)	宅地	1中高 1,242.22	昭和60年10月 (平成15年3月)	621 (1,077)	14,782	119,000	「神戸市開発指導要綱」に基づき、住宅・都市整備公団「住宅開発事業」の施行に伴う公益施設用地(保育所用地)として、都市整備等基金で先行取得したものである。	23年5か月 (23年5か月)	現在、空地となり、周囲で保育所用地として取得したものの、近隣の保育所にて保育需要は満たされているため、未利用地となっている。	C		
4	西区月ヶ丘1丁目他 (社会福祉施設用地)	雑地	1住居 3,983.55	平成10年3月	23,901	16,730	42,000	港湾整備局(現みなしと総局)が、将来の高齢者施設需要増加に対応するため、社会福祉施設用地として、保健福利社が未設置であるが、当該土地の周辺には特別養護老人ホームが未設置であるため、今後全市の状況を勘査しながら、売却等を含めて検討を行う予定。	11年 (11年)	現在、空地となり、周囲で保育所用地として取得したものの、近隣の保育所にて保育需要は満たされているため、未利用地となっている。	C		
5	北区日の峰1丁目 (地域福祉センター 用地)	宅地	1低専 1,036.74	平成14年8月 (平成15年3月)	1,036 (1,331)	6,469	62,400	「神戸市開発指導要綱」に基づき、「山の音ニユータウン」地区画整理事業に伴う公共施設用地として、平成4年8月に開発者である藤忠商事㈱より取得したものである。	16年8か月 (11年)	現在、空地となり、周囲で保育所用地として取得したものの、近隣の保育所にて保育需要は満たされているため、未利用地となっている。	E		
6	北区中里町2丁目 (地域福祉センタ ー用地)	宅地	1低専 445.21	平成3年3月 (平成15年3月)	222 (293)	2,243	50,400	「神戸市開発指導要綱」に基づき、「南館附台住宅地開発」の施行に伴う公共施設用地として、平成3年3月に開発者である鴨谷栄により取得したものである。	18年 (17年)	現在、空地となり、周囲で保育所用地として取得したものの、近隣の小学校は建設されず、同校区の地域福祉センター建設用地として取得したものであるが、小学校は建設されたために未利用地となっている。	C		

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 地域	(注1)		(注2)		(注3)		(注5)		(注6)	
				面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取得価額 (万円)	取得相当額 (万円)	単価 り単価 (円)	取 得 経 過	累計所有 期間(内 未利用地と なつてから の期間)	売却予定等(過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考	
7	西区中野1丁目(地 域福祉センター用 地)	宅地	1低専	400.00	平成2年3月 (平成15年3月)	2,620 (3,914)	2,796	69,900	「神戸市開発指導要綱」に基づき 「出合特定期地区画整理事業」の施 行に伴う公共施設用地として、平成 2年3月に贈与者である住友・都市整 備公団(現神戸再生機構)より取得 したものである。	19年 (16年)	現在、空地となっている。 当初、地域より出合小学校区の中心部での立地の 要望があり、当該土地での建設を断念したため に未利用となつたもの。 現時点で、売却予定等は定まってない。	C	判定
8	垂水区玉居殿3丁目 (事業用地)	宅地	1中高	272.97	昭和56年 昭和58年	不明	2,030	74,400	「東高丸住宅地区改良事業の計画道 路(東高丸3号線)整備事業用地」とし て取得した道路整備用地のうち 道路拡幅整備完了(昭和57年3月) 後の残地である。	28年 (10年)	現在、本件土地の管理を前提として、利用が確 定するまでの間、隣接者(及び近隣の事業者) が一部使用(口頭での承諾)して使用(口頭での承諾) おり、敷地中央部を隣接者の通路とし て使用(市連協)している。市連協の通路とし て使用(市連協)から利用(処分)については、 地元の要望を尊重するよう申し出がある。 現時点で売却予定等は定まってない。	D	判定
9	垂水区東垂水2丁目 (事業用地)	宅地	1中高	94.48	昭和60年	不明	735	77,800	「東高丸住宅地区改良事業の計画道 路(東高丸地内線)事業用地」とし て取得した道路整備用地のうち道 路拡幅整備完了(昭和61年3月)後の 残地である。	24年 (10年)	現在、空地となつていて、敷地周辺にネット フェンスを設置し、管理している。 地元(市連協)から利用(処分)については、 地元の要望を尊重するよう申し出がある。 現時点で売却予定等は定まってない。	D	判定
10	北区山田町中字長尾 (地区改良整備事業 に基づく代替予定 地)	宅地	調整 区域	1,303.00	昭和9年	不明	3,192	24,500	昭和9年に伝染病防護会館地とし て個人より取得。その後、病舎が建 止され、管財課から市民政局へ移管さ れれた後、現在は地域改善事業地 区事業道路3号線の代替地となつて いる。	75年 (10年)	平成2年頃より、地元要望によりゲートボール場 としての利用を承諾し、地元が管理している。 現在のことごろ、地元の予定はなしですが、売却を 思われる。	D	判定
11	長田区大日丘3丁目 外11番(大日丘用 地)	山林及 び公衆 用道路	1中高	30,666.16	平成4年9月① 平成4年 平成5年9月②	512,812 (479,222)	156,704	複数	丸山屋敷地区整備計画に基づく移転 整備事業用地として、新神戸土 地㈱及び神戸市土地開発公社より取 得した土地である。	18年 (18年)	当初、隣接者施設の移転建替を予定していた が、震災により当該事業が現地での建替に計画 変更されたために未利用となつている。 当該地は丘陵地であり、有効利用のためには相 当額の造成費用が必要であるため、現状のまま での売却等処分は非常に困難である。	C	判定
	計			—	42,029.76	—	—	—	—	—	—	—	

[3] 環境局

番号	所在地 (施設名)	地目 用途 地域	(注1)		(注2)		(注3)		(注4)		(注5)		(注6) 判定 備考
			面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取得価額 (万円)	賃貸 相当額 (万円)	m <sup>2</sup> 当たり単価 (円)	取 得 通	売却予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)				
1	垂水区名谷町猿倉 外	田・た め池・ 山林	4,183.00	不明	—	41,830	100,000	垂水車庫事業用地として取得。	不明 (不明)	用地内一部に地下埋設物が存置されており(道 路・下水)、地下埋設物を含んだ異所搬出に制 した移管手続を進めている。こうした条件整 備が整い次第、普通財産に切り替えて処分する 予定。	C		
	計	—	4,183.00	—	—	41,830	—	—	—	—	—	—	

[4] 産業振興局

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 地域 (m <sup>2</sup> )	(注1)		(注2)		(注3)		(注5)		(注6)	
				面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取得価額 (万円)	評価 額相当額 (万円)	m <sup>2</sup> 当たり単価 (円)	取 得 経 過	先 手 予 定 等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	判 定	備 考	
1	垂水区海岸通	雑種地	2住居	13,600.00	不明	—	105,672	77,700	公有水面を埋め立てて整備を行つた(海洋文化施設用地としての位置付け)。	隣接する土地(約78,400m <sup>2</sup> )については、平成19年度にマリンピア神戸事業用地として売却済。当該土地は現在、平成21年9月の隣接商業施設拡張工事に伴う周辺道路の整備対象のため、臨時駐車場として利用している。場合には、道路整備が近隣住民の生活問題に影響する可能性が非常に高く、当面売却は困難である。	D		
	計			13,600.00	—	—	105,672	—	—	—	—	—	

[5] 建設局

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 地域 面積 (m <sup>2</sup> )	(注1)		(注2)		(注3) ㎡当たり単価 (円)	取 得 経 過	(注5) 累計所有 期間(内、 未利用地と なってから の期間)		(注6) 売却予定等(過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考
				取 得 年 月	取 得 価 額 (万円)	取 得 年 月	取 得 価 額 (万円)			期 間 (年)			
1	北区道場町2番 (事業用地)	宅地 雑種地 調整区域	10,108.38 ~平成6年3月	平成6年3月 ~平成6年3月	84,918	28,151	17,200 ~ 95,000	国道176号改良事業(道場工区、平 田工区)の事業用地	6年	未利用。近隣の新名神高速道路用地の代替地と する方向で、売却に向け交渉中。	A		
2	東灘区魚崎南町1丁 (事業用地)	宅地 準工	3,513.19 平成4年7月	平成4年7月	165,900	34,183	97,300	阪神高速神戸線と海岸線とを結ぶ道 路事業を計画していくことから、道 路用地を市が先行取得した。	16年8か月	市外都團体である(株)神戸エリーゼン ターに對して取得時から、1年更新で賃貸してい る。左記の道路事業が事業化されれば、賃貸を 中止し、道路事業用地として活用する。	E		
3	北区有野台1丁目 (有野下水処理場)	宅地 1坪専	25,749.20 昭和47年8月	—	—	109,949	42,700	新住宅街地開発法の下水処理施設 用地として開発局(現・みなと総 局)から無償移管を受けた。	21年5か月 (昭和62年 11月～平成 21年3月31 日)	移管時から、「有野下水処理場」として利用さ れてきたが、下水処理施設の集約化からその必 要性がなくなり、昭和62年に処理場は運営休止 となる。以後、駐車場・菜園・墓地等様々な有 効利用案が出されたが、近隣からの反対、民衆 は最も厳しい用金制限が課された土地区画整 理実現せず。また、当該土地は最も高い賃貸 価格が見出せないまま、現在に至っている。 宅地分譲案も利便性の高い開発場所 周辺に「勝原台団地」があるため、住宅ニーズ も低く売却は困難である。	D		
	その他	—	—	7,905.79	—	—	31,597	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	47,278.56	—	—	203,829	—	—	—	—	

[6] 都市計画総局

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 地域	(注1)		(注2)		取 得 経 過	(注5) 累計所 有期 未利用地、 なってから の期間)	判定	備 考
				面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取 得 価額 (万円)	評 価 相 当 額 (万円)				
1	灘区篠原台仙3第 (都市計画事業用代 替地)	山林	1低専	2,515.83	平成7年12月	64,169	25,777	92,400 ~ 111,000	「商大線」道路築造工事における代替地用地として取得したものである。	13年3か月 (13年3か月)	駐車場として利用 できるのではないか。 C
2	兵庫区浜山通4丁目 (都市計画事業用代 替地)	宅地	2住居	1,044.64	平成4年6月	39,194	12,013	115,000	神戸市国際港都建設事業浜山地区の土地区画整理事業の代替地用地として取得したものである。	16年9か月 (9年6か月)	B
3	北区谷上南町仙2第 (台地上地区土地区画 整理事業用地)	宅地	1住居 近商	3,526.81	平成16年3月	—	—	25,752 48,300 85,000	昭和61年に事業決定した神戸国際港都建設事業・谷上地区特土地区画整理事業で、換地処分により保留地として取得したものである。	5年 (西：5年) (東：0年)	D
4	垂水区日向2丁目仙2 等 (開発事業用地)	宅地	1住居	1,100.18	昭和63年3月	不明	10,382	94,372	垂水駅東地区、西地区、舞子駅前地区の市街地再開発事業（事業可）：昭和62年1月～）の代替地用地として取得。なお、売買契約書が保存されているため、取得価額は不明である。	21年 (21年)	B
5	北区山田町上谷上字 他4第 (都市計画事業用代 替地)	山林	2住居	7,410.63	平成7年7月	94,886 (交換)	47,502	64,100	「神戸三田線」の予定地・代替地として等価交換（東灘区岡本6丁目～須磨区北鎌倉6丁目など）により取得したものです。	13年9か月 (13年9か月)	C
6	長田区刈藻通6丁目 他1第 (事業用地)	宅地	工業	1,272.92	平成5年7月	49,898	14,002	110,000	長田区真野地区のまちづくりとして、公共施設の建設、道路設備の整備、公園等の公共施設を進めることと分離する工場と住宅などを街区ごとに分離することと目標としており、この整備用、工場として必要な中小工場の土地を取得している。	15年9か月 (15年2か月)	駐車場として利用 できるのではないか。 C

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 地域	(注1)		(注2)		(注3)		(注4)		(注5)		(注6)	
				面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取 得 年 月	取 得 额 (万円)	評価 額 相 当 额 (万円)	当 て り 单 価 (円)	取 得 经 過	累 赔 所 有 期 间 (内、 未 利 用 地 と な っ て か)	被 削 予 定 等 (過 主 の 被 削 状 况、 今 後 の 予 定・ 被 削 因 理 由 な ん ら)	判 定	備 考	
7	東灘区魚崎南町2丁目他2筆 (公営住宅事業用 地)	宅地	1住居	1,225.83	平成34年12月 (平成4年3月)	72,157 (73,903)	14,420	117,720		市営住宅魚崎南第4住宅の建設予定地として神戸市土地開発公社が先行取得した土地を買戻して取得した土地である。	当該土地は、平成4年3月の取得後、平成5年2月に魚崎南第3住宅建設事業に抵触する地盤者への代替地として一部(210m <sup>2</sup> )を売却した後のものである。事業計画の変更により魚崎第4住宅の建設地が当該土地位とり、当該土地位は(仮称)魚崎南第5住宅の建設地が行わるべき予定地となつた。このため、平成14年4月から、神戸市立魚崎保育所分離用地として一部(418,460m <sup>2</sup> )を保健福祉社局は当該土地を「行政財産」とする。都市計画総局は当該土地を「官署用地」として保有しているが、現在、保育園用地として質貸しているため、用途変更し保健福祉社局へ有償移管する方向で調整していく予定である。	17年3か月 (10年)	E	判定	
8	北区西大池2丁目他3筆 (大池住宅)	宅地	1中高	30,935.18	不明	不明	137,228	44,100		41筆ともに、昭和38年～43年に建築された元・大池住宅の跡地であり、取得時期・価額は不明である。	新しい大池住宅は、市営住宅マネジメント計画により別地に建設地である。左記の4筆は現在ともに更地であり、未利用のままである。2筆は行政財産のままであるため、普通財産に変更する予定であるが、他2筆は平成19年8月に用途変更し普通財産となる。一部についで一戻戻し普及を行った結果、不調に終わつて、他について古い公共施設を除去・廃止した上で売却する予定である。	— (1年7か月)	C	判定	
9	長田区富丘町2丁目 (元高取台住宅)	宅地	1中高	1,873.83	不明	不明	14,559	77,700		昭和36年に建築された高取台住宅の跡地であり、取得時期・価額は不明である。	平成16年3月に市営住宅マネジメント計画により、陸上競技場として用途変更され、普通財産として住宅整備課に移管された。現在の状況は更地である。当該土地の一部ではあるが、随時一時賃貸を行ってきた。平成19・20年に一般競争入札を行つたが、不調に終わっている。引き続き、賃貸可能な商品化に取り組んでいく一方、賃貸等の有効活用についても検討を行っていく。	— (5年)	B	判定	
10	西区伊川谷町有瀬字 (事業用地)	宅地	準工	5,681.19	昭和49年12月 ～昭和50年5月 (昭和53年1月)	26,811 (35,042)	35,280	62,100		公営住宅建設用地として土地開発公社が先行取得していた土地を買戻したものである。	土地開発公社からの買戻しの後、当該土地の利道事業用地(代替地)として利用されることにより、当該土地は仮設住宅用地として使用され、上述の土地利用計画も白紙となつてしまふ。その後、一部を市民公園として供用開始するなど、残った土地が現在未利用で更地となつている。当該土地周辺のアクセス道路の整備、及び敷地内にある水路の整理等について地元自治会と協議を行つた上で売却計画を行つていい。	33年2か月 ～ 35年9か月 (29年)	D	判定	
11	長田区長若町4番 (都市計画事業用 地)	宅地	1低等	2,862.27	昭和47年8月 ～昭和52年8月 平成22年8月 平成27年	9,782 (1筆不明)	15,883	54,200 ～ 75,400		「長田新谷原」の土地抵触者に対する代管地、及び事業用地として取得している。	現在、4筆ともに空地であり、今後、売却を上検討していく。	13年～ 36年7か月 (13年～ 36年7か月)	C	判定	

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 地域	(注1)		(注2)		(注3)		(注5)		(注6)	
				面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取得額 (万円)	評価 相当額 (万円)	取 得 程 過	累計所有 期間(内、 未利用地と なってから の期間)	売却予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	判定	備 考	
12	長田区高取山町2丁 目 (都市計画事業用代 替地)	宅地	1 中高	1,544.70	昭和46年6月	15,130	12,558	81,300	「長田浜谷線」及び「山邊線」の代 替地として取扱したものである。	現在空地。現在、境界線が未確定のため、確定 が必要。今後、査定を検討していく。 37年10か月 (37年10か月)	D	駐車場として利 用できるのではないか。	
	その他	—	—	37,091.86	—	—	300,862	—	—	—	—	—	
	計	—	—	53,635.56	—	—	566,218	—	—	—	—	—	

[7] みなし総局

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 面積 (m <sup>2</sup> )	(注1)		(注2)		(注3)		(注5)		累計所有 期間 (内、未利 用地となつてか らの期間)	取 得 経 過	売却予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	判定	備 考
				取 得 年 月	取 得 価額 (万円)	評 価 相 当 額 (万円)	㎡当り単価 (円)	取 得 年 月	取 得 価額 (万円)	評 価 相 当 額 (万円)	㎡当り単価 (円)					
1	須磨区童が台7丁目	宅地	1低専	211.26	昭和52年5月	—	—	—	—	名谷地区新住宅市街地開発事業 (昭和44年～昭和56年) 用地として 取得し、土砂運搬用施設(地下 のベルトコンベア)用地として使 用。	31年11か月 (1年)	平成17年度末に土砂運搬用施設は仮用廃止と なつており、現在は空地となつている。 今後、売却処分を行う予定である。	B			
2	須磨区高倉台1丁目	宅地	1低専	644.85	不明	—	5,584	86,600	高倉台団地住宅施設事業 (昭和36 年～昭和58年) として取得し、土 砂運搬施設(地下のベルトコンベ ア)用地として使用。	不明 (1年)	平成17年度末に土砂運搬用施設は仮用廃止と なつており、現在は空地となつている。 平成21年度又は平成22年度において一般競争入 札にて売却を予定している。	C				
3	須磨区西落合5丁目	宅地	1中高	14,072.34	昭和54年7月	—	—	—	—	名谷地区新住宅市街地開発事業 (昭和44年～昭和56年) 用地として 取得し、土砂運搬用施設(地下 のベルトコンベア)用地として使 用。	30年 (1か月)	平成17年度末に土砂運搬用施設は仮用廃止と なつており、現在は空地となつている。 平成21年度に民間住宅コンベンによる売却処分を 予定している。	A			
4	垂水区多聞台3丁目	宅地	1低専	279.50	昭和47年3月	—	—	—	—	不明。	37年1か月 (不明)	現在、空地となつている。 平成20年3月に再測量、平成20年8月に地下調査 と整地を実施しており、今後売却を予定してい る。	B			
5	垂水区名谷町字向 井畠他	種種地	2住居	1,314.35	昭和44年3月	—	—	—	—	名谷地区新住宅市街地開発事業 (昭和44年～昭和56年) 用地として取 得。	40年1か月 (不明)	現在、空地となつている。 平成15年7月に測量と分合筆、平成21年8月に現 地調査を行つており、平成21年年度に用益指定期 一般競争入札(地元商業との競合を回避するた め)による売却処分を予定している。	A			
6	東灘区鴻森台4丁目	宅地	1低専	826.95	不明	—	9,179	111,000	鴻森台団地住宅施設事業 (昭和36 ～昭和45) の用地として取得。	不明 (不明)	現在、空地となつている。 平成21年度までに土地整備の方針による売却 処分を予定している。	C				
7	北区有野台1丁目他 3筆	宅地	1低専	1,535.39	昭和47年10月	—	—	—	—	有野台住宅団地事業用地として取 得(旧土木局)し、造成後の昭和 58年度に旧開発局(現みなし總 局)へ移管されている。	36年6か月 (不明)	平成19年度に再測量、分合筆記の上、一般競争 入札を実施したものとの、応募者がなく、現在も 空地となつていている。	B			
8	北区有野台8丁目	宅地	1低専	261.93	昭和61年2月	—	—	—	—	有野台住宅団地事業用地として取 得(旧土木局)し、造成後に昭和 58年度に買戻されてしまった。	23年1か月 (23年1か月)	現在、更地となつている。 今後、売却処分を行う予定である。	B			
9	北区有野台8丁目	宅地	1低専	276.28	不明	—	—	—	—	有野台住宅団地事業用地として取 得(旧土木局)し、造成後の昭和 58年度に買戻されてしまつた。	不明 (28年)	平成19年度に現地調査と再測量を行ひ、郵送入 札を行ふも応募がなく、現在も空地となつてい る。今後、売却処分を行う予定である。	B			
10	北区有野台8丁目	宅地	1低専	211.54	不明	—	—	—	—	有野台住宅団地事業用地として取 得(旧土木局)し、造成後の昭和 58年度に買戻されてしまつた。	不明 (28年)	平成13年度に現地調査と再測量を実施し、公募 による処分を行うも、応募がなく、現在も空地 となつていている。今後、売却処分を行う予定である。	B			

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 地域	(注1)		(注2)		(注3)		(注4)		(注5)		(注6)		
				面積 (m <sup>2</sup> )	取扱年月	取得価額 (万円)	評価 相当額 (万円)	取 得 経 過	累計所有 期間 (内、未利 用地となつてか らの期間)	売却予定等 (過去の売却状況、 今後の予定・売却困難理由など)	備 考					
11	北区有野台8丁目	宅地	1低専	220.78	昭和53年10月	—	—	—	26年5か月 (26年5か月)	平成13年度に現地調査と測量を実施し、公募による処分を行うも、応募がなく、現在も空地となつている。 今後、売却処分を行う予定である。	B	判定				
12	北区東有野台1丁目	宅地	1中高	529.39	不明	—	1,926	有野第2期住宅団地事業用地として取扱(旧土木局)し、造成後に買戻しを行った。 有野第2期住宅団地事業用地として取扱(旧土木局)し、昭和58年度に旧開発局(現みなし総局)へ移管された。	36,400	不明 (0か月)	当該土地には、建設さくコンビニエンスストア、2階は歯科医院として利用されていたが、平成20年度までに両施設とも閉鎖され、現在は、建物が残つていている。 今後、売却処分を行う予定である。	A				
13	北区東有野台4丁目	宅地	1低専	256.17	昭和61年3月20日	—	—	有野第2期住宅団地事業用地として取扱(旧土木局)し、造成後に宅地分譲を行うち、S61.3.20に買戻しを行った。	—	現在、更地となつている。 今後、売却処分を行う予定である。	A					
14	長田区鶴雀が丘1丁目	宅地	1中高	110.66	不明	—	521	事業用地として旧土木局が取得し、昭和65年度に旧開発局へ移管されたもの。	47,100 (不明)	現在、更地となつていている。 今後、売却処分を行う予定である。	B					
15	西区月が丘1丁目	宅地	1住居	1,588.86	不明	—	—	押部谷第2地区開発事業(任意開発:昭和62年～平成20年)用地として旧土木局が取得し、昭和68年度に旧開発局に移管された。	— (不明)	現在、更地となつていている。 平成21年度又は平成22年度において一般競争入札により処分を行う予定である。	A					
	計			—	—	22,340.24	—	—	1,721							

[8] 水道局

平成21年3月31日現在

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 地域 (m <sup>2</sup> )	(注1)		(注2)		(注3)		(注4)		(注5)		(注6) 判定 参考
				取得年月	取得価額 (万円)	評価 額 (万円)	単価 (円)	取 得 経 過	期 間 (内、 未利用地と なってから の期間)	原計所有 期 間 (内、 未利用地と なってから の期間)	売却予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)			
1	北区京地4丁目他36 筆 (京地用地)	宅地	1低専	6,857.94	平成12年2月	26,125	20,945	38,094	平成12年2月に神戸市北神星和台土地区画整理事会により、日ハ多士指場の換地として取扱。その後、民間の開発業者に委託して、36区画の住宅用地として整備した。	8年11か月	平成21年第2回の一競争入札に36区画のうち9区画を売りに出す予定(平成21年12月中旬に実施予定)。	A	[意見-11]	
2	長田区雲雀ヶ丘3丁 目 (雲雀ヶ丘用地)	水道 用地	配水池 1中高	74.12	昭和46年3月	42	42	5,666	記水地用地として取扱。	38年1か月	堅固な構造物があるため、売却不可。 除却は未定。	E		
3	長田区大日丘町1丁 目 (大日公社跡地)	水道 用地	1中高	799.77	昭和29年7月	28	28	350	職員寮用地として販賣。	54年9か月	接道する道路幅が4mなく、建築基準 を満たさないため、現在売却困難であ る。	E		
4	西区岩岡町白路字上 四ツ塚15筆 (岩岡ポンプ池)	水道 用地	調整 区域	101,223.00	昭和49年3月	61,227	61,227	6,048	土活場用地として取得。	35年1か月	池であるため、利用が困難であり、現 在売却未定。	E		
		計		108,954.83	—	—	—	82,242	—	—	—			

(9) 交通局

番号	所在地 (施設名)	地目	用途地域	(注1)		(注2)		(注3)		(注5)		(注6)	
				面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取得価額 (万円)	評価 相当額 (万円)	㎡当たり単価 (円)	累計所有 期間(内、未利 用地となつてか らの期間)	売却予定等(過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	判定	備考	
1	長田区原王寺町6丁 目仙1番	宅地	1住居	635.76	不明	6,047	—	—	元火葬場であり、ひふどり台に近 隣の墓地とともに火葬場が移転し た後、衛生局より理財局管轄と 移管され、その後、昭和52年に3月 にバス運用による回転地用地と して利用すること目的として交 通局が取得したもの。	不明	現在、空地となつている。 平成21年10月に建設局に有償移管した。	E	
2	長田区篠ヶ丘1丁 目	宅地	1低専	527.56	昭和20年12月	4,626	—	—	地下鉄西神山手線に係る事業用代 替地として土木局より取得したもの。	64年	現在、空地となつていてある。 先地を検討するも、入札における応札可能性が 極めて低いため、当面は管理地として保有す る。	B	
3	長田区4番町2丁目 仙1番	宅地	2住居	680.00	大正6年	70	—	—	大正6年に神戸市電気株式会社を 買収したことにより取得したもの。 (番町変電所)	93年	現在、空地が図面であるため、当面は管理地とし て保有する。	D	
4	須磨区高倉台1丁目	宅地	1低専	583.30	昭和43年5月	8,509	—	—	昭和43年に地下鉄西神山手線の代 替用地として、都市計画局より移 管受けにより取得したもの。	35年10か月	現在、空地となつていてある。 先地を検討するも、入札における応札可能性が 極めて低いため、当面は管理地として保有す る。	B	
5	垂水区塩屋北町2丁 目	公衆用 道路	1住居	738.62	昭和58年12月	644	—	—	昭和56年に土地區画整理法第106条 第3項により団地開発の開発者から 公共施設管理者への管理引き継ぎ により取得したもの。	25年3か月	現在、隣接地所有者に近隣地開発行為による工事 資材置き場として使用を許可している。 将来的なバス停用地として保有する。 転地払幅用地として保有する。	E	
その他	—	—	74.46	—	—	2,916	—	—	—	—	—	—	
	計	—	—	3,239.70	—	—	—	—	—	—	—	—	

[10] 教育委員会事務局

平成21年3月31日現在

番号	所在地 (施設名)	地目	用途 地積 (m <sup>2</sup> )	(注1)		(注2)		取 得 経 過	(注5)		(注6)	備 考	
				面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取 得 価額 (万円)	評 価 額 相当額 (万円)		當 たり 単 価 (円)	累計所 有 期間 (内、 未利用地と なつてから の期間)			
1	北区惣山町2丁目 外5棟 (南締専台公益用 地)	宅地	1 中高	22, 097	昭和61年 7月～9月	7, 366 (14, 733m <sup>2</sup> @ 5, 000)	139, 874	63, 300	昭和51年9月開拓指導要綱に基づ き、事業主神戸電鉄と神戸市の間で 公益施設用地確保の覚書締結(北締 専台団地第3次附帯事業の小学校用 地として確保) 昭和61年7月 2/3 (14, 733m <sup>2</sup> ) を売 買により取得 昭和61年9月 1/3 (7, 366m <sup>2</sup> ) を神 戸電鉄との交換により取得	22年 7～9か月 (1か月)	現在は未利用であり、毎年秋頃に草刈等整備を しておらず現地確認を行っている。今後 は、市内小中学校が野球グラウンドなどに使用で きるよう開放する予定。 平成21年3月に学校用地から普通財産に用途変更 をした。	D	
2	北区中里町2丁目 外2棟 (南締専台公益用 地)	宅地	1 低専	10, 984	5, 492	56, 632	(宅) 48, 800 (山) 16	昭和53年11月開拓指導要綱に基づ き、事業主専台富田屋及び神戸電鉄と神 戸市との間で公益施設用地確保の覚書 締結。 平成3年11月西北神地城等開発基金金 により上記2社から先行取得 宅地 10, 984m <sup>2</sup> @5, 000円 5, 492万円 宅地364m <sup>2</sup> と山林514m <sup>2</sup> は 2社からの寄付として受け 入れた。 平成9年3月に基金から買戻し。	17年5か月 (12年1か月)	現在は地域活動の場として、中里連合自治会へ 一時使用を無償で許可している。 これまでに先売について検討してきたが、民間 レベルでは需要がないため、保留中である。 D			
3	長田区三番町 外23軒 (西野幼稚園跡地)	学校用地 宅地	2 住居	2, 132. 00 <u>66. 73</u> <u>2, 198. 73</u>	昭和46年10月	不明	11, 169	50, 800	阪神・淡路大震災で幼稚園が全壊し たので別の場所に移転した跡地であ る。	14年2か月 (14年2か月)	阪神・淡路大震災(平成7年1月)で倒壊した建 物の一跡が、隣接の民家と折合いでついでいた いため解体できず、利用不可の状態である。	C	
4	垂水区名谷町字發倉 2棟 (福田中学校跡地)	山林	1 中高	10 <u>128</u> <u>138</u>	昭和48年8月		786	57, 000	福田中学校整備時に行なった公道整備 の残地であり、残地となつた2駆の 土地が残つた。	35年5か月 (0か月)	周辺の土地は行政財務局が未利用地として管理し ているので、平成21年5月に管財課に移管をし た。	C	
		計	—	—	36, 295	73	—	211, 024	—	—	—		

## ② 未利用地の管理

- 〔意見ー7〕 未利用地の有効活用を検討する上で、取得価額を把握できる物件については、関連資料入手し、「未利用地一覧表」上、取得価額、評価額、含み損益を網羅的に把握できるよう改善すべきである。
- 〔意見ー8〕 市の未利用地一覧表より除いている利用実態のない土地は、長期保有となるリスクの高い土地であり、3年に一度は一覧表を作成し、行財政局管財課において状況把握と利用可能性の検討を実施すべきである。

神戸市公有財産規則第18条によると、普通財産の管理に関する事務は、行財政局長が掌理するものとされており、この規定により、未利用地を含む普通財産の全市的観点からの有効活用を図ることが可能となっている。実際に行財政局管財課では、所管部局より入手した資料に基づき全市横断的な「未利用地一覧表」を作成し、有効活用の検討資料としているが、下記の事項については管理上問題があり、改善すべきものと考える。

### ア. 含み損益の把握

行財政局管財課では、未利用地について所在地、地目、用途地域、面積に関する資料を入手するのみで、取得価額に関する資料は入手していない。未利用地の有効活用を検討する上では、取得価額と評価額の比較により含み損益を把握し、売却価額、売却時期その他の決定に役立てるべきである。それ故、取得価額を把握できる物件については、関連資料入手し、「未利用地一覧表」上、取得価額、評価額、含み損益を網羅的に把握できるよう改善すべきである。

### イ. 未利用地一覧表より除かれた利用実態のない土地の管理

未利用地については、行財政局管財課の内規で基準（目安）が示されている（57頁参照）。この基準によると、未利用地の定義は、市として利用見込みがあって取得した土地で未利用状態のものや、施設の用途廃止後土地建物が未利用状態のものとされており、例として、①利用計画のない代

替地、②単独利用できる事業残地、③統廃合後の学校跡地、④外郭団体等に貸付け、駐車場等として暫定利用している土地等が挙げられている。一方で、下記のいずれかに該当する土地は、未利用地から除くとされている。

下記の土地は、市として利用見込みがない、または各所管部局で処分等を検討すべきということで未利用地より除いているものと考えるが、神戸市公有財産規則第18条の趣旨からすると、長期保有となるリスクの高い土地であり、3年に一度は一覧表を作成し、行財政局管財課において状況把握と利用可能性の検討を実施すべきである。

#### 【未利用地より除かれる土地】

- 単独利用困難な土地
- 土地利用の上で支障となる物件や権利関係等が長期的（概ね5年以上）に存在する土地
- 埋立地・造成地で計画的な処分・定期借地推進中の土地
- 区画整理・街路事業の終了していない区域内にある土地

③ 未利用地の有効活用

ア. 総括的意見

〔意見-9〕 市は、長期的視点に立ち、未利用地の中から将来の行政需要に備えて確保すべき土地を特定し、そうした土地は、一概に売り急がずに、保有し続ける方針を明確にすべきである。

〔意見-10〕 〔意見-9〕 の土地以外の未利用地については、売却、賃貸、一時的な使用貸借等のあらゆる選択肢の中から、未利用地の有効活用を検討すべきである。

〔未利用地の将来売却に関する判定表〕の「判定欄」には、所管部局の担当者に質問等の手続を実施し、包括外部監査人が、土地の売却に関する判定を独断的に付している。

そもそも、未利用地の中には、立地条件の良いものが散見されるが、こうした土地の一部には、上記の判定結果に拘わらず、将来の行政需要に備えて可能な限り保有し続けるのが行政判断として合理的なものも含まれていると考える。一度売却してしまうと再取得はまず出来ないのであるから、こうした土地は、一概に売り急がずに、保有し続ける方針を明確にすべきである。

それ以外の未利用地については、売却、賃貸、一時的な使用貸借等のあらゆる選択肢の中から、未利用地の有効活用を検討すべきである。判定区分毎の有効活用に向けた意見を以下に記述する。

**判定区分：A（直ちに売却可能）**

市においても売却予定としている土地である。期限を決めて早期に売却すべきものと考える。

**判定区分：B（売却可能であるが売れていない（過去に入札不調））**

市においても売却予定としているが、過去に入札不調となっている土地である。売却予定価格が実勢価値を大きく上回っている可能性もある。今後の不動産市況の動向を見て売却予定価格の見直しも検討し、これも

早期に売却すべきものと考える。

#### 判定区分：C（条件整備が必要（追加投資など））

継続中の市事業の動向を考慮する必要がある土地（〔未利用地の将来売却に関する判定表〕の保健福祉局 No.4 など、以下同様）、行政上確保し続けるべきかどうか決まっていない土地（保健福祉局 No.2 など）、造成費用が必要な土地などが含まれており、売却するためには、条件整備が必要である。

未利用地の有効活用を図る上では、当該土地について、行政上の費用対効果を測定した上で、どこかの段階で売却するかどうかについて行政判断を下す必要がある。売却が難しければ、賃貸、一時的な使用貸借等もあわせて検討すべきである。

#### 判定区分：D（地元との調整が必要）

地元住民との間で、境界線の確定、民業圧迫等の問題をめぐり売却等に向けた交渉解決の目処が立たず、長期にわたって保有している土地（建設局 No.3 など）である。

当該物件については、交渉解決に向けて努力する他ないが、市の定期的な人事異動で、長期にわたる交渉過程についての引き継ぎが十分に行われず、交渉が難航する事例もあるとの説明を受けている。交渉過程についての十分な引き継ぎが必要である。

#### 判定区分：E（売却不能または当面売却を見送る方針）

土地の特性により売却不能（行財政局 No.2、3）、または将来の行政需要に備えて売却しない方針（行財政局 No.4 など）と判定した。

当該土地については、駐車場用地として一時的な使用貸借等により有効利用する以外に方法は無いと考える。

## イ. 未利用地に対する意見

所管部局	所在地	財産区分	用途	面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額
水道局	北区京地4丁目1-1ほか	普通財産	貸地 貸家 その他の 種類財産	6,857.94	261,257千円

〔意見-11〕 周辺には住宅が密集しているのに、水道局所管の36区画だけが手つかずの状態で1区画も販売されておらず、いわば放置されていたと見なされても致し方がない。

市の水道局においては、区画整理された36区画の住宅地（京地用地（北区京地4丁目1-1ほか 実測面積：6,857.94 m<sup>2</sup>、帳簿価額合計：261,257千円）を保有している。平成12年頃に、神戸市北神星和土地区画整理組合による換地として取得し、外部業者に委託して住宅地として売り出すべく整備した。

しかし、添付写真の如く、周辺には住宅が密集しているのに、水道局所管の36区画だけが手つかずの状態で1区画も販売されておらず、いわば放置されていたと見なされても致し方がない。

なお、平成21年度（平成22年1月中旬頃）に36区画のうち、8区画を一般競争入札で売り出すとのことであった。

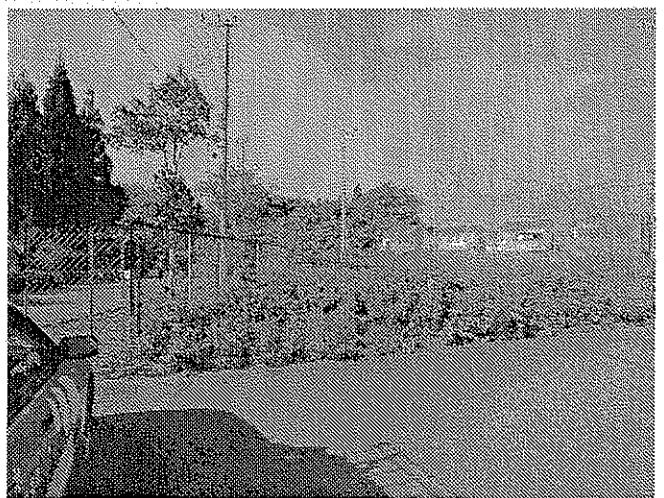
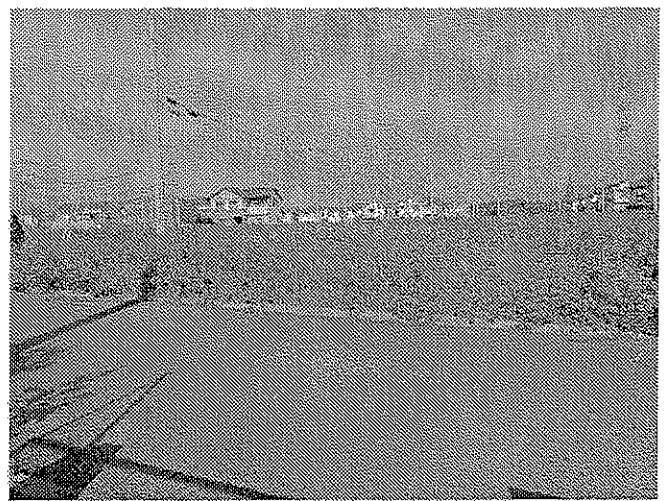
水道局は企業会計を導入しているため、神戸市公有財産管理システムには組み込まれず、独自の管理手法で土地の利用計画を立てている。95頁の「土地利用計画一覧」によれば、普通財産のみならず行政財産についてもリストアップして積極的な運用を図っているとの説明を受けた。

但し、行政財産としての機能を持たなくなった土地は用途変更をして普通財産に分類替えした上で、全市的な観点から未利用地一覧表に登載することが必要である。

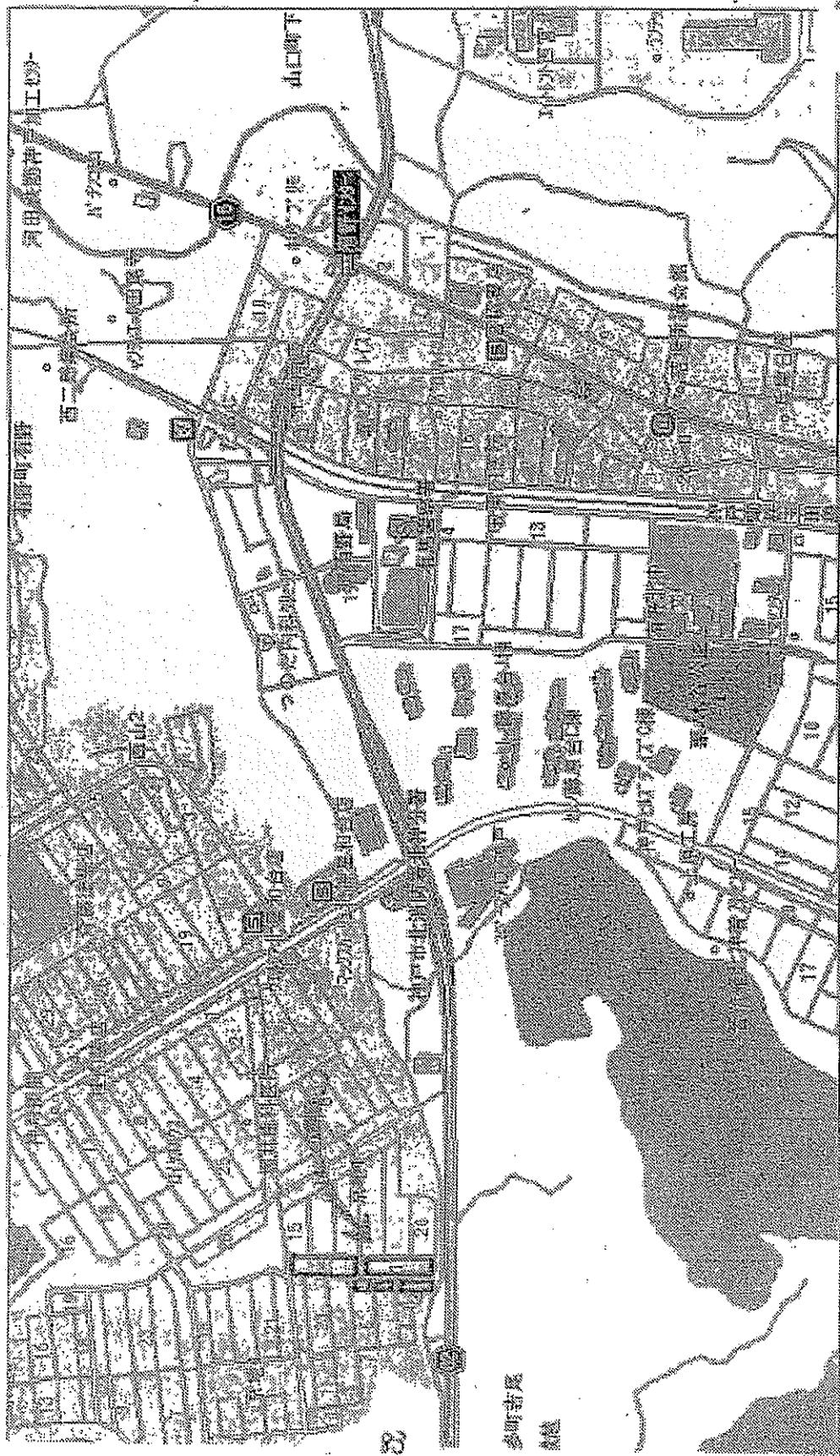
なお、水道局は土地の有効利用を図り、賃貸物件の一元管理をしている。96頁の「平成20年度使用許可等使用料明細書」によれば、用地使用料として平成20年度は202,255千円の収入を計上している。なお、使用料は固定資産税評価額の千分の5を基本としている。

京地4丁目





重地 (C-16 号) 北区真地 4 丁目 1-1, 16,857.94 | 1 住戸 4080



© Matsuyama Steel Works Co., Ltd. All rights reserved.

## 土地利用計画一覧

経営管理課管理係 平成 21 年 4 月 1 日現在

利用区分	名 称	所 在	面積 (m <sup>2</sup> )		現 況
未利用地	東小部浄水場跡地	北区山田町小部ヲモ谷	3,210.00	行	サービス公社メーター取替基地に一部使用許可
	天神山配水場跡地	東灘区御影山手 6 丁目	520.00	行	東側境界協定未済
	京地用地	北区京地 4 丁目	6,857.94	普	宅地 3.6 区画 廃棄物処分場指定区域公示予定
	篠原接合井一部	灘区篠原北町 3 丁目	982.00	行	宅内段差あり
	六甲浄水場	灘区篠原台	3,798.00	行	構造物あり 進入道路敷の取得が必要
	水車新田	灘区六甲台	1,777.00	行	無道路 2 か所 道路段差 2 か所
	大池減圧槽	北区西大池 2 丁目	209.00	行	構造物あり
	原野高圧減圧槽	北区青葉台	851.00	行	傾斜地 構築物あり
	旧谷上上中区減圧槽	北区幸陽町 3 丁目	208.00	行	構築物あり
	大日公舎跡地	長田区大日丘 1 丁目	796.00	普	傾斜地 河川沿の不整形
	檜川職員寮	長田区檜川町 1 丁目	1,190.00	行	公舎あり 南側隣接地 (公社駐車場)
	鶯田減圧槽	須磨区妙法寺字上野路	94.00	行	構築物あり
	旧妙法寺ポンプ場	須磨区妙法寺字竹向イ	55.91	行	都計道路予定用地 構築物あり
	新妙法寺ポンプ場	須磨区妙法寺字竹向イ	785.00	行	一部都計道路予定用地 構築物あり
	メーター事務所	須磨区友が丘 9 丁目	2,404.17	行	21 年 3 月資材事務所用地へ移転
	西垂水ポンプ場	垂水区千鳥が丘 2 丁目	3,030.00	行	公舎利用、PCB 保管、揚水管移設が必要
	西垂水第 2 サージタンク	垂水区潮見ヶ丘 2 丁目	1,563.00	行	地図訂正必要
	利倉ポンプ場跡地	豊中市利倉 2 丁目	2,854.00	行	構造物あり、(工水)
	奥平野公舎跡地	兵庫区楠谷町	約 400	行	大きな段差あり、車の進入路なし
計		19 箇 所	31,580.02		

平成 20 年度使用許可等使用料明細書（決算資料）

(単位：千円)

水道事業		決算額	
		本体額	消費税
03 施設使用料		213,598	568
02 用地使用料		202,255	—
用地使用料（官公庁・関電ガス通信等）		94,887	—
本山南町（都市計画総局、市営住宅）	66,788	—	
本山立坑作業ヤード（フジの会、保健福祉局副申の民間保育所）	5,196	—	
関西電力	7,965	—	
大阪ガス	1,627	—	
NTT	626	—	
NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク	1,272	—	
ケイオオプティコム、ケーブルテレビ神戸	55	—	
宝塚市（水道、下水道）	1,963	—	
西宮市（水道、教育委員会）	598	—	
芦屋市（水道）	214	—	
神戸市（工業用水）	8,077	—	
神戸市（本山南町、工業用水除く）	506	—	
国関係（六甲砂防）	0	—	
用地使用料（民間・サービス公社）	107,368	—	
北野浄水場跡地（アサキインターナショナル、北野クラブソラ）	32,340	—	
日の峰（ユニクロ）	10,847	—	
各駐車場用地、上水 17箇所（サービス公社）	51,870	—	
有馬口出張所（神戸高速鉄道、駐車場）	3,057	—	
民間一般、不動産H18以前許可	3,574	—	
民間一般、不動産H19以降許可	2,089	—	
民間一般うち道路占用	249	—	
藤原台南町、岩岡7号・8号（一時使用許可）	1,624	—	
民間臨時（短期使用許可）	1,718	—	
03 建物・その他使用料	11,343	568	
建物・その他使用料（官公庁、電力等）	2,339	117	
旧六甲山管理事務所（保健福祉局）	2,339	117	
建物・その他使用料（民間・サ公社）	9,004	451	
西部センター一部（サービス公社、本部事務所）	5,696	285	
北野会館一部（飲食提供、三萩乃）	3,215	161	
各センター、管工事業協同組合コピー機	93	5	
07 その他収益 06 その他（課税分）	870	44	
その他課税分（官公庁等所管分）	693	35	
自動販売機設置料・電力使用料	682	34	
関西電力、NTT	11	1	
その他課税分（民間等所管分）	177	9	
管工事業協同組合コピー機 電力使用料	177	9	

(単位：千円)

工業用水道事業		決算額	
		本体額	消費税
02 その他収益		10,494	8
01 貸地料		10,334	—
貸地料（官公庁・関電ガス通信等）		5,158	—
上ヶ原浄水場公舎		5,001	—
関西電力（上ヶ原浄水場分）、NTT（上ヶ原公舎分）		45	—
関西電力・大阪ガス・NTT（西宮市との共有地分）		112	—
貸地料（民間・サービス公社）		5,176	—
サービス公社、神崎川駐車場		1,848	—
サービス公社、甲東ポンプ駐車場		1,409	—
民間一般、不動産（西宮市との共有地）		333	—
臨時JR工事作業員通路敷（吹田市）（西宮市との共有地）		1,564	—
民間一般、道路占用、本山調整池分		2	—
民間一般、道路占用（西宮市との共有地）		20	—
06 その他（課税分）		160	8
阪水運営の共同買収地月極駐車場収入の配分（課税）		160	8

#### (4) 合筆による土地管理の簡素化について

〔意見-12〕 施設ごとに合筆することで、土地の管理を簡素化し、効率的かつ分かり易い管理に努めるべきである。

23頁の（異動事由：⑯合筆）で取り上げた元東灘区総合庁舎で記述しているように、一つの施設に多くの筆数の土地が登載されている場合が散見される。当該土地については、筆数が多いことにより、土地管理が煩雑になっているものと推察される。登記コストが生じるとしても、むしろ、施設ごとに合筆することで、土地の管理を簡素化し、効率的かつ分かり易い管理に努めるべきである。

## II. 基金土地について

### 1. 基金土地の概要

#### (1) 基金の定義

基金とは、地方公共団体が「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため」に設ける財産であり、地方自治法第241条をその根拠とするものである。

##### 【地方自治法第241条】

- 第1項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。
- 第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。
- 第3項 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することが出来ない。
- 第4項 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。
- 第5項 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
- 第6項 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 第7項 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
- 第8項 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

基金は、大別して、「特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置する」基金（例えば、学校建設資金を調達するために維持する山林、地方債の償還のために積み立てる現金等）と、「定額の資金を運用するために設置する」基金（例えば、物品の集中購買等のため、資金の貸付のため等）の2種に区分される。

#### (2) 市が設置する基金

下表の通り、市では、平成21年3月末時点で34の基金を設置しているが、その内、5つの基金が土地を保有しており、基金土地の残高は43,530百万円である。

【市が設置する基金一覧】

(単位:百万円)

基 金 名	所 管 部 局	基 金 残 高	内 訳			
			現 金・預 金	有 價 証 券	債 権	土 地
<b>&lt;土地を保有する基金&gt;</b>						
神戸市都市整備等基金	行財政局	37,025	26,535	—	—	10,490
神戸市公園緑地事業等基金	建設局	504	147	150	—	207
神戸市まちづくり等基金	都市計画総局	3,953	2,712	—	—	1,240
神戸市下水道事業基金	建設局	7,421	2,384	4,493	122 <sup>*1</sup>	421
神戸市新都市整備事業基金	みなと総局	128,998	13,436	70,483	13,907 <sup>*2</sup>	31,170
計		177,903	45,216	75,126	14,029	43,530
<b>&lt;土地を保有していない基金&gt;</b>						
神戸市財政調整基金	行財政局	814	814	—	—	—
神戸市被災てん補基金	行財政局	279	160	118	—	—
神戸市公債基金	行財政局	208,625	70,658	113,711	24,256 <sup>*6</sup>	—
神戸市しあわせの村運営等基金	行財政局	68	8	59	—	—
神戸市勤労者福祉事業基金	市民参画推進局	1,037	838	199	—	—
神戸市勤労者福祉共済基金	市民参画推進局	927	169	749	8	—
神戸市消費者訴訟資金貸付基金	市民参画推進局	10	10	—	—	—
神戸市市民文化振興基金	国際文化観光局	117	117	—	—	—
神戸市留学生支援等基金	国際文化観光局	1,178	43	1,135	—	—
神戸市同和更生資金貸付基金	保健福祉局	203	0	203	—	—
神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金	保健福祉局	102	32	70	—	—
神戸市市民福祉振興等基金	保健福祉局	3,341	848	132	2,361 <sup>*3</sup>	—
神戸市长寿社会対策等基金	保健福祉局	32	32	—	—	—
神戸市国民健康保険財政安定化基金	保健福祉局	327	327	—	—	—
神戸市介護給付費等準備基金	保健福祉局	4,646	4,646	—	—	—
神戸市介護給付費等準備基金	保健福祉局	864	864	—	—	—
神戸市環境保全基金	環境局	529	59	289	180	—
神戸市リサイクル基金	環境局	39	39	—	—	—
神戸市農業共済事業基金	産業振興局	112	32	79	—	—
神戸市土地改良等基金	産業振興局	85	35	49	—	—
神戸市ハーバーランド運営等基金	都市計画総局	1,668	169	1,498	—	—
神戸市市営住宅敷金等積立基金	都市計画総局	6,331	3,413	—	2,918 <sup>*6</sup>	—
神戸市大学奨学金基金	教育委員会	276	8	268	—	—
神戸市子ども交流支援基金	教育委員会	494	94	399	—	—
神戸市市民スポーツ振興等基金	教育委員会	46	46	—	—	—
神戸市港湾事業基金	みなと総局	17,503	8,859	—	8,644 <sup>*4</sup>	—
神戸市病院事業基金	保健福祉局	1,310	1,234	—	75	—
神戸市交通事業基金	交通局	4,099	1,125	—	2,974 <sup>*5</sup>	—
神戸市水道事業基金	水道局	22,072	1,504	20,568	—	—
計		277,264	95,957	139,888	41,418	—
基 金 合 計		455,167	141,174	215,015	55,447	43,530

※1 一般会計への貸付金は 16 百万円

※2 全額が空港整備事業への貸付金

※3 債権総額のうち、一般会計への貸付金は 82 百万円

※4 全額が港湾事業会計への貸付金

※5 自動車事業会計への貸付金が 894 百万円、高速鉄道事業会計への貸付金は 2,080 百万円

※6 全額が一般会計への貸付金

### (3) 基金土地の年次推移

市が保有する基金土地の推移は下表の通りであり、基金土地の残高は近年減少傾向にあることが分かる。

【基金土地年次推移（平成 16 年度～20 年度）】

（単位：百万円）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
神戸市都市整備等基金 <sup>*1</sup>	20,717	17,737	9,779	8,309	10,490
神戸市公園緑地事業等基金	207	207	207	207	207
神戸市まちづくり等基金	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240
神戸市下水道事業基金 <sup>*2</sup>	961	961	421	421	421
神戸市新都市整備事業基金	33,310	32,648	32,345	31,715	31,170
神戸市交通事業基金 <sup>*3</sup>	1,684	2,470	1,684	1,684	—
神戸市港湾事業基金	3	3	—	—	—
合 計	58,124	54,483	45,678	43,578	43,530

※1 平成 17 年度の減少要因は、科学技術高校用地（7,654 百万円）を市の一般会計により買戻したことによるものである。平成 18 年度の減少要因は、上記科学技術高校の建築費用等の補償費用（約 65 億円）を一般会計により買戻したことによるものである。平成 20 年度に増加している要因は、須磨翔風高校・青陽養護学校運動場整備用地（2,738 百万円）の取得によるものである。

※2 平成 18 年度の減少要因は、東灘区住吉用地（316 百万円）、西区水谷用地（223 百万円）を市の一般会計により買戻したことによるものである。

※3 平成 20 年度に神戸市自動車事業会計・高速鉄道事業会計により買戻したため、残高はゼロとなっている。

#### (4) 基金土地を保有する基金の根拠条例

「(1) 基金の定義」に記載のとおり、基金を設置するためには条例を制定する必要があるが、平成21年3月末時点で基金土地を保有する基金の根拠条例は下表の通りである。

【基金土地を保有する基金の根拠条例】

基金名称	根拠条例	設置年月	設置目的
神戸市都市整備等基金	神戸市都市整備等基金条例	平成元年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>公用若しくは公共用に供する土地又は公益のために必要とする土地の先行取得により、都市の円滑な整備等に資すること。</li> <li>公共施設の整備に資すること。</li> <li>経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること。</li> </ul>
神戸市公園緑地事業等基金	神戸市公園緑地事業等基金条例	昭和57年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園整備事業推進並びに公園施設の管理及び運営、緑化の推進並びに緑地の保全及び育成に資すること。</li> <li>経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること。</li> </ul>
神戸市まちづくり等基金	神戸市まちづくり等基金条例	平成2年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画事業の円滑な運用及び適正な執行を図るために必要な資金に充てること。</li> <li>市民による都市景観の形成活動の推進及び都市景観の形成のための事業の適正な執行を図るために必要な資金に充てること。</li> <li>経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること。</li> </ul>
神戸市下水道事業基金	神戸市下水道事業基金条例	昭和55年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道事業の健全な運営に資するとともに、下水道の普及を促進すること。</li> </ul>
神戸市新都市整備事業基金	神戸市新都市整備事業基金条例	平成8年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期にわたる新都市整備事業の健全な運営並びに新都市整備事業に伴って設置される公共的な施設の整備及び運営に資すること。</li> </ul>

## 2. 監査の着眼点及び実施した手続

着 眼 点 (1)	地方自治法第241条 <sup>(注)</sup> 及び条例で定める設置目的に合致した基金土地の取得及び保有となっているか。
監 査 手 続	(1) 地方自治法及び条例を閲覧し、これらにより定められた設置目的と合致した基金土地の取得及び保有となっているかを確認する。

(注) 地方自治法第 241 条

1. 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。
2. 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

以下、省略。

着 眼 点 (2)	基金土地は効率的に運用されているか、未利用の基金土地は適切に管理されているか、また活用・転用あるいは売却が図られているか。
監 査 手 続	(1) 未利用地について、土地台帳、登記簿謄本、地積図、測量図、不動産売買契約書等入手し、土地の実在性及び管理状況を確かめる。 (2) 未利用地の取得経緯、現在の利用状況、過年度における現地調査の有無、将来の予定、賃貸している場合の相手先・賃料・賃貸期間及び賃料の根拠に関して証憑書類を査閲し、関係者へヒアリングを行い、有効活用の検討が十分行われているかどうかを確認する。 (3) 時価情報の入手により含み損益を把握する。

### 3. 包括外部監査の結果

市が設置する基金の内、平成21年3月末時点で基金土地を保有する基金について、監査手続を実施した結果は以下のとおりである。

なお、市より、監査対象基金別に基金土地に関する資料を入手の上、質的・量的に重要性の高い基金土地につき、包括外部監査人が取得経過、買戻予定等を質問等の手続により確認し、〔基金土地一覧表〕を作成した。各基金土地に対する「指摘事項」「意見」については、〔基金土地一覧表〕の「備考」欄に指摘事項番号、意見番号を付した上で、「指摘事項」については「基金土地に対する監査結果」、「意見」については「基金土地に対する意見」として、別途記載している。

以下では、〔基金土地一覧表〕の見方について説明する。

#### 〔基金土地一覧表〕の見方について

##### (1) 対象となった基金名称及び所管部局

[1] 神戸市都市整備等基金	(所管部局：行政局)
[2] 神戸市公園緑地事業等基金	(所管部局：建設局)
[3] 神戸市まちづくり等基金	(所管部局：都市計画総局)
[4] 神戸市下水道事業基金	(所管部局：建設局)
[5] 神戸市新都市整備事業基金	(所管部局：みなど総局)

##### (2) 面積（注1）

面積については、基金を所管する部局において実測面積が把握されているものは実測面積により、実測されていないものは公簿面積によっている。

#### 〔基金土地一覧表〕

[1] 神戸市都市整備等基金	… 104頁～107頁
[2] 神戸市公園緑地事業等基金	… 108頁
[3] 神戸市まちづくり等基金	… 109頁
[4] 神戸市下水道事業基金	… 110頁
[5] 神戸市新都市整備事業基金	… 111頁～117頁

[ 基金土地一覧表 ]

[ 1 ] 神戸市都市整備等基金  
(所管部局：行財政局)

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1) 面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	平成20年度末残高 (千円)	m <sup>2</sup> 当たり 単価(千円)	取 得 経 過	累計所用 期間	買戻予定等(過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考
1	長田区若松町3丁目外10筆 (新長田駅南地区市街地再開発事業)	宅地	611.05	平成11年5月 ～平成13年3月	273,748	448	平成7年1月の阪神・淡路大震災により、壊滅的な被害を受けた新長田駅南地区(アースタ)において事業を施工してきた。当該土地は、新長田駅南地区(20.1ha)のうち、第3地区より(4.4ha)における地権者よりの先行取得を行ったために、基金を利用して取得したものである。	8年1か月 ～ 9年10か月	左記の第1～3地区は、平成9年1～10月に事業計画決定され、平成9年～21年度にかけて施工工事が遅延を予定していたが、一部着工が遅延の販売し、市街地再開発されていないものである。なお、この事業に関する土地は、後述の神戸市土地開発公社においても2,833,193千円(5,329.41m <sup>2</sup> )保有されている。	
2	長田区若松町7丁目外2筆 (新長田駅南地区市街地再開発事業)	宅地	156.36	平成11年5月 ～12月	41,976	268	新長田駅南地区(20.1ha)のうち、第2地区(7.6ha)における地権者よりの先行取得を行ったために、基金を利用して取得したものである。	9年4か月 ～10か月		
3	長田区二葉町5丁目外1筆 (新長田駅南地区市街地再開発事業)	宅地	115.48	平成11年8月 ～平成12年4月	28,794	249	新長田駅南地区(20.1ha)のうち、第1地区(8.1ha)における地権者よりの先行取得を行ったために、基金を利用して取得したものである。	8年11か月 ～ 9年7か月		
新長田駅南地区 計			382.89		314,518					
4	東灘区深江本町3丁目 (阪神沿北側線他事業)	宅地	164.97	平成17年3月	157,396		「阪神沿北側線」の街路事業の代業用地として基盤を利用して開発公社より取得したものである。	4年1か月	No.4～13までは、市は、「阪神沿北側線他事業」としてまとめて取得するが、あることのみによる基金にて集算が同一で管理している。毎年度予算措置を行つていいき、これらの一括会計で順次買戻す予定である。	
5	東灘区深江本町4丁目外2筆 (阪神沿北側線他事業)	宅地	133.02	平成17年3月	99,413	747	「阪神電鉄立体交差事業」の事業用地として基金を得し用して開発公社より取得したものである。	4年1か月	「阪神電鉄立体交差事業」は継続中であるが、左記の土地の用地使⽤範囲が確定していない。これが確定し当該事業が終了した後に、確実についには、売却等を検討していく予定である。	

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1)		平成20年 度未残高 (千円)	m <sup>2</sup> 当たり 単価 (千円)	取 得 経 過	累計所有 期間	買戻予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考
			面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月						
6	兵庫区湊川町9 丁目外1筆 (阪神沿北側 線他事業)	宅地	1,014.46	平成17年3月	442,670	436	「大倉山線」の街路事業用 地を買収するための代替用地 として、基金を利用して開 発公社より取得したもので ある。	4年1か月	No.4と同様。 1筆は、駐車場用地として貸与し ている。	
7	北区鶴台南 町7丁目 (阪神沿北側 線他事業)	宅地	304.80	平成17年3月	108,290	355	「水呑線」の街路事業用地 を買収するための代替用地と して、基金を利用して開 発公社より取得したもので ある。	4年1か月	No.4と同様。	
8	北区大池見山 台外3筆 (阪神沿北側 線他事業)	宅地 原野	710.96	平成17年3月	249,234	351	「神戸三田線」の街路事業 用地として基金を利用して 開発公社より取得した。左 記の土地は、当該事業で用 いられた部分以外の残地で ある。	4年1か月	3筆は、法面であり、利用は困難 である。左記のすべての土地が未 利用状態である。	
9	須磨区多井畑 宇木戸ヶ谷外8 筆 (阪神沿北側 線他事業)	山林 原野 田	2,671.89	平成17年3月	602,412	225	「須磨多聞線（多井畠工区 ）」の道路用地であり、基 金を利用して開発公社より 取得したものである。	4年1か月	8筆は、平成21年度に買戻されて おり、残り1筆についても平成22 年度に買戻す予定である。	
10	須磨区大手町4 丁目 (阪神沿北側 線他事業)	宅地	43.10	平成17年3月	21,630	502	「山麓線」事業の道路用地 として、基金を利用して開 発公社より取得したもので ある。	4年1か月	当該土地の隣地はすでに一般会計 が基礎から買戻している。平成22 年度中に当該土地と隣地とを一括 して開発する計画から、現在一般 会計で買戻すための予算要求を 行っている。	
11	須磨区妙法寺 字小崎外1筆 (阪神沿北側 線他事業)	田	296.22	平成17年3月	125,514	424	「垂水妙法寺線」の道路用 地として市が基金を利用し て開発公社より取得した。 左記の土地は、当該事業で用 いられた部分以外の残地で ある。	4年1か月	1筆は法面であり、利用が困難。 No.4と同様。	
12	垂水区城が山2 丁目外2筆 (阪神沿北側 線他事業)	宅地 山林	209.80	平成17年3月	137,683	656	「平尾線」の道路用地とし て市が基金を利用して開発 公社より取得した。左記の 土地は、当該事業で用いら れた部分以外の残地である。	4年1か月	未利用の状態である。 No.4と同様。	
13	西区玉津町新 方字西方外2筆 (阪神沿北側 線他事業)	田	3,141.38	平成17年3月	356,046	113	「上池今津線（事業認可 前）」の事業用地として、 基金を利用して開発公社よ り取得したものである。	4年1か月	未利用の状態である。 No.4と同様。	

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1) 面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	平成20年 度未残高 (千円)	當たり 単価 (千円)	取 得 經 過	累計所有 期間	買戻予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考
	阪神沿北側線他事業	小計	8,690.60		2,300,288					
14	須磨区桜木町1 丁目 (代替地「街 路事業」)	宅地	449.86	平成17年3月	487,883	1,035	須磨多聞線 (西須磨地区) の街路整造代替地として、基金 を利用して開発公社より取 得したものである。	4年1か月	取得時から現在に至るまで未利用 状態であるが、毎年度予算措置を行 い、順次、一般会計による買戻しを行 う予定である。	
15	垂水区千鳥が 丘1丁目 (代替地「街 路事業」)	宅地	571.87	平成17年3月	210,448	368	塩屋舞子線 (都市決定後、 事業認可前) の先行取扱いで 事務所として、基金を利用して 開発公社より取得したもの である。	4年1か月	No.14と同様。	
	代替地 (街路事業)	小計	1,621.73		698,331					
16	須磨区白川台4 丁目外3筆 (代替地「白 川台道路事 業」)	宅地	16,723.73	平成19年3月 平成21年3月	1,129,513	68	建設局において各種道路事 業用地を買収するための代 替地として、基金を利用し て取得したものである。	1か月～ 2年1か月	取得時から現在に至るまで未利用 状態である。平成21年から平成26 年度にかけて予算措置を行 う予定である。	
17	須磨区白川台4 丁目外4筆 (代替地「街 路事業」)	宅地	9,429.43	平成18年3月 平成20年3月	643,548	68	都市計画面総局における各種 街路整造事業用地を買収す るための代替養育地として、基 金を利用し平成18年3月 (2筆)、平成20年3月(3 筆)に取得したものであ る。	1年1か月 ～ 3年1か月	平成21年度において、3筆 (うち1 筆は8割程度) を買戻す予定であ る。残りの土地についても予算措 置を行い、順次、一般会計によ て買戻し、平成26年度末する予定であ べての買戻しが完了する予定であ る。なお、すべての土地が基金で未 利用状態である。	
	須磨区西落合1 丁目他2筆 (須磨翔風高 等学校須磨支 校青陽授)	宅地	30,433.21	平成20年12月	2,738,988	90	「神戸市立須磨翔風高等学校」 と、これに隣接する「神戸 市立運動場」となったた め、みなど総局の造成地で ある、「神の谷遊水池」に基 づいて、教委員会の依 頼で、工業高等学校跡 地を、及び神戸市立須磨高等學校跡 地の売却収入をもって買戻しを行 う予定である。	4か月	運動場として整備され、両校それ ぞれの運動場として利用され る。今後、神戸市立工業高等学校跡 地、及び神戸市立須磨高等學校跡 地の売却予定である。	
18										

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1) 面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	平成20年 度未残高 (千円)	m <sup>2</sup> 当たり 単価 (千円)	取 得 経 過	累計所有 期間	買戻予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考
19	中央区港島中 町4丁目 (環境保健研究 所の所管)	宅地	2,532.41	平成21年3月	478,000	189	神戸市立中央市民病院の独立行政法人化に伴い、平成20年度末病院経営をもつて、保健福管社員病院における病院事務部が終了するここと同事業会計の環境保全新設研究所（建物・土地）が終了することとされた保健研究所に所管する必要があるが、予算措置の都合上、基金を利用したものである。	1か月	「取得経過」のとおり、環境保健研究所の底地について、平成20年度末現在、市の一般会計では、平成21年度末に15,000千円を買戻し、以後19年間で残額を均等額で買戻しを行う予定である。	
	その他19事業 合 計		26,409.76		2,156,847					
			95,551.89		10,490,033					

[2] 神戸市公園緑地事業等基金 (所管部局：建設局)

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1)		平成20年 度末残高 (千円)	m <sup>2</sup> 当たり 単価 (千円)	取 得 経 過	累計所有 期間	買戻予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考
			面積 (m <sup>2</sup> )	面積 (m <sup>2</sup> )						
1	垂水区東舞子町 (国道2号の交差点改良)	宅地	1,366.99	平成16年3月	207,782	152	国道2号舞子交差点改良で、道 路用地として利用した部分以外 の残地であり、公募売却を検討 していたが、売却を先送りしたた くに賃貸して売却により一般会計で保有 している当該土地を取得した。 これにより、一般会計(建設 局)において売却収入が計上さ れている。	5年	当該土地の一部にあることは、一時 的な賃貸を行ったことは取扱時から現在に 至るまでの状態である。また、当該土地は西側からの車の進 入ができず、地域との関係上、大 型建物の建築が困難な状況にある 等、実質的にその用途が制限され ている。基金を利用しているが、 から既に5年が経過しているが、 一般会計等による買戻し時期は決 まっていない。	
合 計			1,366.99		207,782					

[3] 神戸市まちづくり等基金

(所管部局：都市計画総局)

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1) 面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	平成20年 度未残高 (千円)	m <sup>2</sup> 当たり 単価 (千円)	取 得 経 過	累計所有 期間 期	買戻予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考
1	中央区東川崎 町1丁目外2筆 (ハーバーラ ンド凍瓦倉庫 駐車場用地)	宅地	4,189.66	平成12年3月 ～平成15年8 月	1,240,426	296	平成2年～6年度 神戸市土地開発公社が先行 取得。 (4,189.67m <sup>2</sup> 、682,698千 円)	5年7か月 ～9年	神戸市土地開発公社が先行 取得。 (4,189.67m <sup>2</sup> 、682,698千 円)	神戸ハーバーランド整備事業は 平成4年度に収束されたが、神戸 ハーバーランド整備事業の進捗 に伴う地区内及び周辺地域での 住宅供給状況から、当該土地位 する必要がある。昭和60年度から開始された神 戸ハーバーランド整備事業推 進のために、住宅用地として、 地開発公社が先行取得してい たものを左記の期間にかけ て、市が神戸市まちづくり等 基金を利用して取得したもの である。
[指摘事項－6]										
									平成12年3月～平成15年8月 神戸市まちづくり等基金に より神戸市土地開発公社から 5回に渡って取得。 (4,189.67m <sup>2</sup> 、1,240,426千 円)	
										合 計
										4,189.66
										1,240,426

[ 4 ] 神戸市下水道事業基金

(所管部局：建設局)

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1)		平成20年 度未残高 (千円)	平成20年 度当たり 単価 (千円)	取 得 過 程	累計所有 期	買戻予定等(過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考
			面積 (m <sup>2</sup> )	面積 (m <sup>2</sup> )						
1	北区有馬町字長尾佐外1件	雜種地	743.00	平成2年9月	19,907	27	宅团地ごとに下水道処理施設を建設する権限に基づき、昭和40年より付近の用地買収交渉を進めていた。その後、63年より兵庫県の武庫川上流流域下水道に接続したところから、有馬峠堂下水道処理場は不要となり用地買取交渉を進め前より用地を取得したものである。	19年7か月	現在は隣接する公有地と合わせて、建設会社に対して事務所用地及び作業ヤードとして賃貸している。 <賃貸内容> 賃付面積：1,761.44m <sup>2</sup> 賃料：12千円/月 賃貸期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日	[指摘事項一6]
2	西区丸塚1丁目外2件（丸塚ポンプ場建設事業代管地）	宅地	2,862.96	平成13年7月	401,522	140	平成5年に「西区浸水地域重点整備事業基本計画（丸塚地区）」を作成し、丸塚ポンプ場建設事業実施に必要とする事業用地の代替地として平成13年7月に取得したものである。	7年9か月	[意見一14]	
合 計			3,605.96				421,430			

[5] 神戸市新都市整備事業基金

(所管部局：みなし総局)

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1) 面積 (m <sup>2</sup> )	平成20年 度末残高 (千円)	m <sup>2</sup> 当たり 単価 (千円)	取 得 経 過	累計所有 期	買戻予定等 (退去の先却状況・ 今後の予定・先却困難理由など)	備 考
1	北区有野台9丁 目外4件(有野 台住宅団地)	宅地	1,161.72 平成9年4月 ～平成11年1 月	132,445	114	平成8年7月に有野台団地宅地分譲の募 集により、各区分につき当選者と宅地 分譲契約を締結したが、その後購入者 の事情により5区画につき宅地購入が不 可能となつたため、平成9年4月～平成 11年1月に基金を利用して取得したもの である。	10年3か月 ～12年	未利用状態を解消すべく、一般 競争入札による先却推進等を図 る予定である。	[指摘事項－6] [意見－15]
2	西区見津が丘2 丁目(神戸複合 産業団地)	宅地	3,224.18 平成12年3月	391,735	121	平成9年3月に神戸複合産業団地の売り 出しに当たり、協同組合へ先却した が、協同組合に属する一部の組合企業 の進出が中止となつたため、平成12年3 月に市が基金を利用して当該土地を取 得した。 その後、協同組合の別の組合企業に対 して当該土地の賃貸を行つている。	9年1か月	契終期間においては、賃貸を 継続する予定である。  <賃貸期間> 工場用地：平成17年2月 ～平成37年1月  駐車場用地：平成16年11月 ～平成21年10月	

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1)		取得年月	平成20年 度未残高 (千円)	$m^2$ 当たり 単価 (千円)	取 得 経 過	累計所有 期間	賃戸予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考
			面積 ( $m^2$ )	(注2)							
3	須磨区新栄1 丁目(神戸流通 業務団地)	宅地	6,714.42	平成3年9月	1,121,214	167			17年7か月	[意見-15] [意見-16]	平成3年3月に契約代金の一 部を受領しているが、契約 時点においても「造成中」 であり、「引渡し不可能な な状態にあつたにも関わら ず、新都市整備事業会計 上、土地売却収益(119,136 千円)及び土地売却原価 (111,342千円)を計上して いる。新都市整備事業会計の適用 は地方公営企業ある以上、本来 対象会計であるとして処理す べきであったと考えられる。

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1) 面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	平成20年 度末残高 (千円)	m <sup>2</sup> 当たり 単価 (千円)	取 得 経 過	累計所有 期間	買戻予定等 (過去の売却状況 ・今後の予定・売却困難理由など)	備 考
4	東灘向洋町西5 丁目(六甲アイ ランド)	宅地	8,754.14	平成11年3月	1,339,589	153	平成元年3月に六甲アイランド工場用地 の売り出しにより、民間会社と工場用 地の譲渡契約を締結したが、阪神・淡 路大震災等の影響により民間会社が別 地に工場を建設したため、当該土 地に工場を建設することが不可能と なったことを理由として、契約を合意 解除し、受賃満了の契約代金 (2,754,950千円)を基金より返還し た。 その後、平成11年9月に買戻土地の一部 については、隣接する企業へ売却を 行った。	10年1か月	賃貸部分については賃貸を継続する予 定であり、残地部分に消すべく、 一般競争入札による売却推進等 を図ることである。  <賃貸期間> 平成18年2月～平成48年1月	[指摘事項－6]  [意見－15]

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1) 面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	平成20年 度末残高 (千円)	m <sup>2</sup> 当たり 単価 (千円)	取 得 経 過	累計所有 期間	買戻予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考	
	東灘区向洋町中 9丁目(六甲ア イランド)	雜種地	94,245.95	平成10年9月	12,724,798		昭和63年9月に六甲アイランドレジャーポー ジーンコンペにより、民間会社と事業用地の競 争入札が開闢を締結し、六甲アイランドAOIA により施設が構築的な被害を受けたこととな る。事業の継続が困難となつたことから、土 地譲渡契約書第18条、第19条に基づき、市 が基金を利用して当該土地を取得した。 その後、買戻土地の一部については、平成12年 10月に市内の学校法人へ売却を行つたもの である。	135	< 売却内容 > 売却面積 : 20,500.05m <sup>2</sup> 売却価額 : 3,095,507千円 (151千円/m <sup>2</sup> )	10年7か月	[意見-15]

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1)		取得年月	平成20年度末残高 (千円)	m <sup>2</sup> 当たり 単価 (千円)	取 得 經 過	累計所有 期 间	賃戻予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考	
			面積 (m <sup>2</sup> )	(注1)								
	東灘区向洋町中 3丁目、7丁目 (六甲アイラン ド)	宅地	16,418.49	平成13年11月	6,969,837	425			7年5か月	賃貸部分については、賃貸する予定においては、賃貸を分について未利用状態を解消すべく、一般競争入札による売却推進等を図る予定である。	[意見-15]	
								<賃貸期間>		・平成16年5月契約分 平成16年7月～平成36年7月		
								<賃貸内容 (平成18年3月契約分)>		・平成18年3月契約分 平成18年7月～平成38年7月		
								<賃貸内容 (平成20年2月契約分)>		・平成20年2月契約分 平成20年4月～平成40年3月		
								<賃貸内容 (平成18年3月契約分)>		・平成18年3月契約分 平成18年7月～平成38年7月		
								<賃貸内容 (平成20年2月契約分)>		・平成20年2月契約分 平成20年4月～平成40年3月		
								<賃貸面積 : 1,200.01m <sup>2</sup> 月額賃料 : 300千円 (250円/m <sup>2</sup> )>				
								<賃貸面積 : 2,191.94m <sup>2</sup> 月額賃料 : 1,019千円 (550円/m <sup>2</sup> )>				
								※総340m <sup>2</sup> については、まちかど広場として管理するため、賃料の対象外				
	六甲アイランド事業	小計	119,418.58			21,034,224						

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1) 面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	平成20年 度末残高 (千円)	m <sup>2</sup> 当たり 単価 (千円)	取 得 経 過	累計所有 期間	買戻予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考
5	中央区港島中町 8丁目(ボート アイランド1 期)	宅地	14,003.92	平成8年3月	3,920,000	280	昭和56年3月にポートアイランド下水3 次処理場建設用地として下水道局へ有 償移管されたが、阪神・淡路大震災に受 け、下水道処理施設の建設が必要とな ったが、地盤等の關係により建設す ることが出来ないことが判明したた め、平成8年3月に早急に地盤改良工事 が出来、且つ取得予定でもあつた開発 局(現在のみなと総局)が保有してい た土地との等価交換を実施した。	13年1か月	未利用状態を解消するべく、一 般競争入札による売却推進等を 図る予定である。	[指摘事項—6]
6	西区伊川谷町布 施件(事業代管 地)	山林	50,564.69	昭和61年5月	390,806	8	昭和61年5月に神戸複合産業団地の代管 地として、各地権者と以下の土地売買 契約を締結し、その後、平成7年1月に 土地買収の代替地として、一部の土地 を地権者へ売却した。  <売却内容> 売却面積：9,006.06m <sup>2</sup> 売却価額：110,700千円 (12千円/m <sup>2</sup> )  <買収土地の概要> 買収面積：10,544.5m <sup>2</sup> 買収価額：181,338千円 (17千円/m <sup>2</sup> )	23年11か月	今後は西神南住宅の用地位の 代替地として利用する予定であ る。	地権者に対する代替地を提 供する場合には、基本的には は等価である必要がある。 しかし、「取得溝過」の通 じて、平成7年1月の取引内容 に単価がともに、低くなっ ている。

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1) 面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	平成20年 度未残高 (千円)	當たり 単価 (千円)	取 得 經 過	累計所有 期間 期	買戻予定等 (過去の売却状況・ 今後の予定・売却困難理由など)	備 考
7	北区山田町藍那山林、 (しあわせの 森)	田、 畠池、 畠疊地、 原野	412,478.60	平成5年～9年	4,175,421	10	「神戸文明博物館群構想」用地として 取得したが、その後の社会情勢の急激 な変化や地球環境問題の健全化に伴う 新しい公園構想が求められる中で「神 戸文明博物館群構想」の理念を「しまえ つとも、『自然との共生、新しい森文 化的創造』という、より現在の自然を 活かした新しい公園構想である「しあわ せの森基本構想」が平成20年度に策 定され、現在は「しあわせの森」建設 予定地となる。現時点における 総事業費は、約33億円（用地買収費： 約10億円、施設費：約23億円）を見込 んでいる。	12年 ～16年	平成21年～平成24年度に一括会 計による買戻しを実施する予定 である旨の説明を受けている。	
8	その他 (1事業)		983.46			4,576				
	合 计		608,549.57		31,170,421					

## (1) 総括的監査結果

〔指摘事項－11〕 暫定的に基金を利用して、神戸市土地開発公社が保有する土地を基金土地に振り替え、最終的に一般会計で買戻すいわゆる「タライ回し」行為は、金利と手数料等で膨れ上がった土地を生む結果となる。

開発公社が保有する土地が政令指定都市の中で最も少ないと表れており（詳細は後述）、市では開発公社が保有する土地の買戻しを順次進めているが、下表の通り、買戻しの際に暫定的に基金により取得している場合が数多く見受けられる。これは、主として以下の理由によるものと考えられる。

- 「土地開発公社経営健全化対策」（平成16年12月27日総務省）、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「地方公共団体財政健全化法」という）の制定等、開発公社を取り巻く環境が激変し、開発公社が保有する土地、特に長期保有土地について、売却等の速やかな処分を図る必要性が高まった。
- 開発公社土地を市の一般会計により買戻す場合には、多額の歳出予算を計上する必要があるが、基金へ振り替える場合には議会の承認は不要とされており、市内部で基金利用に係る決裁を得ることにより簡便的に処理することが可能である。
- 暫定的に基金を開発公社土地の買戻しに利用することは、開発公社が保有する土地の残高を減少させることができると共に、市の財政を圧迫することなく振り替えることが可能であるという、市にとっては二重のメリットが存在する。

しかし、暫定的に基金を開発公社土地の買戻しに利用することは、その後の土地利用計画等が明確化されていないことを示しており、実質的には開発公社における未利用地を「タライ回し」にすることに他ならない。また、暫定的に基金を開発公社土地の買戻しに利用する場合には、もはや土地の「先行」取得という概念や機能は全く存在せず、議会での監視を受ける一般会計等とは別の、何時でも自由に使用可能いわゆる「第2の財布」としての機能を基金は果たしている。前述の「六甲シンフォニーホール」関連用地は、その最たる例である。

その上、「神戸市都市整備等基金」、「神戸市公園緑地事業等基金」及び「神戸市まちづくり等基金」においては、設置目的として「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること。」と定めてい

る。しかし、当該設置目的は、他の目的とは性格を異にし、基金を「第2の財布」として利用する根拠として設置していることに他ならず、地方自治法第241条の趣旨に反する不適切な設置目的と言わざるを得ない。

本来、開発公社が先行取得した土地については、当然の事ながら実行可能な事業計画が存在するはずであり、一般会計により買戻すべきである。それ故、暫定的に基金を開発公社土地の買戻しに利用することは、基金を設置目的以外には処分することを禁止している地方自治法第241条第3項の趣旨に反していると考えられ、結果的に金利と手数料等で膨れ上がった土地を生むこととなる

【地方自治法第241条第3項】

第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することが出来ない。

【当初神戸市土地開発公社が取得し、その後基金に振り替えられ、平成21年3月末時点で基金土地として保有する土地一覧】

(単位 面積:m<sup>2</sup>、金額:千円)

事業名	先行取得依頼部局	住 所	神戸市土地開発公社			基 金					保有期間合計	
			取 年	得 月	取 得 価 額	保 有 期 間	開発公社から の 取得年月	基 名	金 称	面 積	平成21年3月末まで の 保有期間	
阪神沿北側線	都市計画総局	東灘区深江本町3丁目他3件	H4.8 ～ H5.7		196,268	11年8か月～ 12年7か月	H17.3	神戸市都市整備等基金		297.99	256,809	4年 15年8か月～ 16年7か月
大倉山線	都市計画総局	兵庫区淡川町9丁目	H3.12		196,226	13年3か月	H17.3	神戸市都市整備等基金		456.34	269,168	4年 17年3か月
神戸三田線	都市計画総局	北区有野台中町3丁目他5件	H3.12 ～ H6.3		321,533	11年～ 13年3か月	H17.3	神戸市都市整備等基金		1,269.08	422,735	4年 15年～ 17年3か月
須磨多聞線	都市計画総局	須磨区多井畑宇木戸ヶ谷他8件	H3.11 ～ H5.10		459,050	11年5か月～ 13年4か月	H17.3	神戸市都市整備等基金		2,671.89	602,412	4年 15年5か月～ 17年4か月
上池今津線	都市計画総局	西区玉津町新方字西方他2件	H3.4 ～ H12.10		255,724	13年3か月～ 13年11か月	H17.3	神戸市都市整備等基金		3,141.38	356,046	4年 17年3か月～ 17年11か月
代替地	都市計画総局	須磨区桜木町1丁目他1件	H4.3		518,287	13年	H17.3	神戸市都市整備等基金		1,021.73	698,331	4年 17年
商大線	都市計画総局	垂水区星が丘3丁目他6件	H7.9 ～ H13.5		205,761	4年10か月～ 10年6か月	H18.3	神戸市都市整備等基金		185.52	240,709	3年 7年10か月～ 13年6か月
有野福祉地区整備事業	保健福祉局	北区有野町有野字福谷北	H5.7		439,828	12年3か月	H17.11	神戸市都市整備等基金	6,854.53 2,989.37 9,843.90 ※1	337,429 147,158 484,587 ※1	3年4か月	15年8か月
ハーバーランド煉瓦倉庫駐車場用地	都市計画総局	中央区東川崎町1丁目他2件	S61.3		682,698	14年～ 17年5か月	H12.3 ～ H15.8	神戸市まちづくり等基金	4,189.67	1,240,426	5年7か月～ 9年	28年
他13事業					667,990					890,154		
合 計					3,943,390					5,314,223 ※2		

※1 平成17年11月に神戸市都市整備等基金を利用して、開発公社より484,587千円(9,843.90m<sup>2</sup>)で取得した。

その後、平成18年度～平成20年度に一般会計による買戻しを実施(2,989.37m<sup>2</sup>、147,158千円)した結果、

平成21年3月末時点では、基金土地としては337,429千円(6,854.53m<sup>2</sup>)が計上されている。

※2 ※1で記載している平成18年度～平成20年度の一般会計による買戻額を除いた合計額

【当初神戸市土地開発公社が取得し、一旦基金へ振り替え後、平成20年度中に一般会計により買戻した土地一覧】

(単位 面積: m<sup>2</sup>、金額: 千円)

事業名	先行 取 得 依 頼 部 局	住 所	神戸市土地開発公社			基 金			一般会計				保 期 合 有 間 計	
			取 得 年 月	取 得 額	保 期 有 間	開 発 公 社 か ら の 取 得 年 月	基 金 称	開 発 公 社 か ら の 買 戻 価 額	保 期 有 間	基 金 か ら の 取 得 年 月	面 積	買 戻 価 格	平 成 21 年 3 月 末 ま で の 保 有 期 間	
阪神沿 北側線 他	都市 計画 総局	北区山 田町下 谷上字 二ツ樋 他 7 件	S63.3 ～ H5.10	77,001	11 年 5 か月 ～ 17 年	H17.3	神戸市 都 市 整 備 等 基 金	118,594	3 年	H20.4	480.27	126,031	11 か月	15 年 5 か月 ～ 21 年
代替地 (街路 事業)	都市 計画 総局	西区押 部谷和 田字ナ ヤケ	H2.3	33,666	15 年	H17.3	神戸市 都 市 整 備 等 基 金	52,720	3 年	H20.4	1,396.94	56,026	11 か月	14 年 9 か月 ～ 19 年
有野福 祉地区 整備事 業	保 健 福 祉 局	北区有 野町有 野字福 谷北	H5.7	43,553 ※1	12 年 3 か月	H17.11	神戸市 都 市 整 備 等 基 金	47,985 ※2	2 年 5 か月	H20.4	974.78	50,500	11 か月	15 年 8 か月
合 計				154,221				219,301				232,558		

※1: 土地全体 (9,843.9 m<sup>2</sup>) の取得金額 (439,828 千円) を面積按分して算定

※2: 土地全体 (9,843.9 m<sup>2</sup>) の買戻金額 (484,587 千円) を面積按分して算定

## 〔指摘事項－12〕 基金を利用して土地を先行取得することの意義については、現下の経済状況に照らして、疑問がある。

下表の通り、平成16年度～平成20年度の市による基金土地の買戻しの状況によると、市の一般会計等の買戻価格には、当初の土地購入額以外に多額の利息相当額（3,803,991千円）が含まれていることが分かる。当該利息相当額は、基金側から見た場合には、運用により得た果実（収益）と言える。

しかし、基金土地の保有により生じる収益は、市の一般会計という「第1の財布」から、基金という「第2の財布」に資金を移動したに過ぎず、市全体で見た場合には、何らの収益も生んでいない。

また、市が保有する基金土地の中には、保有期間が長期に渡る土地が散見される。しかし、地価が下落し、或いは当初計画されていた事業の実施が困難となった場合であっても、土地を先行取得した以上、当初の土地購入額に利息相当額を加算した、実勢価格と大きく乖離した価格、換言すれば多額の含み損を抱えた状態で一般会計等により買戻さざるを得ない状況にある（なお、基金によっては、一般会計等により基金土地を買戻す際に利息を付さない場合もある）。前述の「六甲シンフォニーホール」関連用地や「藤原台事業用地」などはその最たる例である。

下記の参考事項に記載のとおり、地価下落時においても土地の先行取得が必要となるケースも存在するが、極めて限定的なケースに過ぎないと考えられる。市全体としては何らの収益も生まず、また、「土地神話」が崩壊し地価の下落が止まらないような状況であることから、基金を利用して土地を先行取得することの意義については、現下の経済状況に照らして、疑問を禁じ得ない。

(参考)

「公共用地先行取得制度の概要（平成19年度）」（国土交通省総合政策局国土環境・調整課公共用地室）において、昨今のような地価下落安定局面においても次のようなケースの場合には先行取得制度を活用し、時期を逃さず用地を確保することが間接的に事業費コストの軽減を図ることにつながるとされている。

- ・市街化の進展が著しく数年後に取得することが困難と予想される場合
- ・土地所有者から買い取り請求があり、当該請求に応じる必要があるとき
- ・集団交渉において一括取得が必要とされる場合
- ・他の事業用地と一体として取得する必要がある場合

【市の基金土地買戻し額年次推移（平成 16 年度～平成 20 年度）】

(単位：千円)

基金名称	項目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	計
神戸市交通事業基金	買戻し金額 (内、利息相当額)	— —	— —	— —	— —	1,684,207 —	1,684,207 —
神戸市都市整備事業基金	買戻し金額 (内、利息相当額)	6,804,094 (1,062,308)	14,471,870 (1,946,181)	2,432,405 (222,228)	2,529,167 (190,866)	1,896,089 (178,799)	28,133,625 (3,600,382)
神戸市新都市整備事業基金	買戻し金額 (内、利息相当額)	— —	501,568 (5,521)	302,764 (4,278)	639,919 (9,918)	553,515 (8,853)	1,997,766 (28,570)
神戸市まちづくり等基金	買戻し金額 (内、利息相当額)	182,866 —	— —	— —	— —	— —	182,886 —
神戸市港湾事業基金	買戻し金額 (内、利息相当額)	— —	— —	3,543 —	— —	— —	3,543 —
神戸市下水道事業基金	買戻し金額 (内、利息相当額)	— —	— —	714,887 (175,039)	— —	— —	714,887 (175,039)
基金合計	買戻し金額 (内、利息相当額)	6,986,980 (1,062,308)	14,973,438 (1,951,702)	3,453,599 (401,545)	3,169,086 (200,784)	4,133,811 (187,652)	32,716,914 (3,803,991)

【平成 20 年度中に一般会計により買戻した基金土地の買戻し額と、平成 20 年度末の評価相当額が乖離している事例】

(単位：千円)

基金名称	事業・施設名称	事業所管部局	所在地	一般会計による買戻し額			(注) 評価相当額
				土地取得費	利息相当額	合計	
神戸市都市整備等基金	東山小学校拡張用地	教育委員会	兵庫区東山町4丁目	329,000	26,807	355,807	200,037
神戸市都市整備等基金	フルーツフラワーパーク	産業振興局	北区大沢町上大沢字細池上他	49,684	20,796	70,481	31,400

(注) 平成 20 年度末の評価相当額

(2) 基金土地に対する監査結果

基金土地に計上されている土地が、土地台帳、神戸市公有財産表に普通財産として誤って計上されていた（〔指摘事項－6〕（報告書 48 頁）参照）。

#### 4. 包括外部監査の意見

##### (1) 総括的意見

**〔意見ー13〕 基金土地として保有する場合には、市は、その必要性や関連する事業計画、買戻しの見通し、さらには将来における市の財政負担等を、議会や市民に説明すべきである。**

122 頁〔指摘事項ー12〕に記載の状況を承知の上で、基金土地として保有する場合には、市は、その必要性や関連する事業計画、買戻しの見通し、さらには将来における市の財政負担等を、議会や市民に説明する義務を当然に負うことになる。

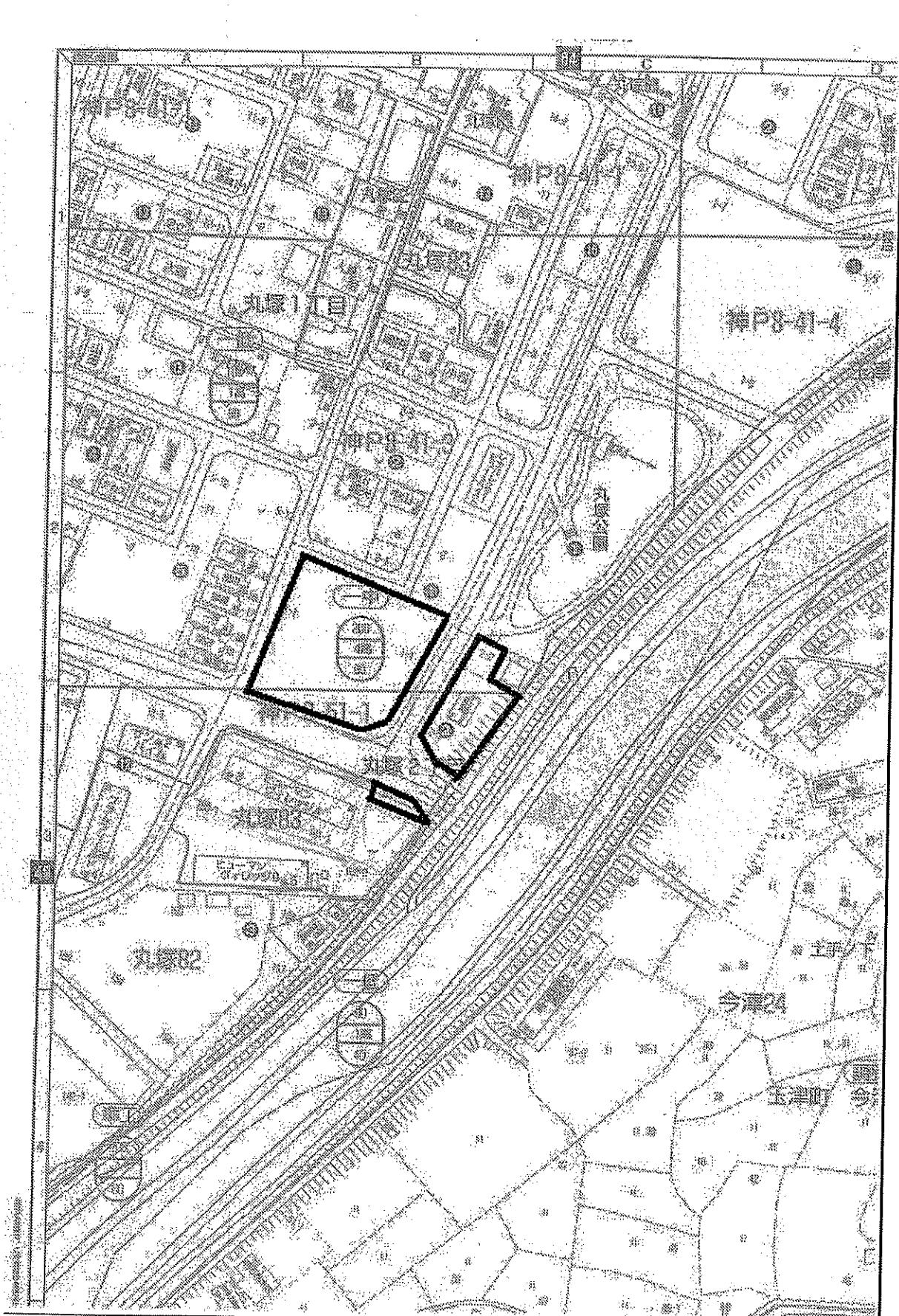
##### (2) 基金土地に対する意見

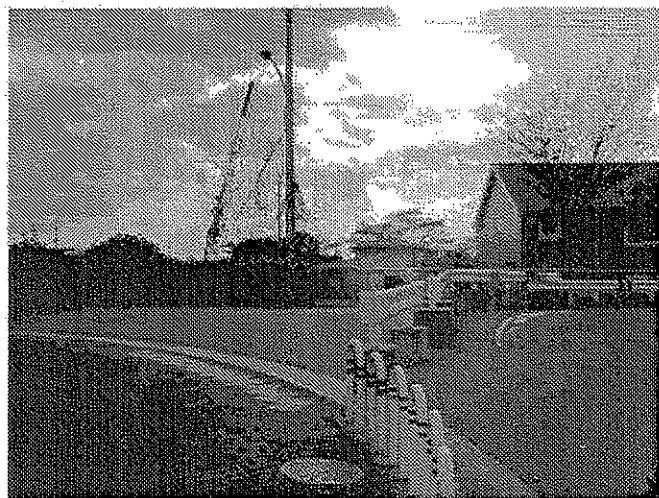
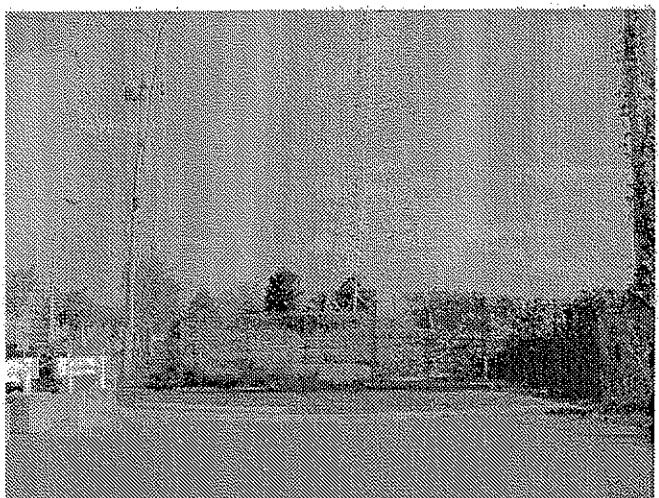
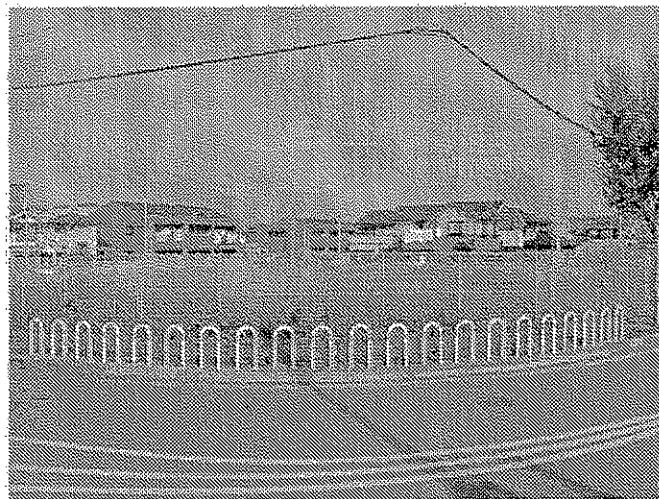
基金名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	平成 20 年度末残高
神戸市下水道事業基金	西区丸塚 1 丁目外 2 件	2,862.96	401,522 千円

**〔意見ー14〕 市は、本件のみならず、事業化の具体的な目途が立つまでの期間は、未利用地については積極的に駐車場としての利用を推進する等の施策を講じるべきである。**

市は、平成 5 年に「西区浸水地域重点整備事業基本計画（丸塚地区）」を策定した。しかし、阪神・淡路大震災等の影響から事業化の具体的な目途が立たない状態に陥り、平成 9 年に丸塚ポンプ場建設予定地にはアパートが新たに建設された。その後、市は、平成 13 年 7 月に当該代替地を先行取得している。

市は、本件のみならず、事業化の具体的な目途が立つまでの期間は、未利用地については積極的に駐車場としての利用を推進する等の施策を講じるべきである。





基金名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	平成 20 年度末残高
神戸市新都市整備事業基金	北区有野台 9 丁目外 4 件	1,161.72	132,445 千円
神戸市新都市整備事業基金	須磨区弥栄台 1 丁目	6,714.42	1,121,214 千円
神戸市新都市整備事業基金	東灘向洋町西 5 丁目外 2 件	119,418.58	21,084,224 千円

〔意見-15〕 基金土地としての保有期間が長期化している現実を踏まえ、基金土地として保有し続けることの妥当性を検討すべきである。

上記土地は、公募等により市と外部者が土地売買契約を締結し、神戸市新都市整備事業会計上、損益計算書において「土地売却収益」と「土地売却原価」が計上され、貸借対照表において対応する「土地造成勘定」を減少させる会計処理が行われたものの、住宅建築や工場建設が不可能となった等の事情が発生し、土地売買契約に定める買戻条項に抵触する等の事情により、市が基金を利用して土地を取得させたものである。

市からは、「新都市整備事業基金は、長期にわたる新都市整備事業の健全な運営並びに新都市整備事業に伴い設置される公共的な施設の整備及び運営に資するため、条例により設置されている。これまで新都市整備事業の運営に当たって、事業に関連する用地の先行取得や産業団地進出企業の跡地取得等に基金を活用してきた。取得した土地については、より魅力のあるまちづくりを進めることにより、簿価以上で売却を行ってきている。また、それ以外にも賃貸により土地の有効活用を図るとともに賃料収入を確保するなど工夫を行ってきている。このような運用益の確保も大切ではあるが、まずは基金条例に定める事業目的を達成することが何よりも重要である。基金の土地については、単純に販売だけを目的として保有しているものではなく、基金条例の趣旨に基づいて、事業の長期にわたる健全な運営に役立てていくために保有しているところである。」との説明を受けている。

一部の土地については売却や賃貸等が実施されているが、総じて買戻価額が高いことから、地価の下落が続く現在においては、購入希望者との交渉過程において、交渉が不調に終わる主たる要因となっていると考えられる。すなわち、神戸市新都市整備事業基金条例第 3 条第 2 号において、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券又は不動産に代えることができる。」とされていることから、基金の元本が毀損することを回避するべく、売却価額を買戻価額以上として設定し、交渉せざるを得ない状況に陥っていると考えられる。

市では、企業誘致を進めるべく、ポートアイランド（第 2 期）をはじめと

して分譲価額の割引等の様々な優遇制度を実施している。基金土地としての保有期間が長期化している現実を踏まえ、又、企業誘致を更に推進する上で、基金土地として保有し続けることの妥当性を検討し、例えば一定期間経過後は基金土地から「土地造成勘定」へ振り替える処理を実施し、その後の土地の減損損失や売却損を新都市整備事業会計全体で負担する等の施策を講じるべきである。

基金名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	平成 20 年度末残高
神戸市新都市整備事業基金	須磨区弥栄台 1 丁目	6,714.42	1,121,214 千円

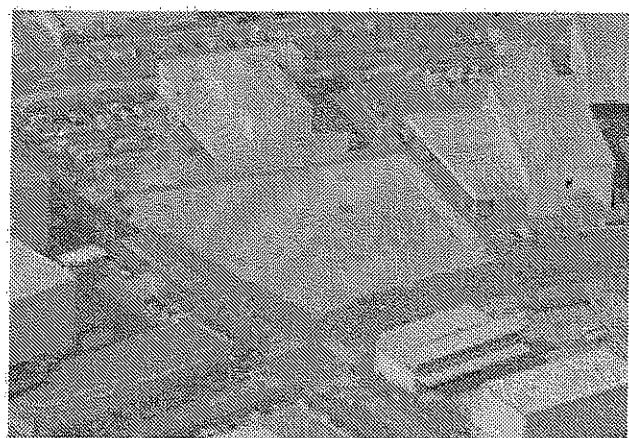
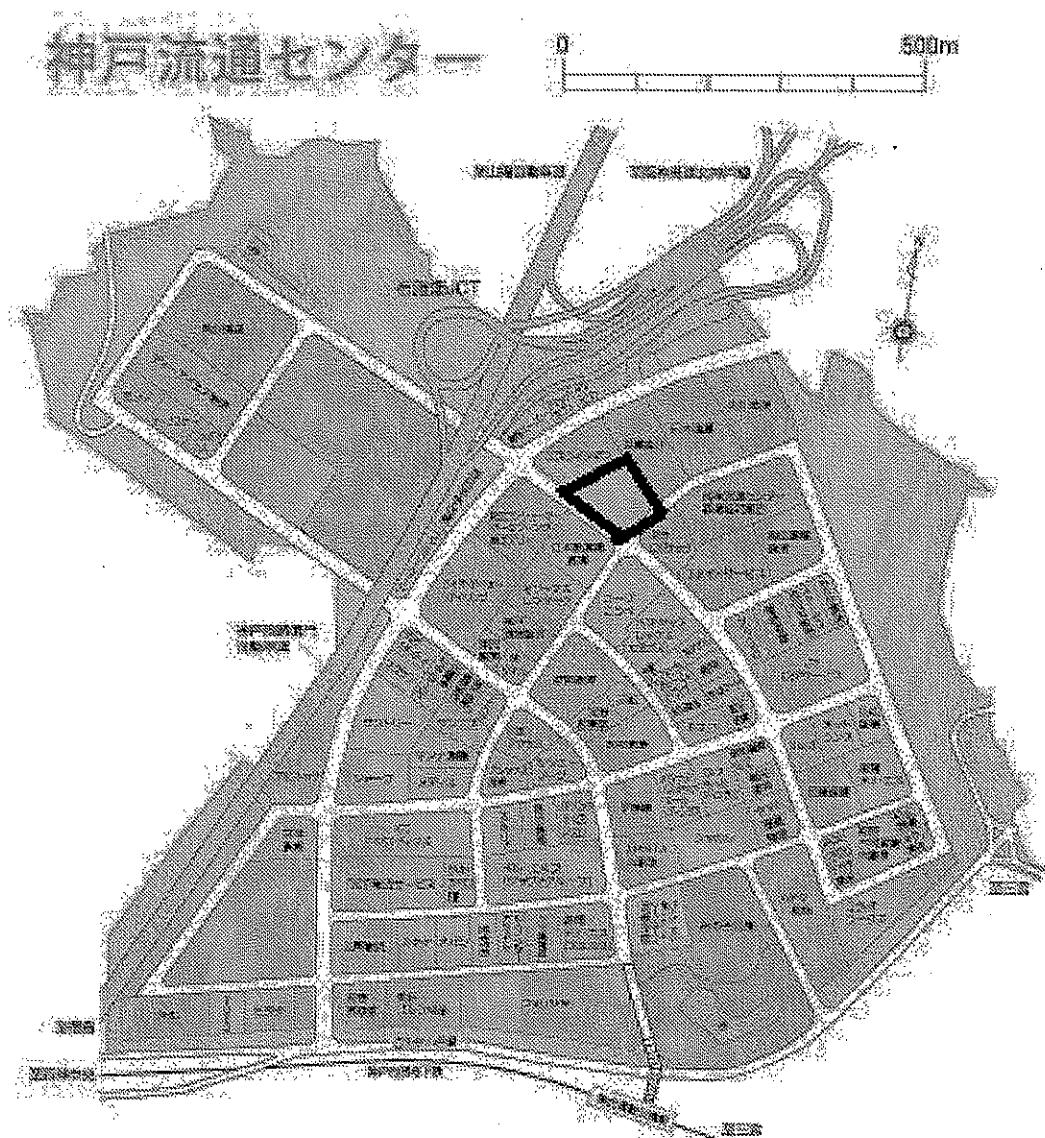
〔意見-16〕 早期の売却を可能にするため、市は追加投資が必要となったとしても利便性の高い土地にして売り出す努力が必要である。

平成 3 年 3 月に神戸流通業務団地の売り出しに当たり、民間会社と造成敷地の譲渡契約を締結したが、その後、道路取付をはじめ、土地形状等の関係から土地利用が大きく制限されていることを理由として、平成 3 年 9 月に譲渡契約は合意解除された。当該土地の保有年数は平成 21 年 3 月 31 日時点でも 17 年を超えるが、市からは、過去に複数の売却交渉を実施したものの、価格面で折り合わず、現在に至っている旨の説明を受けている。

しかし、当該土地は南側及び西側が道路に面している角地であるものの、車道との高低差があるため、事実上、車の出入口が 1 ヶ所しか設置出来ない等非常に不便な状況にあり、又、有効面積率は 75% に留まることから、土地利用に際して多くの制限が存在する。

それ故、価格面のみならず、土地の立地条件・整備状況等が売却促進を阻害する要因になっていると考えられる。

早期の売却を可能にするため、市は追加投資が必要となったとしても利便性の高い土地にして売り出す努力が必要である。



### III. 外郭団体土地について

#### 1. 外郭団体土地の概要

市の外郭団体は、市が 25%以上を出資又は出捐する法人のほか、市と人的又は資金的及び業務的に密接に関係を有する法人であり、平成 21 年 3 月末現在、(図表-1) のとおり 46 団体ある。

このうち、土地を保有しているのは 22 団体であり、(図表-2) は 22 団体の保有土地を事業用土地、事業用以外の賃貸土地、未利用土地に区分した土地の明細である。上記の事業用土地には、神戸市住宅供給公社のように不動産の賃貸事業を事業の一つとしている団体が複数あり、事業用の賃貸土地が含まれる。

今回の包括外部監査では、序章のⅢの 2. (1) 監査対象土地に記載のとおり、22 の外郭団体が保有する土地のうち、神戸市土地開発公社が保有する土地を中心に詳細に監査を実施した。

その他外郭団体が保有する土地については、限定的な監査手続により俯瞰的に管理状況を把握することとしたが、管理資料についての質問等を実施の上、神戸市住宅供給公社の土地の管理に関する包括外部監査の結果及び意見を記載することとした。

(図表 - 1) 外郭団体平成 20 年度決算

(単位 : 千円、%)

所管部局	No.	団体名	平成 20 年度決算					
			総資産	うち土地	正味財産 又は純資産	うち基本財産 又は資本金	うち本市出 資又は出資	本市出 損又は出資比率
企画調整局	1	(財)先端医療振興財団	3,676,382	—	△ 1,497,661	1,230,610	1,140,280	93
	2	神戸新交通㈱	39,977,306	3,568,126	2,550,890	24,286,000	18,728,600	77
	3	(財)計算科学振興財団	126,845	—	106,067	101,000	50,000	50
	4	(財)神戸都市問題研究所	519,312	—	491,695	450,000	200,000	44
	5	神戸都市振興サービス㈱	14,690,926	3,049,996	14,342,158	14,470,000	5,400,000	37
	6	神戸高速鉄道㈱	620,551,936	988,155	463,382	2,000,000	500,000	25
市民参画推進局	7	(財)神戸いきいき労働財団	1,091,978	—	385,320	30,000	80,000	100
	8	神戸マリンホテルズ㈱	647,701	—	△ 2,725,883	580,000	150,000	26
国際文化観光局	9	(財)神戸市民文化振興財団	578,697	—	224,388	100,000	100,000	100
	10	(財)神戸国際観光コンベンション協会	5,530,651	—	3,818,770	130,000	130,000	100
	11	(財)神戸国際協力交流センター	338,798	—	316,157	300,000	300,000	100
	12	備有馬温泉企業	43,730	2	28,157	10,000	5,000	50
保健福祉局	13	(財)こうべ市民福祉振興協会	4,264,175	959,052	1,134,379	110,000	110,000	100
	14	(財)神戸市障害者スポーツ協会	132,652	—	117,134	100,000	100,000	100
	15	(財)神戸市地域医療振興財団	6,431,926	—	3,517,804	110,000	100,000	91
	16	(財)神戸在宅ケア研究所	2,731,088	26,330	1,685,476	100,000	35,000	35
	17	(財)兵庫県予防医学協会	4,415,427	653,162	3,181,183	100,000	34,000	34
	18	(社福)神戸市社会福祉協議会	6,213,796	—	2,064,623	3,000	0	0
環境局	19	クリーン神戸リサイクル㈱	1,365,561	—	443,717	124,000	31,000	25
産業振興局	20	(財)神戸市産業振興財団	1,017,762	—	752,754	636,054	636,054	100
	21	(財)神戸みのり公社	7,233,181	400,000	29,690	1,324,000	1,272,000	96
	22	㈱神戸ワイン	427,342	—	△ 2,903,389	1,400,000	1,304,000	93
	23	㈱神戸商工貿易センター	8,580,535	3,158,914	4,934,939	1,500,000	750,000	50
	24	くつのまちなかた神戸㈱	576,477	266,653	566,285	1,485,100	700,000	47
	25	㈱神戸国際会館	17,217,369	228,945	3,763,172	3,000,000	750,200	25
建設局	26	神戸市道路公社(注)	224,849,005	—	49,922,968	49,895,850	49,895,850	100
	27	(財)神戸市公園緑化協会	895,840	—	238,250	24,000	12,000	50
	28	神戸地下街㈱	7,640,616	—	488,574	109,296	48,576	44
都市計画総局	29	(財)神戸市都市整備公社	32,408,439	4,301,888	2,016,928	120,500	120,000	100
	30	神戸市住宅供給公社	58,244,512	28,058,777	△ 2,450,255	10,000	10,000	100
	31	神戸市土地開発公社	7,813,537	6,866,094	962,268	20,000	20,000	100
	32	神戸ハーバーランド㈱	2,222,666	730,248	1,812,322	1,650,000	530,000	32
	33	㈱神戸サンセンタープラザ	569,182	90,826	89,509	75,000	23,050	31
みなと総局	34	(財)神戸市開発管理事業団	31,819,294	6,570,928	12,211,777	20,000	20,000	100
	35	㈱神戸港埠頭公社	124,455,331	48,254,878	40,046,554	8,706,000	8,706,000	100
	36	㈱神戸ニュータウン開発センター	31,014,452	8,227,661	4,616,055	850,000	760,000	89
	37	神戸航空貨物ターミナル㈱	557,809	—	△ 3,369	2,936,000	1,420,000	48
	38	神戸航空交通ターミナル㈱	70,181	—	△ 658,462	2,380,000	1,026,500	43
	39	㈱神戸フェリーセンター	417,806	—	△ 39,976	50,000	18,000	36
	40	神戸空港ターミナル㈱	7,380,662	—	2,349,984	1,726,000	535,000	31
	41	海上アクセス㈱	710,478	—	△ 13,190,395	3,500,000	967,650	28
	42	㈱神戸港振興協会	2,827,083	—	703,077	0	0	0
	合計		1,290,417,202	116,521,355	138,005,525	126,097,410	96,998,760	

(注) 神戸市道路公社の貸借対照表には土地勘定ではなく、同公社の土地は、道路の各種権原とともに道路構造物と一緒に取り扱われており、土地取得価格は貸借対照表の道路勘定の中に含まれている。したがって、上表には、「うち土地」の金額を記載していない。

(図表一2) 外郭団体土地一覧 (平成21年3月末現在)

(単位: m<sup>2</sup>、千円)

No.	前 頁 表 No.	外郭団体	土地							
			①事業用土地		②事業用以外の 賃貸土地		③未利用土地		合計	
			面積	貸借対照表 残高	面積	貸借対照表 残高	面積	貸借対照表 残高	面積	貸借対照表 残高
1	2	神戸新交通㈱	36,707	3,568,126					36,707	3,568,126
2	5	神戸都市振興サービス㈱	12,999	3,049,996					12,999	3,049,996
3	6	神戸高速鉄道㈱	7,492	962,612	544	25,133	12	410	8,049	988,155
4	12	備有馬温泉企業	92	2					92	2
5	13	備こうべ市民福祉振興協会	4,889	641,787	7,635	317,265			12,524	959,052
6	16	備神戸在宅ケア研究所	299	26,330					299	26,330
7	17	備兵庫県予防医学協会	652	155,979			4,428	497,183	5,081	653,162
8	21	備神戸みのりの公社			2,353	400,000			2,353	400,000
9	23	備神戸商工貿易センター	8,435	3,158,914					8,435	3,158,914
10	24	くつのまちながた神戸㈱	1,379	266,653					1,379	266,653
11	25	備神戸国際会館	6,620	228,945					6,620	228,945
12	26	神戸市道路公社(主)								
13	29	備神戸市都市整備公社	24,327	4,203,808			936	98,080	25,264	4,301,888
14	30	神戸市住宅供給公社	195,061	28,058,777					195,061	28,058,777
15	31	神戸市土地開発公社	1,260,354	6,866,094					1,260,354	6,866,094
16	32	神戸ハーバーランド㈱	992	730,248					992	730,248
17	33	備神戸サンセンター・プラザ	60	90,826					60	90,826
18	34	備神戸市開発管理事業団	31,467	6,570,928					31,467	6,570,928
19	35	備神戸港埠頭公社	1,698,275	48,254,878					1,698,275	48,254,878
20	36	備神戸ニュータウン 開発センター	41,040	8,227,661					41,040	8,227,661
21	44	備神戸市水道サービス公社	687	10,719					687	10,719
22	45	神戸交通振興㈱	36	110,000					35	110,000
合計			3,831,862	115,183,284	10,532	742,398	5,376	595,673	3,347,773	116,521,355

(注) 神戸市道路公社の貸借対照表には土地勘定ではなく、同公社の土地は、道路の各種権原とともに道路構造物と一緒にとして取り扱われており、土地取得価格は貸借対照表の道路勘定の中に含まれている。したがって、上表には、「うち土地」の金額を記載していない。

## 2. 開発公社土地について

### (1) 神戸市土地開発公社の概要

#### ① 設立の趣旨

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的として「公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)」が制定された。

神戸市土地開発公社は、この法律に基づいて昭和48年に設立された特別法人で、民間資金を活用し、公有地その他土地の先行取得を積極的に推進し、もって公共事業の円滑かつ効率的な実施を図り、市民の福祉の増進と市域の秩序ある整備に寄与することを目的としている。

#### 【公有地の拡大の推進に関する法律】(抜粋)

第1条 この法律は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行なうこと等を目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

#### 【神戸市土地開発公社 定款】(抜粋)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、市域の秩序ある整備と市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### ② 所在地

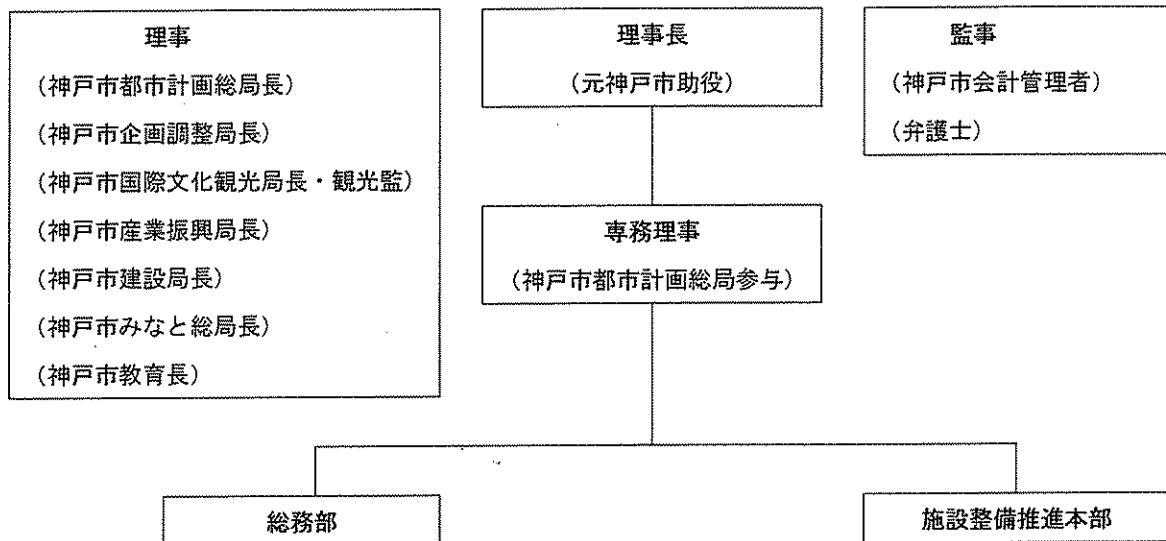
神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

#### ③ 基本財産

20,000千円（神戸市出資率：100%）

④ 機構

平成 21 年 8 月 1 日現在



⑤ 職員数

平成 21 年 8 月 1 日現在

所属	職名	部長 課長	係長	事務職員	技術職員	嘱託	合計
総務部	5(4)	5(5)	11(5)			2	23(14)
総務課	3(3)	4(4)	8(3)			1	16(10)
経理課	2(1)	1(1)	3(2)			1	7(4)
施設整備推進本部	3(3)	4(4)	9(6)	5(5)		8	29(18)
都市整備課	3(3)	2(2)	3(0)	5(5)		3	16(10)
用地課		2(2)	6(6)			5	13(8)
合計	8(7)	9(9)	20(11)	5(5)		10	52(32)

※1 総務部は、都市整備公社・住宅供給公社と重複。(総務部を除く職員数：合計 29 名（うち市派遣職員 18 名）)

※2 ( ) 内は市派遣職員で内数を示す。総務部を除く嘱託 8 名中、市 OB 職員 6 名・その他 2 名

※3 職員数には役員を含まない。

⑥ 財政状態及び経営成績の状況

ア. 貸借対照表（平成 21 年 3 月 31 日現在）

(単位：千円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,813,537	流動負債	3,293,048
現金及び預金	934,848	未 払 金	1,132,053
事業未収金	11,660	短期借入金	2,160,000
公有用地	6,576,678	預り金	995
代替地	289,415	固定負債	3,558,220
前払費用	380	長期借入金	3,350,000
未収収益	554	引当金	208,220
		資本金	20,000
		基本財産	20,000
		準備金	942,268
		前期繰越準備金	863,284
		当期純利益	78,984
資産合計	7,813,537	負債及び資本合計	7,813,537

イ. 損益計算書（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	1,811,524	営業収益	1,885,758
公有地取得事業原価	1,441,210	公有地取得事業収益	1,716,589
あっせん等事業原価	173,803	あっせん等事業収益	169,169
販売費及び一般管理費	196,511		
営業外費用	400	営業外収益	5,149
雑損失	400	受取利息等	5,149
合計	1,811,924	合計	1,890,907
		当期純利益	78,984

## ⑦ 市との関係

①に記載の通り、市は昭和 48 年 7 月 2 日に神戸市土地開発公社を設立し、同日付で市と開発公社は「**公共用地等の先行取得に関する協定書**」及び「**覚書**」を締結し、当該協定書及び覚書に基づき、市は公共用地・公用地等の先行取得、管理等に関する業務を開発公社に委託している。

## (2) 開発公社土地の概要

(図表-1) は、平成 20 年度土地開発公社事業実績調査結果（平成 21 年 12 月 25 日 総務省）に基づき、政令指定都市の土地開発公社の土地保有額と長期保有土地（5 年以上保有土地、10 年以上保有土地）の状況を比較した資料である。神戸市土地開発公社は、平成 20 年度末における土地保有額、長期保有土地は、全政令指定都市の中で最も少なく、土地保有額に占める 10 年以上保有土地の割合も最も少ないことが分かる。

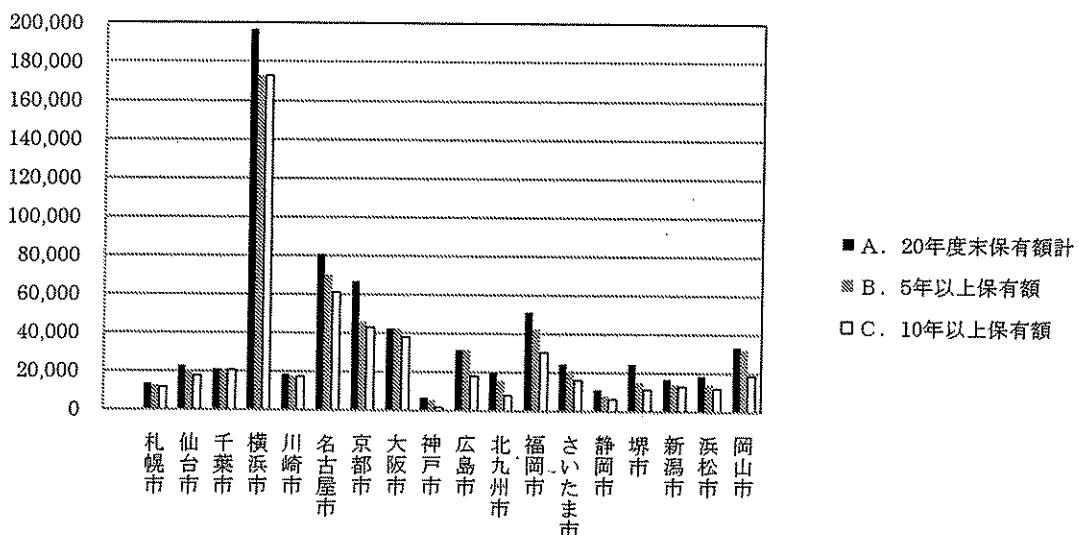
また、(図表-2) は、平成 13 年度～平成 20 年度の神戸市土地開発公社の土地保有額と長期保有土地の状況を比較した資料である。神戸市土地開発公社の土地保有額、長期保有土地は、近年急激に減少しており、バブル経済崩壊による市の財政状態の逼迫や公共事業の縮小により、神戸市土地開発公社を通じた土地の先行取得が減少するとともに、市が神戸市土地開発公社の保有する土地を積極的に買戻していることが要因と考えられる。

【図表一 平成20年度政令指定都市土地開発公社保有土地比較】

(単位：百万円)

	項目 公社名	A. 20年度末 保有額計	B. 5年以上 保有額	B/A (%)	C. 10年以上 保有額	C/A (%)
北海道	札幌市土地開発公社	13,440	12,403	92.3%	11,682	86.9%
宮城県	仙台市土地開発公社	22,824	20,263	88.8%	17,531	76.8%
千葉県	千葉市土地開発公社	20,961	20,751	99.0%	20,543	98.0%
神奈川県	横浜市土地開発公社	196,725	172,718	87.8%	172,718	87.8%
神奈川県	川崎市土地開発公社	18,503	17,541	94.8%	17,389	94.0%
愛知県	名古屋市土地開発公社	80,778	69,903	86.5%	60,765	75.2%
京都府	京都市土地開発公社	66,847	45,856	68.6%	43,070	64.4%
大阪府	大阪市土地開発公社	42,292	42,292	100.0%	38,073	90.0%
兵庫県	神戸市土地開発公社	6,866	5,460	79.5%	1,673	24.4%
広島県	広島市土地開発公社	31,449	31,449	100.0%	17,947	57.1%
福岡県	北九州市土地開発公社	19,698	15,341	77.9%	7,923	40.2%
福岡県	福岡市土地開発公社	50,973	42,431	83.2%	30,306	59.5%
埼玉県	さいたま市土地開発公社	24,496	21,000	85.7%	15,982	65.2%
静岡県	静岡市土地開発公社	11,108	8,248	74.3%	6,354	57.2%
大阪府	堺市土地開発公社	24,343	14,897	61.2%	11,364	46.7%
新潟県	新潟市土地開発公社	16,840	14,177	84.2%	12,948	76.9%
静岡県	浜松市土地開発公社	18,335	14,094	76.9%	12,060	65.8%
岡山県	岡山市土地開発公社	33,473	32,193	96.2%	18,610	55.6%
指定都市	合計	699,951	601,017	85.9%	516,938	73.9%

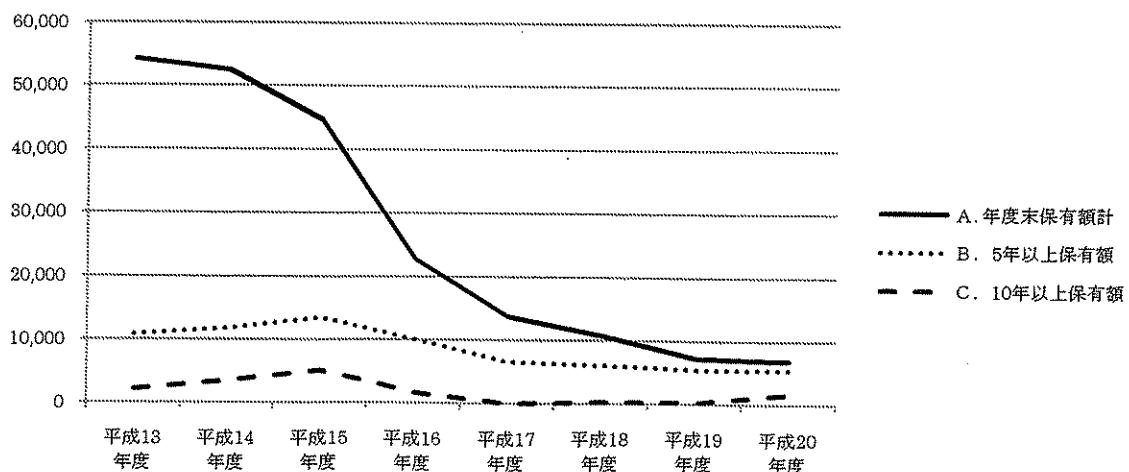
＜政令指定都市の土地開発公社比較＞



【図表-2 平成13年度～平成20年度神戸市土地開発公社保有土地推移】

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
A. 年度末保有額計	54,214	52,499	44,702	22,727	13,723	10,769	7,259	6,866
B. 5年以上保有額	10,826	11,721	13,527	10,078	6,613	6,064	5,515	5,460
C. 10年以上保有額	2,190	3,538	5,130	1,727	64	252	234	1,673

＜平成13年度～平成20年度神戸市土地開発公社保有土地推移＞



(3) 監査の着眼点及び実施した手続

着 眼 点 (1)	開発公社土地の先行取得事務は所定の手續に準拠しているか。
監 査 手 続	(1) 開発公社土地の先行取得事務が、「土地開発公社による用地の先行取得について（通知）」（理用172号、都庶第504号 昭和48年7月16日）に基づき行われているかを確認する。

着 眼 点 (2)	未利用の開発公社土地は適切に管理されているか、また活用・転用あるいは売却が図られているか。
監 査 手 続	(1) 未利用地について、土地台帳、登記簿謄本、地積図、測量図、不動産売買契約書等を入手し、土地の実在性及び管理状況を確かめる。 (2) 未利用地の取得経緯、現在の利用状況、過年度における現地調査の有無、将来の予定、賃貸している場合の相手先・賃料・賃貸期間及び賃料の根拠に関して証憑書類を査閲し、関係者へヒアリングを行い、有効活用の検討が十分行われているかどうかを確認する。 (3) 時価情報の入手により含み損益を把握する。

#### (4) 包括外部監査の結果

開発公社土地についての監査結果として指摘すべき事項は見受けられなかつたが、将来に向けて検討すべき意見を以下に述べることとする。

なお、市及び開発公社より、開発公社土地に関する資料を入手の上、重要性の高い土地等につき、包括外部監査人が取得経過、買戻予定等を質問等の手続により確認し、【神戸市土地開発公社の保有土地一覧表】を作成した。

以下では、【神戸市土地開発公社の保有土地一覧表】の見方について説明する。

#### 〔神戸市土地開発公社の保有土地一覧表〕の見方について

##### (1) 面積（注1）

面積については、開発公社において実測面積が把握されているものは実測面積により、実測されていないものは公簿面積によっている。

##### (2) 平成20年度末残高（注2）

取 得 価 格：用地買収価格及び各種補償費として開発公社が支出した額

金利相当額：開発公社が当該土地等を先行取得するために支出した額に係る  
実質利息負担相当額

手 数 料：委託料等の事務手数料

[ 神戸市土地開発公社の保有土地一覧表 ]

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1)		平成20年度末残高(千円) (注2)			m <sup>2</sup> 当たり 単価 (千円)	累計所用 期間	(過去の売却状況・今後の予 定・売却困難理由など)	備 考		
			面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取得価格	金利相当額	手数料等						
1	中央区小野浜町〔旧神戸生糸検査所〕(デザイン都市神戸)	宅地	7,292.12	平成21年3月	400,000	—	8,024	408,024	56	平成19年12月に「独立行政法人整理合理化計画」において、独立行政法人農林水産消費安全センター(以下、センター)が、平成21年に新神戸センターハウスへ移転することになり、平成20年度に現神戸センターハウスを売却する方針であった。貴重な歴史的資源である、「旧神戸生糸検査所」を市が推進する「シンボル的存続」すすべく市が買い取りの申し出を行ない、市から先に平成21年3月に開発公社が取得した。	平成21年7月に市(企画調整局)が当該土地の買戻しを実施している。なお、市は、当該土地建物を(仮称)デザイナーズ・クリエイティブセンターとして活用する予定である。 <市買戻価額> 購入費 400,000千円 手数料 4,650千円 利息相当額 1,600千円 合計 406,250千円	1か月	隣接地は公有地(更地)であり、当該隣接地と一体とした場合には二面が道路に面する土地位となり、有効活用が可能な土地である。
2	北区長尾町宅原字四軒茶屋外14件(国道176号線)	山林	875.66	平成10年10月	188,266	32,529	3,369	224,165	256	当該土地の一部は、現在では道路として供用され、残地は、現在更地であり、未利用の状態となつていている。平成23年度に市による買戻しを実施する予定である旨の説明を受けている。	当該土地の一部は、現在では道路として供用され、残地は、現在更地であり、未利用の状態となつていている。平成23年度に市による買戻しを実施する予定である旨の説明を受けている。	11年6か月	当該用地は、代替地の問題等により地権者との用地交渉は難航していた。一方、平成8年度までに当該用地以外の用地交渉が纏まり、平成9年度予算において用地買取予算を全て予算化するよう指示がなされた。そこで、事業を終了した。建設省より、道場工区は事業期間が長時期にわたり、当該用地を全て予算化するよう指示があつた。平成10年度に当該用地の所有者と用地補償契約を締結したが、市における予算化が出来ないことから、開発公社による取得を依頼し、開発公社が当該土地を取得した。

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1) 面積 (m <sup>2</sup> )	平成20年度末残高 (千円) (注2)			取 得 経 過	累計所有 期間	買戻予定等 (過去の売却状況・今後の予 定・売却困難理由など)	備 考	
				取得年月	取得価格	金利相当額					
3	北区有野 町唐櫃字 茶屋川 (宝塚唐 櫃線)	山林	2,329.43	平成10年7月	74,541	13,816	1,334	89,692	39 宝塚唐線事業は、平成6 年度より事業着手され、測 量・設計事業及び用地買収 を進めたが、平成7年に発 生した阪神・淡路大震災に発 して他の原因により、平成11 年より事業が休止となっ た。	11年9か月	平成24年度に事業再開を予定 しております。それに応じて市に よる買戻しを実施する予定で ある旨の説明を受けています。
3	北区有野 町唐櫃字 北山外2件 (宝塚唐 櫃線)	山林	11,348.29	平成12年3月	363,145	48,033	6,874	418,053	37 当該用地の地権者とは以前 より用地交渉を実施してい ますが、平成10年度に用地買収を 要望された場合には地権者との 信頼関係が崩れ、事業が困難で 用地買収が難めで開発公社 による先行買収から後ろから となることによる先行買収を実施 した。	9年1か月	平成21年度に市による買戻し を実施する予定である旨の説 明を受けています。
4	北区有野 町唐櫃字 ヲンドロ 4301番地 (神 戸三田 線)	宅地	1,099.77	平成10年11月	268,792	46,868	4,810	320,471	291 平成10年11月に、神戸三田 線(大池)道路拡張工事に 係る用地として開発公社に よる先行取得を行つた。一 般会計により買戻しを行つ たが、残地部分については 開発公社が保有を継続して いる。	10年5か月	平成22年度に市による買戻し を実施する予定である旨の説 明を受けています。
4	神戸市北 区山田町 上谷上字 古々山 (神戸三 田線)	宅地	385.85	平成11年9月	91,879	14,017	1,739	107,637	279 平成11年9月に、神戸三田 線(大池)道路拡張工事に よる先行取得を行つた。一 般会計により買戻しを行つ たが、残地部分については 開発公社が保有を継続して いる。	9年6か月	平成22年度に市による買戻し を実施する予定である旨の説 明を受けています。

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1)		平成20年度末残高(千円) (注2)			m <sup>2</sup> 当たり 単価 (千円)	取 得 経 過	累計所有 期間	買戻予定等 (過去の売却状況・今後の予 定・売却困難理由など)	備 考	
			面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取得価格	金利相当額	手数料等						
	神戸市北区有野町 唐櫃字ヲ ソドロ (神戸三 田線)	山林	34.81	平成13年3月	5,595	697	43	6,336	182	平成13年3月に、神戸三田 線(大池)道路工事に係る用地と して開発公社による先行取得を実 施した。道路箇所については一般会 計により買戻しを行つたが、残部 分については開発公社が保有を継続 する。	8年1か月	平成21年度に市による買戻し を実施する予定である旨の説 明を受けている。	
	神戸市北区山田町 上谷上字 古々山 (神戸三 田線)	宅地	367.86	平成14年3月	53,707	6,062	945	60,715	165	平成14年3月に、神戸電鉄 大池駅前で予定されている事業予 定地として開発公社による先行取 得を実施した。	7年1か月	平成21年度に市による買戻し を実施する予定である旨の説 明を受けている。	
	その他		149.35		51,292	8,461	971	60,725	407				
	神戸三田線 小計		2,037.64		471,268	76,108	8,609	555,886					

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1) 面積 (m <sup>2</sup> )	平成20年度未済高 (千円) (注2)			m <sup>2</sup> 当たり 単価 (千円)	取 得 経 過	累計所有 期間	買戻予定等 (過去の売却状況・今後の予 定・売却困難理由など)	備 考
				取得年月	取得価格	金利相当額					
	須磨区桜木町3丁目外7筆(須磨多聞線)	宅地	1,762.29	平成11年3月	724,173	119,968	12,960	857,092	486	10年1か月	兵庫県公害審査会での公害調停中の案件のために、事業が進行していないことから、現在は駐車場として利用している。なお、平成21年4月に市による買戻しが行われた。
5	須磨区多聞井畠字木戸ヶ谷外1筆(須磨多聞線)	山林、宅地	285.84	平成11年12月	40,628	6,300	769	47,698	167	9年4か月	兵庫県公害審査会での公害調停中の案件のために、事業が進行していないことから、現在は未利用の状態である。なお、平成22年10月に市による買戻しが実施される予定である旨の説明を受けている。
	須磨区桜木町3丁目外1筆(須磨多聞線)	宅地	107.33	平成12年10月	27,716	3,662	214	31,592	294	8年6か月	兵庫県公害審査会での公害調停中の案件のために、事業が進行していないことから、現在は未利用の状態である。なお、平成24年3月に市による買戻しが実施される予定である旨の説明を受けている。
他4件	須磨多聞線	小計	2,454.76		106,936	15,242	1,216	123,395			
	須磨多聞線			899,464	145,164	16,160	1,059,778				

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1)		平成20年度未残高 (千円) (注2)			取 得 経 過	累計所有 期	買戻予定等 (過去の売却状況・今後の予 定・売却困難理由など)	備 考	
			面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	取 得価格	金利相当額	手数料等					
6	須磨区玉津町高津橋字ジク他2筆(明石木見線)	雑種地	164.89	平成11年11月	29,680	4,562	561	平成11年11月に明石木見線道路築造事業に係る先行取扱を得をして実施した。道路箇所により買得をは一般会社が保有についてを行ったが、残地部分については開発公社が保有を継続している。	9年5か月	平成22年度に市による買戻しを予定している旨の説明を受けている。ために必要な用地買収の結果として発生した残地であり、土地の形状から判断して車道での利用可能性は低い土地である。		
7	西区玉津町高津橋字西山神(明石木見線)	宅地	136.58	平成13年1月	25,403	3,241	196	平成13年1月に明石木見線道路築造事業に係る先行取扱をして開発公社による先行取扱を得をして実施した。当該土地は、道路予定地である。	7年3か月	国庫補助の対象事業であり、平成23年度中での市による買戻しが予定されている旨の説明を受けている。		
146	明石木見線	小計	200.81	304,558	36,563	7,442	348,565		10年10か月	当該土地について、同事業(灘地区)の代替地として利買用予定であり、実際に用地権者にて提示して対して提示して代替地として提示して対する。仮に不調に終わったと徒歩圏内に立地条件が良いため、売却可能性は十分見込まれる。なお、平成21年10月に市による買戻しを行っている。	平成22年度による買戻しを受けている。	
7	東灘区森北町2丁目(事業用代替地)	宅地	78.37	平成10年6月	43,416	8,047	777	平成10年6月に、都市計画事業山手幹線(森北地区)道路拡築工事に係る用地として開発公社による先行取扱を得をして実施した。道路箇所については市による買戻しを行ったが、残地部分が保有を継続している。	667	9年5か月	当該土地に隣接している寺線道路用地であることから、当該道路用地の代替地として開発公社による先行取扱を行ったが、残地部分が保有を継続している。	平成22年度による買戻しを受けている。
7	須磨区妙法寺字野原山他9筆(事業用代替地)	山林、原野	965.63	平成11年6月	102,346	16,201	1,937	平成11年6月に、横尾妙法寺線道路築造工事の道路用地に隣接している土地であることをから、当該道路用地の代替地として開発公社による先行取扱を行ったが、残地部分が保有を継続している。	125	120,485	当該土地に隣接している寺線道路用地であることから、当該道路用地の代替地として開発公社による先行取扱を行ったが、残地部分が保有を継続している。	平成22年度による買戻しを受けている。

番号	所在地 (事業名)	地目	(注1) 面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月	平成20年度末残高 (千円) (注2)	m <sup>2</sup> 当たり 単価 (千円)	取 得 経 過	累計所有 期間 期	買戻予定等 (過去の売却状況・今後の予 定・売却困難理由など)	備 考	
	北区有野 中町1丁目 其他1件(事 業用代替 地)	宅地	710.09	平成13年3月	106,617	3,775	平成12年3月に土地区画整 理法による換地処分により 市が取得した土地である が、平成13年3月に開発公 社が実施する事業の代替地 として市から取得した。な お、開發公社が実施予定 であった事業の詳細な内容に ついては、不明である。	824	111,217	157	平成23年度に市による買戻し を実施する予定である旨の説 明を受けている。
	その他		5.54		2,880	468		54	3,403		
	平差用代替地	小計	1,759.53		255,261	28,493		3,592	287,347		
8	新長田駅南再開発		5,329.41	平成12年9月 ～ 平成20年12月	2,540,485	223,800		68,907	2,833,193	基金土地参照	
9	その他		1,226,425.20		519,531	42,119		16,100	577,746	4か月～ 8年7か月	
	合 計		1,260,354.31		6,071,594	664,439		140,069	6,866,094		

## (5) 包括外部監査の意見

〔意見-17〕 市は、今後時価を大幅に上回る価格で神戸市土地開発公社が保有する土地を買戻す場合には、含み損の状況につき透明性のある開示を行うべきである。

平成 21 年 8 月 26 日付で総務省より「土地開発公社の抜本的改革について」(総行地第 84 号)が発表され、その中で「土地の価額の適正な評価を通じた経営状況の適切な把握」として、以下のとおり通知されている。

### 【土地開発公社の抜本的改革について】(総行地第 84 号)(抜粋)

#### 2 土地の価額の適正な評価を通じた経営状況の適切な把握

(1) 「「土地開発公社の経理について」の一部改正について」(平成 17 年 1 月 21 日付け総務省自治行政局地域振興課長通知)により改正した「土地開発公社経理基準要綱」については、直ちに実施に移すことが困難な場合、当分の間、従来の方法によることも差し支えないとの経過措置を設けていたところである。

しかしながら、

ア 同改正通知に基づく改正事項の適用開始から相当程度の期間が経過し経過措置を設ける必要が薄れたこと

イ 平成 21 年 4 月に地方公共団体財政健全化法が全面的に施行され、土地開発公社が保有する公有地拡大推進法第 17 条第 1 項第 2 号<sup>\*1</sup>に規定する業務（以下「2 号業務」という。）に係る土地等について時価評価が必要とされていることにかんがみ、同改正通知に基づく改正事項については、平成 21 年度決算から実施に移すこととする。なお、必要に応じ実施状況について報告を求めることがあるので留意すること。

(2) 特定土地<sup>\*2</sup>、2 号業務に係る土地及び代替地については、時価が取得原価に比べて著しく下落していないか改めて確認し、財務諸表に適切に反映するよう努めること。

※1 「公有地の拡大の推進に関する法律」第 17 条第 1 項

土地開発公社は、第 10 条第 1 項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

二 住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令で定めるものを行うこと。

※2 「公有地の拡大の推進に関する法律」第 17 条第 1 項第 1 号の規定により公社が取得した土地のうち、地方公共団体等により再取得される見込みがなくなった土地

「土地開発公社経理基準要綱」

第 25 条 特定土地、土地造成事業に係る土地又は代替地（法第 17 条第 1 項第 1 号に係る代替地のうち、前条第 1 項の取得原価相当による再取得等が見込まれるものを除く。）については、その時価が取得原価より著しく下落したときは、近い将来に明らかに回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

2 前項において、時価が取得価額に比べておおむね 50% 以上下落している場合には、著しく下落しているものとする。

開発公社より、保有する土地については市による買戻しが見込まれるため、現時点において上記要件に該当する土地は存在せず、平成 21 年度決算において時価評価を実施する予定はない旨の説明を受けている。

市が開発公社土地を買戻すタイミングは、その多くが開発公社における保有期間が 10 年以上となる年度であるが、これは、総務省により毎年実施されている土地開発公社事業実績調査において調査対象となる土地が、開発公社における保有期間が 10 年以上となる土地であることと無関係とは考えられず、買戻し後の具体的な利用計画が無い状態であっても、市が開発公社土地を買戻している場合があると考えられる。これは、前述の「六甲シンフォニーホール」関連用地の例のように、市が開発公社から買戻し後も先行取得目的とは異なる利用状態が継続する場合や、「藤原台事業用地」の例のように、買戻価額よりも安価で外部へ売却される土地が見受けられることからも裏付けられるであろう。

地価の下落が続く状況で、その後の土地の利用計画が無く、買戻価格が時価を大幅に上回る価格であったとしても、市は先行取得を依頼した以上、当初の土地の購入価額に利息相当額等を加算した高額な金額で開発公社土地を買戻す義務を負っている。しかし、開発公社において時価評価が行われない現状においては、下記の事例の様に、多額の含み損を抱えている開発公社土地が存在するにも拘わらず、どの程度の含み損を抱えているかが判明せず、市の将来の財政負担が明らかにならない。

それ故、市は、今後時価を大幅に上回る価格で開発公社土地を買戻す場合には、含み損の状況につき透明性のある開示を行うべきである。

<事例>

所在地	取得年月	面積	残高金額	時価	含み損
長田区若松町 3 丁目外 1 筆	平成 13 年 5 月	1,282.27 m <sup>2</sup>	817,096 千円	256,454 千円*	560,642 千円

\*路線価に基づき算定 (200 千円/m<sup>2</sup> (路線価) × 1,282.27 m<sup>2</sup> = 256,454 千円)

## 【意見ー18】 神戸市土地開発公社はその役割を終えたので、解散を検討すべきである。

上記の「土地開発公社の抜本的改革について」(総行地第84号)において、地方公共団体は原則としてすべての土地開発公社を対象として、その存廃を含めた検討を行った上で抜本的改革を集中的かつ積極的に行うこととが求められることとなった。その中で、存続の必要性が認められない土地開発公社については解散を検討し、存続の必要性が認められる土地開発公社であっても、個別の業務ごとに必要性を確認の上で、業務の一部の廃止について検討することとされている。また、近年、他都市においても、土地開発公社を解散する動きが見受けられる。

既述の通り、開発公社の土地保有残高は近年減少傾向にあり、平成20年度においては政令指定都市の土地開発公社の中で土地保有額は最も少ない状況にある。また、開発公社による土地の先行取得額そのものも減少しており、地価が下落傾向にある現在においては、地価の高騰を前提とした先行取得のメリットそのものが希薄化している。

すなわち、「土地神話」が崩壊し、土地の先行取得制度が終焉を迎えることのある現在においては、市が実施する事業に必要な土地であれば、予算化を行い、議会の承認を得た上で取得するという本来あるべき手続を実施すれば良い筈である。換言すれば、それを実施せず、公社を利用して土地を取得することは、市民や議会への事業計画や土地取得の必要性等の説明責任を市が放棄していることに他ならない。

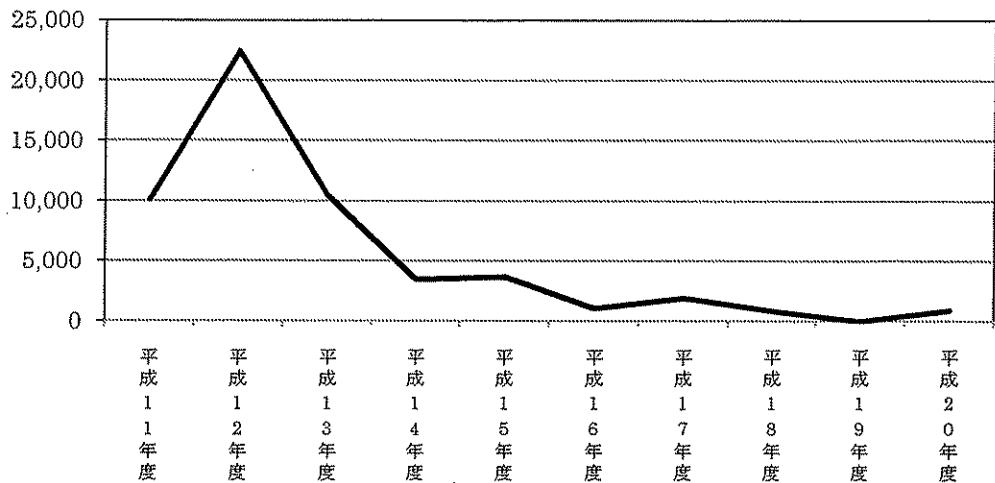
上記状況を鑑みれば、神戸市土地開発公社はその役割を終えたので、解散を検討すべきである。

### 【開発公社の土地先行取得額推移（平成11年度～平成20年度）】

(単位：百万円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
10,114	22,485	10,428	3,479	3,705	1,055	1,916	834	1	912

<開発公社の土地先行取得額推移（平成11年度～平成20年度）>



### 3. その他外郭団体土地について

#### (1) 監査の着眼点及び実施した手続

着 眼 点 (1)	その他外郭団体土地は適切に管理されているか。
監 査 手 続	その他外郭団体特有の土地の管理について、証憑書類を査閲し、有効活用の検討が十分に行われているかどうかを確認する。

#### (2) 包括外部監査の結果

包括外部監査の結果、指摘する事項は以下のとおりである。

##### ① 神戸市住宅供給公社における販売用土地の滞留について

所在地	資産種別	面積 (m <sup>2</sup> )	帳簿価額	取得時期
西区井吹台西町 6 丁目	事業用土地	42,641	4,271,769 千円	平成 13 年
北区東有野台 1・3・4 丁目	分 譲 宅 地	3,745	115,741 千円	平成 2 年
西区学園東町 4 丁目	分 譲 宅 地	5,970	684,637 千円	平成 10 年
西区学園東町 4 丁目	分 譲 宅 地	8,304	954,978 千円	平成 10 年
合 計		60,660	6,027,126 千円	

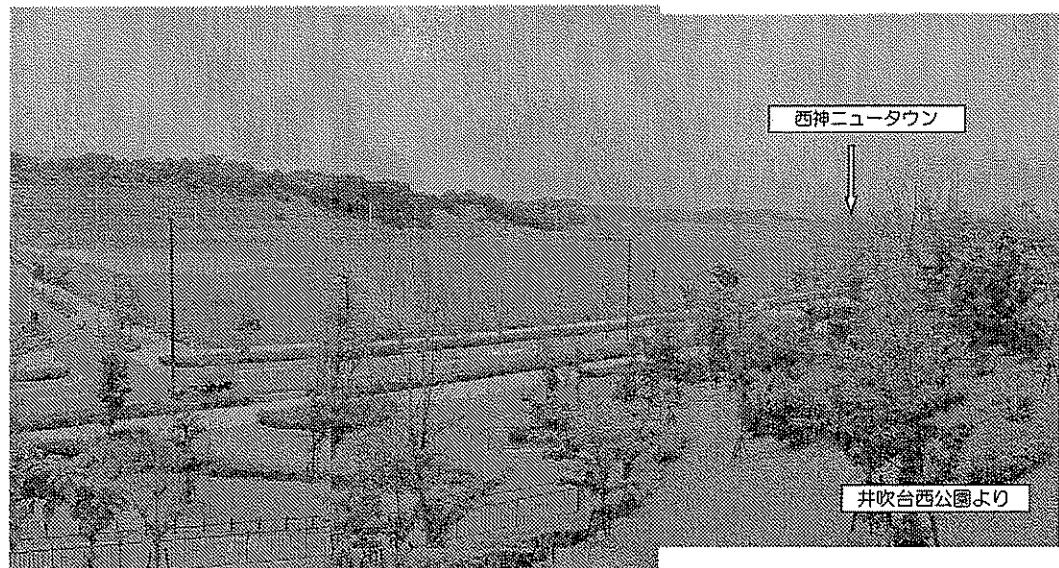
**〔指摘事項－13〕 「西区井吹台西町」土地ほか 3 件の大規模開発は、立地条件も悪く、駅周辺の住宅供給が進展し、量的充足が進む中で、開発の必要性につき、十分な検討がなされたのかどうかは疑問である。**

神戸市住宅供給公社（以下、「住宅供給公社」という。）は、昭和 30 年代以降、生活水準の向上に伴い生活基盤である住宅整備の必要性が生じ、これに対処するため制定された地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に基づき、昭和 40 年に設立された特別法人である。

住宅供給公社は、設立趣旨を踏まえ勤労者のための住宅供給に取り組んできたが、民間事業者による住宅供給が進展し、住宅の量的充足が進んだことなどから、平成13年度をもって従来の大規模開発・供給型の分譲事業から撤退しているが、販売用土地を平成21年3月末現在7,773,754千円保有しており、次頁表のとおり、その70%以上(6,027,126千円)が長期滞留している。

長期滞留土地のうち、帳簿価額が最も大きい「西区井吹台西町」土地について確認したところ、当該土地は、大規模開発・供給型の分譲事業から撤退間際の平成13年3月に神戸市より取得しており、また、下水、ガスの配管、道路整備等の整備により、販売するためには、少なくとも20千円/ $m^2$ の追加コスト(852,820千円=20千円/ $m^2$ ×42,641 $m^2$ )が生じる見込みとの説明を受けている。

現在の不動産市況を考えると、他の滞留土地を含めて当面売却は困難と言わざるを得ず、土地の取得の時期、及び、その後、現在に至るまで開発途上のまま滞留している事実を考えると、「西区井吹台西町」土地ほか3件の大規模開発は、立地条件も悪く、駅周辺の住宅供給が進展し、量的充足が進む中で、開発の必要性につき、十分な検討がなされたのかどうかは疑問である。



## 【神戸市住宅供給公社の販売用土地一覧】

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

団地名等		所在地	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	簿価 (千円)	経過年数	備考
一般分譲住宅	東山ヨーポ	兵庫区東山町 4 丁目	189	69,900	1 年～3 年	
	青木市場	東灘区青木 6 丁目	318	91,565	1 年～3 年	
一般分譲住宅 計			507	161,465		
分譲宅地	有野	北区東有野台 1・3・4 丁目	3,745	115,741	10 年以上	平成 2 年取得
	研究学園(29) Ⅱ期	西区学園東町 4 丁目	5,970	684,637	10 年以上	平成 10 年取得
	研究学園(30)	西区学園東町 4 丁目	8,304	954,978	10 年以上	平成 10 年取得
	春日台 5 丁目	西区春日台 5 丁目	9,471	1,041,795	1 年～3 年	
	春日台 6 丁目	西区春日台 6 丁目	1,544	167,454	1 年～3 年	
分譲宅地 計			29,034	2,964,607		
事業用土地	西神南(21～)	西区井吹台西町 6 丁目	42,641	4,271,769	5 年～10 年	平成 13 年取得
	東灘山手	東灘区住吉町字堂ノ本	1,268	375,912	1 年～3 年	
事業用土地 計			43,908	4,647,681		
販売用土地 合計			73,499	7,773,754		

### (3) 包括外部監査の意見

#### ① 住宅供給公社の今後の課題

##### ア. 総括的意見

**[意見-19]** 神戸市住宅供給公社は、24 億円の債務超過の状態にあり、また、設立当初の目的が達成される中で、存在意義が問われる時期に差し掛かっている。経営改善により債務超過の解消を図るとともに、神戸市住宅供給公社の存否について本格的に検討する必要がある。

住宅供給公社は、平成 14 年 12 月に「財務改善緊急 2 カ年計画（平成 14 年・15 年度）」を、平成 16 年 3 月には、「中期計画（平成 16 年～18 年度）」、平成 19 年 3 月には「中期経営計画」（平成 19 年～21 年度）を策定し、経営改善の推進等に取り組んできたが、景気の急激な悪化等に伴い当初の財務目標の達成が困難になったため、「平成 21 年度末までの 3 カ年で債務超過を 10 億円解消する」という新たな目標に変更している。

平成 21 年 3 月末現在、住宅供給公社の資産総額は 582 億円となり、負債総額 606 億円に対し、24 億円不足しており、同公社の財政状態は、24 億円の債務超過の状態にある。負債のうち外部借入金（住宅金融公庫、金融機関）は 463 億円であり、年利 2%と仮定すると、年間 9 億円超の金利負担が見込まれる。経営改善に向けて、早急に抜本的な対応策を講じる必要がある。

なお、158 頁表のとおり、住宅供給公社の保有土地は年々減少している。これは、平成 13 年度をもって従来の大規模開発・供給型の分譲事業から撤退した影響が大きく、民間事業者による住宅供給が進展し、住宅の量的充足も進み、昭和 40 年に設立された当初の目的が達成される中で、住宅供給公社自体の存在意義が問われる時期に差し掛かっているのは事実であろう。経営改善により債務超過の解消を図るとともに、住宅供給公社の存否について本格的に検討する必要がある。

【財政状態及び経営成績の状況】

a. 貸借対照表（平成 21 年 3 月 31 日現在）

(単位：千円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,914,061	流動負債	14,589,316
現 金 預 金	1,970,476	短 期 借 入 金	10,458,432
分 譲 事 業 資 産	4,019,244	そ の 他	4,130,884
そ の 他	924,341	固定負債	46,105,452
固定資産	51,330,450	長 期 借 入 金	35,865,851
賃 貸 事 業 資 産	46,072,420	引 当 金	2,636,695
賃 貸 住 宅 資 産	34,426,674	そ の 他	7,602,905
賃 貸 施 設 資 産	11,152,378	負債合計	60,694,768
そ の 他	493,366	資 本 合 計	△2,450,255
事 業 用 土 地 資 産	4,647,681	資 本 金	10,000
そ の 他	610,348	剰 余 金	△2,460,255
資 産 合 計	58,244,512	負債及び資本合計	58,244,512

b. 損益計算書（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
事業原価	16,859,824	事業収益	17,929,309
分 譲 事 業 原 価	4,180,118	分 譲 事 業 収 益	4,542,666
賃 貸 管 理 事 業 原 価	11,802,517	賃 貸 管 理 事 業 収 益	12,532,376
そ の 他 事 業 原 価	877,187	そ の 他 事 業 収 益	854,267
一般管理費	183,172		
その他経常費用	581,990	その他経常収益	54,451
特別損失	263,096	特別利益	125,840
合 計	17,888,084	合 計	18,109,601
		当 期 純 利 益	221,517

c. 事業資産内訳（平成 21 年 3 月 31 日現在）

(単位：千円)

資産の種別			土地			建物等	合計		
			販売用土地	賃貸土地	計				
分譲事業資産	分譲資産	一般分譲住宅	161,465	—	161,465	532,650	694,116		
		分譲宅地	2,964,607	—	2,964,607	—	2,964,607		
	分譲資産建設工事		—	—	—	360,520	360,520		
	計		3,126,072	—	3,126,072	893,171	4,019,244		
賃貸事業資産	賃貸住宅資産	一般賃貸住宅	—	4,627,369	4,627,369	4,403,472	9,030,841		
		直営特優賃住宅	—	9,902,473	9,902,473	15,493,359	25,395,833		
		計	—	14,529,842	14,529,842	19,896,832	34,426,674		
	賃貸施設資産	賃貸店舗	—	956,730	956,730	429,408	1,386,139		
		賃貸宅地	—	2,748,819	2,748,819	—	2,748,819		
		借上公営住宅	—	1,875,756	1,875,756	2,471,181	4,346,937		
		自主経営駐車場	—	173,873	173,873	722,215	896,089		
		市営住宅駐車場	—	—	—	1,774,393	1,774,393		
	計		—	5,755,180	5,755,180	5,397,198	11,152,378		
事業用土地資産			4,647,681	—	4,647,681	—	4,647,681		
合計			7,773,754	20,285,023	28,059,777	26,187,201	54,245,979		

【平成 13 年度～平成 20 年度神戸市住宅供給公社の債務超過額推移】

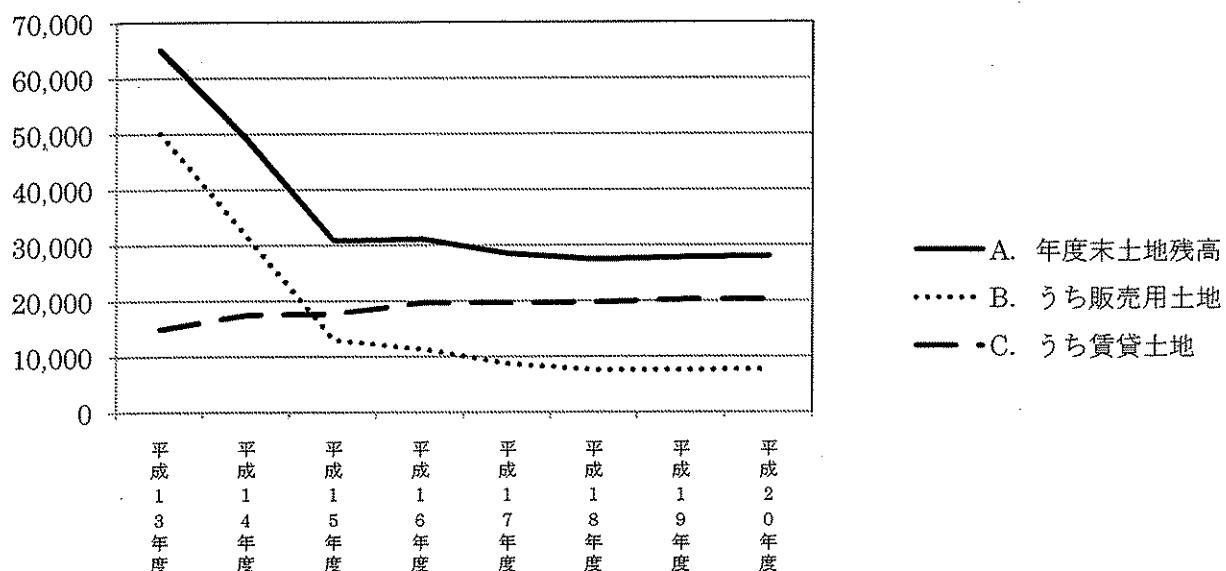
(単位：百万円)

項目\年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
A. 資産総額	96,729	82,096	63,045	68,536	60,443	61,684	68,176	58,244
B. 負債総額	91,008	79,916	69,463	73,516	64,326	64,722	65,848	60,694
C. 債務超過額 (A-B)	5,721	2,180	△6,417	△4,980	△3,883	△3,038	△2,671	△2,450

【平成 13 年度～平成 20 年度神戸市住宅供給公社保有土地推移】

(単位：百万円)

項目 \ 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
A. 年度末土地残高	65,110	49,243	30,865	31,172	28,541	27,471	27,895	28,058
B. うち販売用土地	50,157	31,774	13,075	11,450	8,801	7,621	7,624	7,773
C. うち賃貸土地	14,953	17,468	17,789	19,722	19,739	19,850	20,270	20,285



#### イ. 個別意見

〔意見－20〕 神戸市住宅供給公社の販売用土地は簿価全体の70%以上が概ね10年以上滞留しており、同公社の経営の健全性の観点から、中長期的に改善すべきである。

住宅供給公社では、事業の一つとして土地を含む不動産の販売を行っている。販売用土地の取得時からの経過年数を調べたところ、下表のとおり、取得時から5年以上経過している販売用土地が6,027,126千円(60,660m<sup>2</sup>)あった。その内、取得時から「5年～10年」経過している販売用土地に含まれる物件は、152頁の〔指摘事項－13〕に記載の平成13年3月に取得した「西区伊吹台西町」の事業用土地であり、簿価全体の70%以上が概ね10年以上滞留することになるが、住宅供給公社の経営の健全性の観点から望ましいことではなく、中長期的に改善すべきである。

【販売用土地の取得時からの経過年数（平成21年3月末現在）】

	1年以内	1年～3年	3年～5年	5年～10年	10年以上	合計
敷地面積(m <sup>2</sup> )	—	12,789	—	42,641	18,019	73,449
簿価(千円)	—	1,746,628	—	4,271,769	1,755,357	7,773,754